



令和8年 第4回定例会

会 議 録

(令和8年6月12日～6月26日)

枕 崎 市 議 会

令和 8 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 12 日～6 月 26 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
6 月 12 日（金）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第9号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第10号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程（日程第11号－第20号） 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 報告（日程第21号－第24号） 18 散 会
6 月 13 日（土）	休 会			
6 月 14 日（日）	休 会			
6 月 15 日（月）	休 会			
6 月 16 日（火）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
		委員会	後 4：02	1 議会運営委員会
6 月 17 日（水）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（3 名） 3 議案上程（日程第2号） 4 提案理由の説明、質疑 5 議案委員会付託 6 散 会
6 月 18 日（木）	休 会	委員会	前 9：30	1 総務文教委員会
			後 1：10	1 産業厚生委員会
6 月 19 日（金）	休 会	委員会	前 9：30	1 予算特別委員会

6月20日(土)	休 会			
6月21日(日)	休 会			
6月22日(月)	休 会			
6月23日(火)	休 会			
6月24日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
6月25日(木)	休 会			
6月26日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号―第4号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第6号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第7号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第8号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 継続調査申出について 18 議員派遣について 19 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 20 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 8 年 6 月12日)

令和 8 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	5 0	令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）	予 特
6	5 1	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	5 2	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	5 3	財産の取得について	〃
9	陳 3	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
1 0	5 4	人権擁護委員候補者の推薦について	
1 1	5 5		
1 2	6 4	農業委員会委員の任命について	
2 0			
2 1	報 2	繰越明許費繰越計算書について	
2 2	報 3	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	
2 3	報 4	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	
2 4	報 5	枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員

9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 味 園 美和子 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 石 場 竜 一 市民生活課参事
 大 江 武 史 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 木 浦 勝 美 農委事務局長兼農業振興係長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 寺 前 秀 紀 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 立 石 秀 和 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長兼選管事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 平 田 寿 一 総務課参事
 中 村 浩一朗 教育総務課長兼給食センター所長
 山 田 浩 隆 生涯学習課長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長
 吉 富 俊 作 総務課行政係主任

午前 9 時 30 分 開会

○眞茅弘美議長 令和 8 年第 4 回定例会が本日招集されましたが、出席議員 11 人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2 番下竹芳郎議員、10 番平田るり子議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 15 日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第 3 号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 8 年 3 月、4 月及び 5 月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和 8 年第 2 回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第 4 号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 令和 8 年第 4 回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、国際情勢は現在、非常に厳しい状況にあります。米国とイランの関係悪化によるホルムズ海峡の事実上の封鎖は、我が国の経済の至る所に影響を及ぼしています。燃油や石油関連製品の価格高騰、サプライチェーンの混乱などによる石油由来の製品や資材の不足により、本市の主力産業をはじめとした各産業、さらには市民生活においても様々な影響が及んでいます。

本市の基幹産業であります鰹節製造において、原魚の価格高騰や包装資材等の高騰、不足などが発生している状況もあり、5 月に東京で開催された県市長会主催の県選出の国会議員との要望伝達場で、その実情を国内の主要産地である指宿市とともに伝える機会を得ました。そのことを受けて、先般、水産庁の担当者が本市と指宿市を視察され、両市の水産加工業組合と漁業協同組合からのヒアリングが行われました。

市民生活においては、本市指定ごみ袋の店頭での在庫不足が発生する状況が見られています。指定ごみ袋に関しては、昨年実績数の確保はできており、基本的には例年どおりに出荷されてお

りますので、店頭在庫の不足は一部で買いだめが発生しているものと思われます。今後も市民へ丁寧な情報提供を行い、販売店等にも協力をいただきながら店頭在庫の正常化に根気強く努めてまいります。

このように本市においても中東情勢による様々な影響が及ぶなど、国際情勢は不安定な中ではありますが、政府は比較的スピーディーな危機管理対応を進め、石油をはじめとした輸入品の供給先の多角化や、円安是正に向けた財務省の取組、関係国との積極的かつ友好的な外交政策、さらには国会においては先日、補正予算を成立させました。

本市においても、国の補正予算を活用した対策をはじめ、国に対する積極的な支援の要請など、現在の国際情勢に対する対応はもとより、今後、中東情勢の好転、停戦後に想定される政府の「責任ある積極財政」下の経済環境を見据え、本市産業の付加価値向上や稼ぐ力の向上に向けた動きもしっかりと準備しておく必要があると認識しています。

それでは、3月議会以降の主な取組について申し上げます。

令和7年度の国の補正予算で措置された重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高対策として、市民1人当たり1万円の商品券を給付する、くらし応援「使（つか）エール商品券」給付事業については、先月末で、ほとんどの世帯への商品券配布が完了しております。また、大型連休などを通じて、多くの市民の皆さんに商品券を利用いただき、事業者からの商品券の換金率も約75%となっている状況です。

新年度が始まり、各学校、職場ではフレッシュなメンバーも加わり、それぞれの組織が動き出しています。今年は小学校に104人、中学校に136人の新入生が入学しました。施政方針でも述べましたが、今年度は望ましい学校づくり審議会を1年前倒しで開催することとし、今月26日に第1回審議会を開催する予定です。学校部活動の地域展開については、学校から活動場所への移動に関し、別府中学校から活動場所に向けたバスの運行を試験的に始める準備を進めています。また、昨年度、枕崎小学校にLD・ADHD通級指導教室を開設いたしましたが、今年度は枕崎中学校にも設置いたします。現在、9月の開級に向けて準備を進めているところです。

今年度も公民館との語る会を実施します。まず、5月19日に茅野公民館の皆さんとの語る会を開催しました。若手市職員との語る会についても、5月25日と29日の両日、開催しました。そのほかにも、枕崎ロータリークラブや商店街通り会、子育て世代の方々など様々な機会を捉えて市民との対話を行っています。今後も、多くの市民の方々との対話を続けていきます。

枕崎市立病院では、4月1日から小児科を開設し、平日の診療を実施しておりますが、4月から先月末までの2か月に、延べ449人の診療と延べ142人の予防接種を実施しています。

今年大型連休は天候にも恵まれ、枕崎お魚センターや火之神公園キャンプ場に多くの人出がありました。5月5日恒例の「こどもの日かつおまつり」は、南薩地域地場産業振興センターの3月末解散により、今年開催を見送りましたが、市民有志の方々により代替イベントが開催されました。関係各位の御尽力に心から感謝申し上げます。大型連休最後の5月6日からは、大阪市のあべのハルカスにおいて「ハルカス・ニッポン博覧会～地方創生 発見の旅～」において鹿児島県の物産展「まるごと鹿児島フェア」が開催され、枕崎市も参加して、かつおぶしをはじめとした本市特産品を宣伝販売し、多くの皆様に本市の味、文化を感じていただくことができました。

気象庁は、今月1日に九州南部が梅雨入りしたと発表しました。その翌日には台風第6号が本市に接近しましたが、幸い大きな被害はありませんでした。

南さつま市で開催された県総合防災訓練に、本市からは水道課の給水車を動員し、給水訓練を行いました。午後の防災点検においては、塩田知事が枕崎漁港高潮対策離岸堤設備の視察を行いました。本市では、今月5日に市内の災害危険箇所の点検を行ったところです。これから大雨や台風のシーズンを迎えることから、防災対策には万全を期してまいります。

また、5月に沖縄市で開催された九州市長会のONE KYUSHU プロジェクト「南海トラフ対策部会」において、本市は宮崎県串間市の支援都市として活動することとなりました。これは、南海トラフ地震が発生した際に大きな被害が想定される九州東部を中心とする自治体を、それ以外の自治体で支援する取組で、本市は先行都市として被害情報の収集に入ることであり、既に担当者が串間市を訪問し、事前調査を行っております。また、今月24日には、兵庫県南あわじ市との災害協定を締結します。災害対応については他自治体とも協力しながら、今後予想される大規模災害にもしっかりと対応できるよう取り組んでまいります。

今後、予定されている主なイベント、行事等について申し上げます。

さきの全員協議会でも報告しましたが、7月11日に少年の船事業を、今回は鹿児島水産高校の実習船、薩摩青雲丸を運航して実施します。7月25日・26日には恒例の第71回枕崎市少年野球大会が枕崎市宮野球場を中心に開催されます。南湊館では7月26日から8月30日までの会期日程で「くっきー！乙女展 in 枕崎」を開催します。人気芸人のくっきー！氏の独創的なアート作品の展覧会に多くの来場者が見込まれます。初日の7月26日には、市民会館でのスペシャルトークも予定しています。8月1日・2日は恒例の「さつま黒潮きばらん海枕崎港祭り」が開催されます。今年も、2日間開催で最終日のフィナーレを飾る三尺玉花火打ち上げなどに多くのお客様の御来場が期待されます。

以上で、行政報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第9号までの5件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、条例2件、財産の取得について1件、人事案件11件及び報告事項4件の計19件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く4件について、説明を申し上げます。

まず、議案第50号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,700万円を追加し、予算総額を153億3,700万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、危険空家等対策経費、地域公共交通システム推進事業負担金、Acrocity×BI（アクロシティビーアイ）導入事業委託、GISを活用した地籍図等のデジタル化構築事業委託、内鍋リサイクルセンター管理費、自治公民館整備事業等補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第51号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。これは、地方税法等の一部改正により、固定資産税について家屋及び償却資産に係る免税点が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第52号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の引上げをしようとするものです。

次の、議案第53号財産の取得につきましては、消防署に配備している消防車両を更新するため、水槽付消防ポンプ自動車を取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 議案第50号の一般会計補正予算末尾資料の5ですが、今回の補正予算において、地域公共交通システム推進事業負担金として、枕崎市地域公共交通計画策定費が計上されています。本市においては少子高齢化や人口減少に伴い、自家用車を持たない高齢者の移動手段の確保や、既存の公共交通網の維持が深刻な課題となっています。

まず、今回このタイミングで、地域公共交通計画を策定することとなった具体的な背景とその必要性について伺いたします。

○籠原正二企画調整課長 地域公共交通につきましては、地域の主体的な取組によって、持続可能な地域の交通サービスを確保していくことを目的とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域交通法に基づきまして、各自治体は、地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を描いたマスタープランであります地域公共交通計画を策定することが令和2年の法改正によりまして、これ努力義務となっております。

本市におきましては、令和4年6月に、令和4年度から令和8年度までの枕崎市地域公共交通計画を策定いたしまして、これまで公共交通に関わる様々な事業を展開してきておりますが、今回、令和9年度から5年間の計画について策定するものでございます。

地域公共交通計画を策定するに当たりましては、地域住民、自治体、交通事業者、そして有識者等が参画いたします法定協議会である地域公共交通活性化協議会、今回負担金の支出先として計上してございますが、この協議会において議論されることとなっておりますが、地域の公共交通の現状と課題を踏まえまして、前回計画の策定から5年間経過しておりますので、現状と今の課題を踏まえて、地域が目指すべき将来像を定め、その中で公共交通が果たすべき役割、取組の方針を定めます。

そして、その取組方針に基づき、利用者数や収支状況など、具体的な数値目標を明示しまして、目的を達成するために取り組むべき事業を位置づけていくということになってまいります。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番石幸徳議員 私も議案第50号一般会計の補正予算、2項目、いずれも環境政策の関係の項目についてですね。6月も環境月間ということもございますけれども、今本市は環境政策上、いろいろな課題があるのではないかとということで、また、この環境政策は全庁的な課題になっているのではないかと思いますので、委員会というよりも、本会議のほうでいろいろお尋ねをさせていただきます。

第1点が説明資料の9番ですね、ごみ分別A I 導入。昨今、経済新聞等を拝見しましても、もうほとんどの記事がA I 関連と言っていいぐらい全ページにわたってA I という文字が出てくるんですね。本市もごみ分別にA I を導入する目的、あるいはそのメリットといいたしめようか、特に今回の予算では、委託費をですね、この説明資料じゃなくて予算書の明細で300万円以上計上しておりますけど、このどこにといいたしめようか、今後、委託先を決定するんでしょうけど、どういうことを委託されるのか。そういったことについてごみ分別にA I 導入をする意義、そういうものをお尋ねをします。

それからもう一点ですね、予算書の20ページですが、水産加工業環境施設整備促進事業ということで50万円の補助金が出されています。これは従前から水産加工の環境施設には整備促進の補助金が出されていたけれども、今のこの時点でですね、この補助金を計上するというのは、先般、新聞報道でもございました本市の牧園川、馬追川等に関わる加工場が下水道区域にある事業所において、こういった取組がなされるのかですね。その点と、もう一者、関係事業者がござ

いましたけれども、この下水道区域以外の事業者については、この環境面の対応といたしましょうか、本市の条例もございます。そういった面での対応は現時点でどうなっているのかですね、取りあえず2項目についてお尋ねをいたします。

○石場竜一市民生活課参事 ただいま質問のありましたA I ごみ分別につきまして、説明いたします。

まず、当初予算で委託料で101万2,000円、使用料で118万8,000円の合計220万円でA I ごみ分別については、予算要求していたところです。これにつきまして、運営保守を予算要求するというので、今回、32か月分の予算要求で415万8,000円予算要求しています。その差額が委託料の予算要求額になっています。

A I ごみ分別でどういうことをするのかということですが、スマホとかで画像を撮って、それを燃えるごみであるとか、燃えないごみであるとか、分別するシステムになります。これにつきましては、データベースが必要ですので、その作業について、委託を行うことになっています。（「後段の水産加工関係の答弁が出ていませんよね」と言う者あり）

○石場竜一市民生活課参事 区域外の水産加工施設については、5月3日に新聞報道が出たんですが、それを受けまして、5月4日に訪問いたして、まず状況を聞いております。

来週市長と担当課長と3人でもう一度訪問いたしまして、現在の進捗状況とを確認することになっています。

○鮫島寿文水産商工課長 私のほうからは、議案第50号の令和8年度一般会計補正予算（第1号）の20ページの水産加工業環境施設整備促進事業について申し上げます。

これにつきましては、水産加工業者が新たに公共下水道接続のための対象施設整備に要する経費について、同事業で補助金を交付するものです。今回1事業者1工場の補助金を補正として予算をお願いするものです。下水道区域の区分では第4次区域の事業者になっております。

○6番立石幸徳議員 少し聞き取れない部分もあったんですけどね、A I 関係はまた委員会等で深めます。

水産加工場の排水、非常に悪臭が住民に迷惑をかけているっちゅうことで、これはもう昨年ですかね、議会でも陳情採択もされたんですけども、この下水道区域内の事業者っていうのは、当然ながらその下水道区域にあるということの大きな制約があるわけですね。

基本的には、下水道法では、下水道区域内での事業はですね、下水道管につながる場合は、BODが600ppmに落とさないといけないんですよ。でも本市は、特例としてそこを市内です、直接下水道管に流すように、ずっとこれまで政策的に配慮をしてきたわけです。ですから、下水道区域内の事業者というのは、その点を十分に勘案して、下水道につながるのは当然だと思っていただかないといけないわけです。その点は今後解決するみたいですので、今お尋ねしたいのは、その下水道区域外のもう一者の対応なんですね。

これは本市の河川条例、枕崎市の河川をきれいにする条例、これ平成11年に制定されましたけど、要は、下水道区域外の方々が一番大きな対象事業者になるわけです。

ここでお尋ねしたいのは、河川、川全体の水質目標も当然、設定してございますが、本市の河川条例の第13条ではですよ、事業者は、事業排水を河川または公共用水路に排出するときは、規則で定める排水の目標値に適合するよう、規則で目標値を決めてあるわけですね。それに適合するよう努めなければならないと。川全体の目標値もございますが、事業者個々の目標もきちっと条例規則で決まっているんです。

そこで、今回まだどういう対応がなされるか分からないその区域外の事業者には、その事業者の排水実態がどうなっているのか。そして、目標値はこうだよっていうことは、これは示しているんですか。

○石場竜一市民生活課参事 区域外の事業所につきましても、毎年度、水質調査を行いまして、

数値は調べております。今後につきましては、処理方法を今検討している段階で、それにいつから取り組むかということを今後聞き取っていく状況になっています。

○6番立石幸徳議員 毎年度、ちゃんと対応していると言いますけどね、先ほど紹介しましたように、この条例は平成11年にできた条例ですよ。もう30年ぐらいですね、そういったことをやり続けて、次の実行がされていないっちゃうことじゃないんですか。目標値に適合するようということですね。ですから、その辺も含めて、今後、委員会でもこの条例との関係、条例が用をなしていないわけですから、これまでも、これはあくまでも努力目標と、努力と言っても30年間努力をしている結果が出ていない。そういうことで、一応、この点については今後どういう取組をされるのかを最後に聞いておきます。

○石場竜一市民生活課参事 条例上は違反をしてないということでこれまでお願いしているところであります。引き続きお願いということで対応していきますが、議員のおっしゃるとおり平成11年から変わっていないという現状も踏まえて、進めていきたいと思えます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第10号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第54号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、豊留たき子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第10号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は、10人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番橋口洋一議員、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会をお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第54号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第11号から第20号までの10件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第55号から議案第64号までの農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

これら10件は、現在の農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、今給黎龍浪氏、眞茅文男氏、原田克子氏、白澤千恵子氏、園田和寛氏、天達範隆氏、畑野真人氏の以上7名については引き続き、中原博人氏、俵積田正康氏、西村真氏の以上3名については新たに、それぞれ農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第11号から日程第20号までの農業委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は10人であります。

念のため申し上げます。

それぞれの案件について同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反
対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番上迫正幸議員、5番水野正子議
員、6番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 まず、日程第11号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第12号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第56号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第13号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第57号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第14号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第58号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程15号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第59号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第16号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第60号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号の投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号から第24号までの4件について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項4件について、報告いたします。

まず、報告事項第2号繰越明許費繰越計算書につきましては、1月臨時会において議決をいただきました令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条並びに3月定例会において議決をいただきました令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）第2条及び令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第3号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和7年度枕崎市水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第4号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和7年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の、報告事項第5号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更につきましては、同計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、報告するものです。

これにつきましては、担当課長が計画の主な変更点等について説明します。

以上、報告を終わります。

○鮫島眞一健康・こども課長 枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の主な変更点等について、御説明いたします。

今回の変更は、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた教訓や課題、さらには関係法令の整備等を踏まえ、国が令和6年7月に政府行動計画を、鹿児島県が令和7年3月に鹿児島県行動計画をそれぞれ抜本的に改定したことを受け、本市におきましても同様に見直しを行ったものです。

今回の変更の主なポイントは、国や県の計画と連動しつつ、本市が、住民に最も身近な基礎自治体として、現場の実務執行を一手に担う体制を明確にした点にあります。

具体的には、感染症危機に対応できる平時からの体制づくりや住民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重を目的として、感染症の特性や流行フェーズに応じて対策を柔軟に切り替える、事態管理の考え方をさらに反映させ、運用の強化を図ることとしております。

これらに基づき、市長を本部長とする対策本部の一元的な指揮体制の下、迅速な情報提供、地域医師会と連携したワクチン接種体制の構築、さらには影響を受けた事業者等への支援や市の業務継続（BCP）の運用など、実務に即した7つの分野の具体的な取組を展開してまいります。

本市といたしましては、今回変更しました行動計画に基づき、日頃からの備えや体制構築を進めるとともに、万が一の有事の際には、市民の皆様生命と健康を守るため、迅速かつ的確な対策を講じ、市民の安心・安全の確保に全力で努めてまいります。

以上、説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告については、御承知おきます……（「議長、10番」と言う者あり）

平田議員、報告事項ですので、質疑は基本的な部分についてのみ簡潔に願います。

○10番平田るり子議員 報告事項第5号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について質疑させていただきます。

当局からも説明がありましたが、まず、今回の行動計画改定については、平成27年3月で改定されました。令和3年4月一部変更の計画から全面改正となっており、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた経験や教訓が反映されたものと理解しております。

旧計画は、新型インフルエンザを中心とした内容でありましたが、今回の計画は感染症危機全般を視野に入れ、情報発信のリスクコミュニケーションの強化、市民生活や地域経済への影響対策、社会機能の維持などが大きく充実されたものと認識しております。

また、本年3月議会においてワクチンの安全性や情報提供の在り方について、陳情が市民から提出され、議会内でも議論されたところでございます。このワクチンの検証はですね、しっかりと同様に進めていただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症への対応では、感染症対策そのものだけでなく、市民の情報提供や情報共有の在り方が大きく課題となっております。

そこでお伺いたします。本市として新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得られた教訓のうち、特に重要と考え、今回の行動計画改定に反映した点はどのような点か、お聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 今回の改定において、これまでの感染症対応から得られた教訓をどのように反映されているかについてお答えいたします。

これまでの新型コロナウイルス感染症対策等における貴重な経験と課題を教訓として、国が令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を、鹿児島県が令和7年3月に鹿児島県行動計画をそれぞれ抜本的に改定したことを踏まえ、本市においても、市行動計画の改定を進めたところでございます。

その中で、特に重要と考え、今回の改定内容に反映させた主な3点について申し上げます。

まず1点目としまして、平時からの備えとしての準備期の充実と実効性の確保を図ることとでございます。新型コロナ対応の初動期におきましては、検査体制や医療提供体制の迅速な立ち上げに課題が生じました。この教訓を踏まえて、従来の未発生期という区分を準備期へと改め、平時からの取組を拡充しております。

2点目としまして、感染拡大防止と社会経済活動の両立及び機動的な対策の切替えを行うこととでございます。これまでは、一律の行動制限などが中心となり、社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。今後は、感染症の病原性や感染力の強さ、また、ワクチンや治療薬の普及状況等に応じたリスク評価に基づき、対策の強化だけではなく、適切な緩和も含めた柔軟かつ機動的な切替えを行う方針を盛り込んであります。

3点目としまして、デジタルトランスフォーメーションの推進と情報提供、共有の高度化を進めることとでございます。保健所や医療機関の過度な負担を軽減し、迅速な意思決定を行うため、情報収集、共有・分析の基礎となるデジタルトランスフォーメーションの推進を横断的な視点として位置づけました。また、情報の錯綜や偽及び誤った情報の流布、感染者や医療従事者等に対する偏見・差別が大きな問題となった教訓から、科学的知見に基づいた正確な情報を分かりやすく発信するとともに、住民との対話型の情報共有を推進してまいります。

本市といたしましては、これらの教訓を反映した新たな行動計画の下、平時からの備えと関係機関との連携を一層密にし、将来起こり得る新たな感染症危機においても、市民の皆様の安心安全を確保できるよう、万全の体制を備えてまいります。（「10番」と言う者あり）

○眞茅弘美議長 平田議員、1回のみでお願いします。立石議員、それでは同じような質疑でよろしく願います。

○6番立石幸徳議員 私はまず、前回の本市の行動計画とですね、担当課長のほうで説明もありましたが、組織体制で具体的に違った点、前回、本市の対策本部には、市立病院長は入っていませんでしたね。私は前回のコロナ対策の中で、数回、なぜ市立病院長を入れないんだということを聞いたら、当時は、その都度その都度アドバイスをいただいていますからと。今回きっちりですね、この新しい行動計画には本部員として市立病院長を組織の1人として加えていること、私はこれは非常に改善点としてよかったと思います。

それからもう一点ですね、これはこれまでの議会でも指摘しましたが、具体的にこの変更点が出てきました。それは、コロナ感染あるいは新型インフルエンザというものの感染の状況、このことを的確に把握することは、極めて感染症対策上、大事なことだと思うんですね。今感染の実態がどうなっているのか、この実態が分からないと対策のしようがないわけですからね。

ただそこで、これまでの計画では、海外で発生した発生期、そして日本に入ってきた国内発生期とか、幾つか感染の実態を計画で出していたんですけど、私はもう具体的に言いますが、その当時、鹿児島県のほうに今、鹿児島県はどの時期になるんですかと聞いたら、県当局は分かりませんって言うんですよ。そういったことで、本当に新型インフルエンザの対応ができるのか。

今回、感染の流れとしてですね、前回と違って、まず準備期っていうものをつくってごさいます。

それから初動期、そして、この対応期ということで、対応期もBからC-1、C-2、Dということで4つに分けているみたいなんですね。

この時期を明確にするっていうのはかなり難しい面もあるかと思うんですけども、それぞれの行動項目は、その時期時期に応じてきちっと行動計画は作られているわけですよ。ですから、今感染の状況がどの時期にあるのか。この点はですね、今後ともしっかりと住民はもうどの時期にあるということで対応するわけですが、実際、国もだし、県もだし、市もだし、その時期をどういうふうに明確化するか。前回の計画は公表をすることになっていたんですよ、今どの時期にありますと、公表すると。今回この公表部分が抜けておりますけど、その点の対応について、具体的にお尋ねをしておきます。

○鮫島眞一健康・こども課長 今回の行動計画の主なポイントとしまして、今ほど6番議員のほうからも御発言ありましたが、これまで未発生期として記載はされていた部分が、3つの期間での対応ということで、準備期、初動期、対応期に分け、複数の感染拡大を想定した平時からの備えが強化されております。

新型インフルエンザ等対策における時期区分の考え方についてお答えいたします。

まず、各時期の定義につきましては、事態の探知から厚生労働大臣による発生の公表、政府対策本部の設置、そして、基本的対処方針が策定から実行されるまでの期間を初動期としております。これ以前を準備期、以後を適応期と定義されております。

公表につきましては、計画の段階で、各時期の定義がされておりますが、対策本部において、必要に応じて初動期、準備期、対応期という部分については、状況については公表をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○眞茅弘美議長 それでは、ただいまの報告については、御承知おきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時48分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和 8 年 6 月 16 日)

令和 8 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	立 石 幸 徳 議員（19ページ～28ページ）
		橋 口 洋 一 議員（28ページ～37ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（37ページ～45ページ）
		吉 嶺 周 作 議員（45ページ～51ページ）
		味 園 美和子 議員（52ページ～62ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員

9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員

4 番 上 迫 正 幸 議員

6 番 立 石 幸 徳 議員

8 番 味 園 美和子 議員

10 番 平 田 るり子 議員

12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 石 場 竜 一 市民生活課参事
 大 江 武 史 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 木 浦 勝 美 農委事務局長兼農業振興係長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 立 石 秀 和 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長兼選管事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 平 田 寿 一 総務課参事
 中 村 浩一朗 教育総務課長兼給食センター所長
 山 田 浩 隆 生涯学習課長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番橋口洋一議員、3番下竹芳郎議員、4番吉嶺周作議員、5番味園美和子議員、6番水野正子議員、7番禰占通男議員、8番平田るり子議員の順に行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

最初は、本市の望ましい学校づくりについての質問であります。

我が国の少子化の影響は、教育現場に大きな変化をもたらしておりますが、小中学校の教育においては、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、資質や能力を伸ばしていくことを踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。

本市においては、今後さらに少子化が進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持向上を踏まえると、学校規模の適正化や小規模化に伴う諸問題への対応が、将来にわたって継続的に検討されなければならない重要な課題であると認識が広がっており、地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められております。

令和8年度からの枕崎市総合振興計画を策定する過程の中でも、総合振興計画審議会より、「近隣市は学校再編が進んでいる。本市も早急に考えなければならない」との意見・提言も出されました。

本年度、望ましい学校づくり審議会が1年前倒しで設置されますが、「地域とともにある学校づくり」この視点を踏まえた丁寧な議論が行われなければなりません。

望ましい学校づくり審議会設置要綱第2条において、審議会は、市立学校の適正規模・適正配置、その他望ましい教育環境の整備推進のために必要な事項について調査審議し、教育委員会に答申するとなっております。

去る12日の初日本会議において、6月26日に第1回の審議会をするという市長報告がなされましたが、審議会の今後のスケジュールを含め、基本的な概要はどのようになっているのか、最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私のほうからは、本年度、望ましい学校づくり審議会を開催することとなった経緯について述べさせていただきます。

直近の望ましい学校づくり審議会の開催状況につきましては、令和4年度に別府中学校において、また、令和6年度には桜山中学校において、1学年の生徒数が15人以下になった学年があったことから、平成24年の望ましい学校づくり基本方針に基づき、それぞれの中学校を対象とした審議会において、今後の再編・統廃合についてどのように考えていけばよいかという内容で審議会に諮問したところです。

それぞれの答申につきましては、学校の生徒数の推移などから令和9年度に再度、審議会を開催することが望ましいとの共通した内容であったことがまず1点目、また、2点目として、令和6年度には、市内全域における幼稚園等や小中学校の保護者を対象に、再編・統廃合に関するアンケートを実施しましたが、しばらく現状のままと統合を望まないという回答が3分の2を占めたこと、これらを踏まえて、令和9年度の審議会開催を考えておりました。

しかしながら、市長と語る会における市民の方からの御意見、近年の出生者数の減少、また、今議員からも御紹介がございましたが、総合振興計画審議会での御意見などを参考に、総合的に判断し、令和9年度に予定していた市内全中学校を対象とした審議会を1年前倒しして、令和8

年度に開催できないか教育委員会にお願いしたところです。

今年度の審議会への諮問の内容、スケジュールにつきましては、担当課長から答弁させます。

○中村浩一郎教育総務課長 ただいま市長からございました望ましい学校づくり審議会につきまして、現在、第1回目の審議会に向けた準備段階で、議論がこれから始まります。

したがって、将来の学校の再編・統廃合については、具体的な内容を申し上げる状況になることは御理解いただきたいと思います。

まず、現段階の状況を申し上げますと、市内全中学校を対象とした審議会を開催することから、市内全地域の代表の方、また全小中学校の保護者の方々など21人の方々に委員を委嘱することとし、第1回目の審議会の案内を通知いたしましたところです。

この審議会への諮問内容について申し上げますと、「本市において、出生者数の減少に伴う児童生徒数の減少が今後も見込まれ、また、学校施設の老朽化など、教育環境を取り巻く課題が顕在化している状況の中で、将来にわたり子供たちにとって望ましい学校環境を確保するとともに、学校教育の質の維持・向上を図るため、市内全中学校の再編・統廃合に関わる具体的な方策について意見を求める」としております。

次に、審議会のスケジュールについてですが、第1回を6月26日に開催し、おおむね2か月に1回のペースで開催を予定しています。

そして、審議の進行状況にもよりますが、来年2月までには答申をいただきたいと思いますと考えております。

○6番立石幸徳議員 もう少しですね、この審議会の内容的なもの、今、諮問内容については、全中学校を対象ということで説明をいただきましたけれども、現在例規集の中に掲載しております望ましい学校づくり審議会設置要綱ですね、この中の第3条で、審議会は、委員10人以内で組織すると。

先ほどの説明によりますと、21名で今回はスタートするということなのですが、現在の要綱の委員10名と今度始まるその21名のメンバー、まずこの違いはどう理解すればよろしいんですか。

○中村浩一郎教育総務課長 今回、市内全域の審議会ということで、開催ということでございまして、5月の教育委員会定例会におきまして、こちらの審議会設置要綱の改正をいたしましたところでございます。

現在の新たな審議会設置要綱の第3条でございしますが、委員25人以内で組織しということで改めているところでございます。

○6番立石幸徳議員 ですから設置要綱を10名から25名と改めた。ただ実際は21名ということですが、その審議会の委員が、増になった背景っていうのをどう理解すればいいのか、この点をお尋ねをいたしたいわけです。

○中村浩一郎教育総務課長 人数が25人以内に組織されるということにつきましては、各校区の保護者の方々でありますとか、各地域の代表者の方々でありますとか、これまでの単一の校区での組織とは違ひまして、全市内の地域の方々に審議をいただくということで組織しているところでございます。

○6番立石幸徳議員 今の答弁からいくと、これまでは、例えば先ほど市長も言われたように、対象の学校が特定のといいましょうか、別府中とかあるいは桜山中という単一の学校が対象であったので、審議会の構成メンバーもそれなりの委員数になっているけど、今回は、市内全部の学校が対象になっているその関係で、当然、委員の数も増えたと、こう確認しておきます。

そこで、次に総合教育会議、この点についてお尋ねをさせていただきますが、総合教育会議と申しても、あまり一般的にはなじみがないんですね。

普通の市民の皆さんに、失礼だけど、総合教育会議って御存じですかと言われても、私は大半

の方はどういう会議ですかと言われるんじゃないかと思います。

しかしながら、この総合教育会議は非常に重要な会議になっておりまして、その経過としましては、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。ここはもう地方自治体が教育をしていく上で、かなり重要な意味を持つ法律なんですが、この法律の中に、総合教育会議が規定されたのが平成27年4月ですから、あまり期間もない。

ただ、なぜこれまでのそれこそ明治以来の日本の教育の中で、この平成の27年に、こういった総合教育会議というようなものが法律上、定められてきたのか、この点についてはもう時間の関係で割愛しますけれども、具体的には、この総合教育会議、本市においても令和8年度からの本市の教育大綱第3期になるんですけどね。平成28年に5か年の第1期、これは令和3年に第2期の教育大綱、そして今度、令和8年度からの第3期の教育大綱が定められています。

この教育大綱に基づいて、大綱ですから、本市教育の一番根本になる教育方針が書かれているわけです。

第2期と第3期の教育大綱、私も数回、それぞれ目を通しましたけれども、まず、今度新しい第3期の教育大綱において、この望ましい学校づくり等の関係では、どういうふうなことを検討されて、新しい教育大綱ができたのか。それから教育大綱を策定するに当たって、総合教育会議には、構成員として市長と教育委員会の委員となっていますからね。

その辺のところ、本市の教育の一番の根本になる方針ですので、この点について、総合教育会議の果たしている役割、それから今後の学校統合・再編に当たってのこの会議の果たす役割、そういうものについてお尋ねをいたします。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたように、私のほうからは、平成26年6月に改正され、平成27年4月に施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、新たに定められました総合教育会議というものはどのようなものかということについて、まずお答えしたいと思います。

総合教育会議は、首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、首長と教育委員会の協議及び調整の場として設けることとされました。

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4にその規定がございまして、同条では、地方公共団体の長は、ただいま質問者からもございました、いわゆる教育大綱の策定に関する協議、そして教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、そして、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議や、総合教育会議の構成員であります地方公共団体の長と教育委員会との事務の調整を行うために設けるものとする定められております。

また、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集いたしますが、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができると定められております。

総合教育会議の開催状況について少し触れさせていただきますと、ただいま質問者からございましたように、これまでの第1期から第3期までの枕崎市教育大綱の策定に関する協議会では、毎年度おおむね12月に総合教育会議を開催し、主に翌年度、新年度の教育委員会の取組について協議を行ってきております。

令和7年度については、ただいま申し上げたように、昨年12月と本年3月の2回開催しておりますが、昨年12月に開催された総合教育会議におきましては、先ほど申し上げましたように、令和8年度の教育委員会の取組についての協議と、ただいま質問者から質問がなされております学校の再編・統廃合についての意見交換も行われております。

また、本年3月に開催された総合教育会議におきましては、第3期枕崎市教育大綱についてな

どの協議が行われたほか、先ほど教育委員会から答弁がございましたように、本年中に望ましい学校づくり審議会を開催する方針であることについて、情報共有が行われております。

また本年度については、これも先ほど教育委員会から答弁がございましたが、6月4日に総合教育会議が開催され、望ましい学校づくり審議会の諮問内容について協議が行われたところであります。

もう一点、総合教育会議と教育大綱についての関係と申しますか、そういったことについてお尋ねがございました。

総合教育会議と教育大綱がどのように位置づけられているか、先ほどから申し上げております地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、総合教育会議と教育大綱がどのように位置づけられているかを答弁させていただきたいと思います。

この法律では、同法第1条の3におきまして、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、これは政府が定める、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針のことでございますが、この基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱を定めるものとされ、また、地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとする定められております。

これらの法律の規定に基づきまして、先ほどからございますように本市では、平成28年3月に第1期教育大綱を策定し、その後、令和3年3月には、この第1期教育大綱を変更いたしまして第2期教育大綱を、そして本年3月には、この第2期教育大綱を変更いたしまして第3期教育大綱を策定したものでございます。

また、教育基本法第17条第2項で、地方公共団体は、政府が定める教育の振興に関し講ずべき施策その他必要な事項についての基本的な計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されておりますことから、本市では、同じく本年3月に教育大綱を具現化する計画として、第3期教育大綱と同じく、本年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする第2次枕崎市教育基本計画後期基本計画を策定しております。

この第3期枕崎市教育大綱については、先ほど申し上げましたとおり、本年3月に開催されました総合教育会議での協議調整を経て策定に至ったものでございますが、先ほど説明いたしました第2次枕崎市教育振興基本計画後期基本計画における、いわゆる、教育の振興に関する施策の目標でありますとか、施策の根本となる方針の部分について、第3期枕崎市教育大綱に位置づけているものでございます。

私からは以上でございます。

○木之下浩一教育長 私からは、総合教育会議における学校の再編・統廃合の協議に関する教育委員会の基本的な考え方について申し上げます。

学校の再編・統廃合に関する議論では、まず、子供にとって最も望ましい教育環境をどう実現するかを中心に据える必要があります。財政や人口減少への対応が注目されがちですが、学習環境、学校規模、教員配置といった教育的効果を中心に据えて議論することが大事であり、学校を残すかどうかではなく、子供たちにどのような教育を保障するかという視点で熟議する必要があると考えます。

総合教育会議は、教育委員会と市長部局がそれぞれの役割を明確にしながら協議する場です。教育委員会は、教育の専門的な立場から、市長部局は地域政策など総合的な行政の立場から、それぞれの責任と権限に基づき、それを尊重しつつ、協議を進めることが求められます。

そこで、総合教育会議における協議・調整は、望ましい学校づくり審議会の議論の状況を踏ま

えながらも、学校をどう減らすかではなく、これからの時代に子供たちにどのような教育を残していくかを共有する場でなければなりません。

教育委員会と市長部局が未来を担う子供たちのために知恵を出し合うことこそ、最も重要な協議・調整の在り方だと考えております。

○6番立石幸徳議員 総合教育会議の件については、先ほどから出されていますこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中で細かく詳細に規定されているんですね。

この規定を1個1個チェックすることじゃございませんが、第1条の4の6項で、総合教育会議は、公開する。と法律で規定しているんですよ、公開すると、オープンにすると。しかし、私もはっきり言って総合教育会議がいつ・どこで開かれているっていうのも全然分かっていないのが実態じゃないかと思うんですね。そういう面で、公開するというところにどの程度配慮がなされているものなのか。これはまた別な機会に聞きますのでね。そうでないと、法律で公開するとなっているものが、市民が知らないということはおかしいと思いますよ。

そして今教育長から出されたなぜ教育大綱、教育の基本的な根本的な方針を市長と一緒にって協議・調整するのかという意味ですね。

これは単なる学校は教育の場が中心ではございますが、地域にとっても学校というのは、教育の実践の場以上にいろいろ地域のために役立つ、地域のための施設という意味合いがあるから、やはり総合教育会議で、これからの教育施設の在り方も検討していく。

私は、総合教育会議は言ってみれば、教育方針の上でも最上位の会議なんだと、この意識づけがやっぱり市民になされてほしいと思っています。

そこで具体的に、かなり時間も消化しましたので、本市の小中学校の児童生徒数の現状、それから今後どう数として、児童数・生徒数はどうなっていくと見通しをされているのか、これも漠然とした質問では、なかなか具体的な対応になりませんので、3年後、あるいは5年後、特に施政方針で中学校をまず具体的に検討するちゅうことですね。

本市の中学校は現状、それぞれ4中どういった生徒数でこれが3年後、5年後、そして本市全体としてどれぐらいの生徒数になると見通しをされているのか、お尋ねをいたします。

○中村浩一郎教育総務課長 本市小中学校の児童生徒数につきましては、令和8年5月1日現在で小学校児童数は682人、中学校生徒数は417人となっております。

今後の見通しにつきましては、出生者数の実績や今年度市内小中学校に在籍している児童生徒数を基に算出しますと、3年後の令和11年度は、中学生の生徒数ということですので、中学校生徒数は370人となり、現在と比較しますと47人の減となります。さらに、5年度の令和13年度は、中学校生徒数は324人で、現在と比較しまして93人の減になることが見込まれています。

また、昨年度、令和7年度の市内出生者が新1年生となる令和14年度におきましては、中学校生徒数は312人で、現在と比較しまして105人の減となることが見込まれています。

○6番立石幸徳議員 私も若干の推計を自分なりにいたしました、この質問を出す前にですね。

それは大体、本市の場合は、各校区1小1中体制ですので、そのまんま現在の小学生が同じ校区の中学校に進学をするとどうなるかという試算で中学校のほうは割と見通しを立てやすいんですね。

でも小学校については、今後の出生数も関係しますし、なかなか小学校の見通しっていうのは立てにくいです。特に、市長の行政報告にもございましたが、昨年令和7年は、新1年生が81名の入学、ところが今度令和8年は104名と、もう二十数名今度は増加したんですね。全体的に子供たちが減少していく中で、今度の本市の小学生は20名も全体的には増えたと。非常にその辺の実績も出てきますよね。なかなか小学校のほうの見通しっていうのは、立てにくいです。

ただ、中学校については今報告もあったように、私もこれ5年後には93人減少、あまり先のことを言うとはあれですけど、大体5年後の見通しをですね、どういうふうはこの学校統合再編に

備えてしっかりと見据えるかと。このことがやっぱり重要になっていくんじゃないかと思います。その点についてはまた審議会等で丁寧な審査・審議がなされると思いますが。

次にですね、小学校・中学校の適正規模、あるいは適正配置というものについて、一応文科省のほうでは、それなりに手引という形で、小中学校とも12から18学級が適正規模、あるいは適正配置という意味でも通学時間は1時間以内に収めるというような、そういう文科省の手引きもございます。

先般、全国紙で報道がありましたが、何とこの文科省の手引は2015年、平成27年にこの学校統合・学校再編についての手引が出ているけど、その後10年間たって、日本全国に小中学校合わせて約3万の小中学校が公立中学校・公立小学校があるんですけどね。これ10年間で、日本全国で2,400の小中学校が減っているんです、なくなっている。

この文科省の手引も非常に学校が減った要因になったんじゃないかということで、若干、批判・非難を受けているところもあるんですけども、いずれにしても、12学級から18学級が適正規模、ただこの学級数についても今度の6月議会で教育関係の陳情が出ています。陳情項目の3番目に、特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることと、こういった陳情が出ているんです。

つまりこのことが現在では実現しておりませんが、後でも触れますこの特別支援の関係ですね、今非常に特別支援については、教育上、比重がウエートが大きくなっていますので、この特別支援の学級の子供を学級数をいろいろ検討する、あるいは教職員の体制を検討する際に、児童生徒数としてカウントするということになる、学級数も増えていくわけですね。

今35人学級、特別支援はマックスが8人、全部足すと43つつちゅうことで2学級になっていきますよ。

そういう背景もあって、本市の場合、小学校・中学校の適正規模・適正配置という面については、どういったことを考えておられるのかお尋ねいたします。

○中村浩一朗教育総務課長 国が示します学校の適正規模につきましては、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定められており、中学校については、同法第79条において、小学校の規定を準用しています。

また、文部科学省が平成27年に定めた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、望ましい学級数の考え方として、小学校12学級以上、中学校9学級以上を確保することが望ましいと示されています。これを現在の本市の小学校、中学校に照らし合わせますと、該当する学校はございません。

次に、学校の適正配置につきまして、同手引きにおいて、通学距離の基準を小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内を妥当な目安とし、通学時間の基準としまして、おおむね1時間以内が一般的とされていますが、地域の実情に応じて通学距離や通学時間の目安を定めることができ、学校の適正な配置について検討を行う必要があるとされています。

本市においては、平成24年度の望ましい学校づくり審議会の基本方針の中で、学校配置に関して、小学校・中学校の通学距離は現行の国の基準を適用するが、通学バスの運用を導入するなどにより、柔軟に考えることとし、通学時間は、小学校がおおよそ30分、中学校がおおよそ45分以内とされているところです。

また、この基本方針には、学校配置に関して、「小学校においては、複式学級の人数が10人以下となり全校児童数が30人以下となった場合に、小学校の再編・統廃合を進めることを検討する」としていますが、長年見直しもされていないため、今後の児童数の推移も踏まえつつ、今年度の審議会に方針案をお示しし、意見をいただきながら新たな内容を整理してまいりたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 最後に、学校統合に伴う諸課題への対応、これは統合が決まったわけでも何でもありません。今後、審議会等を中心に丁寧ないろんな審査・審議がなされてですね、来年2月には結論が出ると思います。

課題はたくさんあるかと思うんですけれども、課題をいろいろ出す前に、先ほどから説明の中にございました文科省の平成27年の学校統合あるいは再編に関する適正規模・適正配置の手引きですね、これ現在文科省のほうで改訂、つくり直すということで、作業の真っ最中なんですね。近いうちについていうことですから、遅くとも1か月以内には新しい文科省のこの学校統合、学校再編に関する改訂版が出てくると思うんですが。

ただ、もう既にいろいろな報道等ではですね、その改訂版の中では、もう自治体の枠を飛び越えた統合再編もその新改訂版の中には出てくると、市町村を越えてですね。学校統合、学校再編の協議もできるような、そういった改訂版を出すというふうになっているんですね。

そこまでもう日本のいろんなこの地方の学校教育の在り方っちゃうのは大きく変わっていくんじゃないかと考えるわけです。

そこで、課題の一つとしては、先ほどからもちょっと申しています特別支援教育ですね。この特別支援教育の比重というのが非常に大きくなっている。

市長も12日の行政報告で、枕小をLD・ADHDの通級に限らず、今後は枕中のほう、中学校にも同じ特別支援教育の取組をするということで報告がございました。

それで、この学校等を再編となった場合のこの特別支援教育ですね、これはこういったことが予想されるのか、教育の関係では最後にお尋ねをしておきます。

○山宗功学校教育課長 市内の学校を再編し、統合すると想定しますと、必然的に学級数が減り、1学級当たりの児童生徒数が増えることになります。

その影響としては、少人数編制できめ細やかな指導を目的としている特別支援学級においては、支援対象児童生徒の数が増えることで、対応に変化が生まれる可能性があります。ただ、特別支援学級は、学級編制の人数に満たない場合は、複数の学年が一つの教室で学ぶ複式学級で編制されることが多く、統合によって、同じ障害種別の単学年で編制される可能性が増えるというメリットもあります。

また、特別支援学級、通常学級にかかわらず、教職員の配置は学級数に応じて行われますので、学級数が減ると、必然的に教職員の数が減ることになり、学級数に応じた職員1人当たりの児童生徒数は増加することになります。そのため、児童生徒に十分に目が行き届かず、統合によって生徒指導上の問題が増えるということも他市町村の過去の統廃合の事例から懸念されるところではあります。ただ、人数が増えることで多様な考えが生まれたり、人間関係の硬直化が避けられたりするというようなメリットもあります。また、統廃合する場合は学校の所在地によって地域との関わりが希薄になる可能性もあり、そのような多くの課題をどのようにクリアしていくかということも重要であると考えます。

学校の再編・統廃合については、今後の児童生徒数の推移や学級編制基準による学級数、教職員数、1学級当たりの児童生徒数や児童生徒の地域との関わりなど、再編・統廃合する場合としない場合の双方を想定し、そこで生まれる様々な課題やメリット・デメリットについて望ましい学校づくり審議会に適宜提示し、多面的・多角的視点から十分に協議していただこうと考えております。

○6番立石幸徳議員 今後、審議会のほうで、丁寧な、市民にとって本当に結論がですね、それでよかったと、市民の皆さんが言えるような結論を導き出していただきたいと、要望しておきます。

次の質問に入ります。JR指宿枕崎線の在り方のことで、去る5月12日にですね、JR指宿枕崎線沿線の3市とそれから県、JRを含めた検討会議において、指宿枕崎間の沿線に与える経

済効果といいたまいますか、そういうものが出されてまいりました。

これは県の交通政策課によりますと、周辺地域に与える便益ですね、便利・利益を数値化したもので、大体、6項目、まちづくり、交通、観光振興などから子育て、教育まで6項目に分類して、金額、数字でもって指宿枕崎線の沿線の方々の便益というものの、経済効果を出しているんですよね。それが6億4,900万円。こういうことで、現在の経済効果が出てきています。

そして、今の指宿枕崎線の運行するに当たっての管理費ですね、維持費、これが5億2,100万円ということですから、経済効果のほうが、管理費、維持費より約1億円以上上回っていますよってという説明なんですよ。

私はこのことを、あまりとやかく本当にその調査がどうのこうのって申し上げる気はございません。

いずれにしても、運行経費より1億円以上上回る効果がありますよという報道です。この報道、調査結果について県は、非常に価値があるということがはっきりしたのでいいことだと、地域にもたらす価値が数値化されたことは意義が大きいと、県のほうはコメントしております。

そしてJR九州は、ただ現状のままでは維持が困難だと、運行をしていく。そこで、関係者全員が納得できる議論を続けたいと報道上はコメントしているんですよ。

つまり、いずれにしても、その先に見えているのは沿線も含めた、その運行に当たっての維持費、経費を出していただきたいと、私はそういうふうに受け止めるんですけどね。

この辺の将来のこの会議の持っていく方、これはどうなっているのか、お尋ねをしていきます。

○籠原正二企画調整課長 先ほど質問者からございました、第6回指宿枕崎線の将来の在り方に関する検討会議におきまして示されました、現在の社会経済的価値の推計結果につきましては、現在の価値が6億4,900万円であるということが示されました。

これをさらに鉄道を利用した様々な地域活性化策を重ねることで、短期、中期、長期における将来の価値が増幅していくということが示されたところでございます。

まずこの推計の意義につきまして申し上げますが、この価値の推計につきましては、指宿枕崎線を単なる交通手段ということで捉えることなく、地域の活性化という観点から指宿枕崎線の価値がどれだけあるかということのを可視化したということでございまして、鉄道を利用した地域活性化に向けた取組の議論を深めていくために、今回の推計は行われたということで、これは検討会議の中でも説明がありますし、県のほうでもそういった認識でございます。

その上で議員の御質問に、今後の会議の方向性についてどのように考えて、どのようになっているのかということでございますが、この検討会議につきましては、令和6年8月の第1回の会議以降、6回の会議を開催しております。

これにつきましては、指宿枕崎線の在り方や鉄道を生かした地域づくりについて関係者で議論を重ね、現在、鉄道を生かした地域づくりにつなげるための実証事業の実施に向けた検討を行っているところでございます。

指宿枕崎線の将来の在り方につきましては、鉄道を生かした地域づくりを通し、価値が高まることで、路線の持続的な運行が図られ、地域住民の移動手段が確保されるよう、引き続き実証事業を含め検討・協議していくものと考えております。

○6番立石幸徳議員 質問時間の残りがあまりございませんのでね、この点についてはまたいろいろと掘り下げる機会はたくさんあるかと思えます。

ただ、全国的に見ても、特にJR北海道あたりの対応というのは、もう本当に運行をするJRとその関係の地元自治体は、なかなか合意が出ない。

JR北海道はもう、いわゆる鉄道の言葉でいう上下分離を再提案、もう一回出したというような形で鉄道の維持、地方の鉄道ですね、なかなか合意を見つけるのに苦慮していますので、このJR九州で今、法律に基づいていわゆる再構築協議会ではございませんのでね。これ3年以内に結

論を出すという法律の縛りはございませんけれども。

これは本当にいい形で私は結論が出るように、今後もこの点については発言をさせていただきたいということで、次の最後の質問、南あわじ市との災害時応援協定締結、この件ですね、もうこれも去る12日の初日本会議に市長のほうから、6月24日、あと1週間ぐらいしたら南あわじ市と枕崎市との災害時応援協定が締結されると報告がございました。

私は非常に本市にとってすばらしい協定になっていくことを期待しております。

これまでも南あわじ市とは、一昨年から、いわゆる物産の淡路のタマネギ、乳製品を中心に、本市はまたこっちの水産加工品を中心に向こうの南あわじ市の美菜恋来屋っていうそのスーパーで販売する交流は続けておりましたが、この災害面での協定がなぜこういうふうに進んできたかという、当然、これは2015年の10年ぐらい前のJ A南あわじとJ A南さつまが4項目にわたって協定をしていたわけですね。

その4項目の一つに、物産交流もございすけれども、災害時にはお互い助け合いましょうという協定をJ A間では取り交わしているわけです。それを自治体レベルにステージを上げて取り組もうということが今回、実現になってきたということだと思ふんです。

この件に関わった市民の方々、いろんなの方々、この件で頑張っていたいただいた方々もおられますけれども、私は非常に、この南あわじ市との災害協定が、これからやっぱりいろんな意味で生かされるであろうと期待をしております。

と申しますのも、南あわじ市は、1995年1月17日ですよ、日本の災害史に残る阪神・淡路大震災の淡路島は震源地ですから、本市の今度の施政方針にも出ている大規模災害を経験した地域なんですね。私は災害に対するノウハウ、あるいはいろんな災害に対する学ぶべき点、たくさん持ち合わせていると思います。

南あわじ市が一方的にそのメリットだけがあるのかっていうと、実はこの阪神の震災のときも、お隣の当時、合併はまだこの南薩地区では進んでいなかったですので、顛娃町から、災害の救援物資でサツマイモが届けられたんですね。これはメディアが取り上げて、顛娃町から災害時にサツマイモが送られたっちゅうことで非常に話題になりましたよ。

私は災害を望んでいるわけじゃありませんけれども、災害時にそういったこっちの南薩の力でですね、いろんな救援物資を送る、そういうこともできる。

ですから、この南あわじ市との災害協定を、今後どう生かしていくっちゅう考えなのか、まず協定のその内容、どういったことを協定締結されるということになっているのか、内容面も含めて、今後の協定に関する決意をお聞かせいただきたいと思います。

○平田寿一総務課参事 南あわじ市との災害時相互応援協定の内容につきましては、双方いずれかの市において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、住民の生命・身体・安全確保を第一にした応急対策、復旧活動及び広域避難などの被災者支援が円滑に遂行できるように、必要とする応援要請に対して、迅速、かつ的確に応え、応援協力を行うということを目的としております。

この協定締結によるメリットとしては、両市は地理的に離れているため、大規模災害時に同時に被災するリスクが低いという利点があります。これによって、もう一方が支援を行うことが可能ですので、両市それぞれバックアップ体制が確保でき、防災対応力を強化することにつながります。

国や県を介した広域支援は、派遣先の割り振り等の調整により、職員を派遣するまでに一定の時間を要しますが、本協定の締結により、発災直後に迅速に人的支援を行うことが可能になります。

被災自治体にとって最大の課題は、マンパワー不足です。避難所の運営支援に加え、その後の被災者の生活再建に不可欠な住家被害認定調査や罹災証明の発行など、行政実務を助け合うこと

で被災者の生活復旧を早めることができると考えております。また、看護師や保健師、建築士など技能職の派遣は、初動期から応急対応期において、被災者支援という面で大きな力になると考えております。

これ以外にも、先ほど議員からもありました阪神大震災を経験した南あわじ市、そして、台風をはじめとする風水害を幾度となく経験してきた本市。この両市が持っている災害対応のノウハウをお互いに学ぶことで、両市の防災力を高めていくことが期待されます。

協定の締結後は、物資や資機材、そして何より人を通じた支援が円滑かつ迅速に機能するよう、両市の連携をより一層深めてまいりたいと考えております。

○眞茅弘美議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 通告に従い、質問をさせていただきたいと思います。

近年、自転車利用者を取り巻く交通環境は大きく変化しております。特に、道路交通法の厳格化や交通安全意識の高まりにより、自転車は原則として車道通行という考え方が広く知られているところになっております。

しかしながら、地方においては、歩道や車道の整備状況、交通量、道路幅員などが都市部とは異なり、必ずしも安全な自転車通行環境が整っているとは言えません。

都市部においては、普通に子供の送り迎えに自転車を利用している保護者、近隣の駅まで自転車で通う学生、社会人など、限られた歩道、車道においてすみ分けを行い、不足する道路資源を有効活用するため、交通量の多い車道においては、自転車が車道を走らなくてもよいように、至るところで普通自転車歩道通行可となっており、通勤・送り迎え等においても広く自転車が使用されていることから、歩道上を多くの自転車が行き交う状況が見られております。

本市においては、歩道における通行量というのは非常に少ないものと認識しております。そこに自転車が走っている状況というのも見えるところです。

自転車は、常に車道しか走れないわけではありません。普通自転車は、普通自転車歩道通行可の標識がある場合のほか、13歳未満や70歳以上、もしくは身体に不自由のある方が運転する場合、さらに車道や交通状況から見て安全確保のためにやむを得ない場合には、歩道を通行することができるということになっております。

今回は、質問主題にあるように、本市の実情に応じた通行区分の適用についてということで質問をさせていただきます。

まず、自転車をめぐる概況を把握するために、自転車事故の発生状況、また、車道を走る自転車への苦情等の相談状況について伺います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 自転車は市民の身近な交通手段として、また環境負荷の低いエコな移動手段として重要である一方、その交通ルールの厳守、また安全な通行環境の確保は大変重要な課題であると認識しております。

近年の道路交通法の改正により、自転車の危険な運転や行動に対する罰則が強化されるなど、社会全体で自転車の安全利用に対する意識が高まっております。

議員からのございましたように、本来、自転車は道路交通法上、原則として車道を走行することとされておりますが、自動車・自転車・歩行者がそれぞれ安全に安心して道路を共有するため

には、それぞれが交通ルールを守り、お互いに配慮する必要があります。

市といたしましては、このような状況を踏まえ、市民に対して自転車の正しい交通ルールの啓発を行うとともに、本市の交通実態等を勘案しながら、関係機関とともに効果的な方法で交通安全対策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

質問にございます自転車事故の発生状況、車道を走る自転車への苦情等の相談状況などについては、担当課長から答弁させます。

○平田寿一総務課参事 自転車事故の発生状況と、車道を走る自転車への苦情等の相談状況についてお答えいたします。

初めに、本市における自転車に関係する交通事故の発生状況について、枕崎警察署に確認いたしましたところ、管内における令和7年中の自転車関連の交通事故は、人身事故が3件で、追突事故、出会い頭の事故、右直事故（自転車は直進で車は右折）となっております。

なお、スマートフォン等の使用に起因する事故の報告はございませんでしたが、重大な事故に直結する危険な行為であるということは認識しております。

次に、車道を走る自転車への市民からの苦情や相談状況についてです。

市役所に直接寄せられた市民からの苦情や相談は、現時点ではございませんが、枕崎警察署におきましては、一時停止など一般的な道路交通法上のルールが守られていないことに対する苦情や相談が数件寄せられているものの、今回の法改正に関するものはないとのことであります。自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられ、原則、車道通行とされておりますが、これが安全に機能するためには、正しい交通ルールの遵守とマナーの向上が不可欠です。

市といたしましては、今後とも枕崎警察署や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全運動やキャンペーン、広報紙や街頭指導などを通じて、自転車の正しい通行区分や基本的な交通ルールの周知徹底に、より一層努めてまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 人身事故は3件あったということで、その人身事故の状況等というのは、何かお聞きされているところはあるでしょうか。車道であったよとか、歩道であったよとか、そういったところについては、いかがでしょうか。

○平田寿一総務課参事 警察のほうに今問合せをしているんですけれども、そういった詳細な部分については、ちょっと公開できないということで、聞かされておられません。

○11番橋口洋一議員 分かりました。

現在、私も自転車であちこち走り回っているところでありまして、この青切符ですかね、自転車における交通違反反則金を課すと、そういう状況に今年の4月1日からなりまして、私も今まで歩道を普通に走っていたんですけども、車道に降りてみました。降りてみたところですね、非常に大変な思いをしておりましたので、それを踏まえたところですね、質問させていただきたくないというふうに思ったところもあります。

また、苦情の相談状況っていうのはですね、私がふらふらふら走りながら市内をうろうろしているもんですから、そういったところでいろんな話というのが出てきているんじゃないかなとドキドキしているところもありました。

そういった中で自転車が、今現状は歩道を走っているところが多いかと思っております。その自転車がですね、もともとの大原則として、車道を走るんですよというその大原則に戻ったところで、自転車を走らせるというところを考えると、もう車道を走ることを前提としてですね、車道の整備状況はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○神浦正純建設課長 自転車の法的な位置づけにつきましては、議員からの御質問や先ほどの答弁にもございましたけれども、道路交通法上、普通自転車は軽車両として車道の左側を通行することが原則とされていることから、本市においてもこの原則を念頭に置いて計画・設計し、市道の整備を行っているところでです。

市道の整備状況につきましては、通学路の交通安全対策として「ゾーン30プラス整備計画」に基づき、主として歩行者の安全・安心を優先し、通行空間の整備を推進しているところです。

一方、自転車の車道通行を誘導するための施設整備、例えば鹿児島市内などで見られる自転車専用通行帯や、最近、国道226号において整備が進められている車道左端にある青色の矢羽根型路面標示といった整備につきましては、道路の幅員や交通量、工事費等の制約もあることから、現時点において本市の市道への取組には至っていない状況でございます。

○11番橋口洋一議員 そうですね。なかなか道路の整備というのは追いついていないところじゃないかと思います。

車道の走行部の表示、そういったものも含め、新しい車道においてはですね、きれいになっているところも多々あります。ですけど、古い車道の近辺でですね、自転車を走らせようとなると、結構凸凹しているところもあるように見受けられます。

今後、担当課としてはですね、どのように整備を進めていこうと考えられているところかをお伺いします。

○神浦正純建設課長 御指摘のとおり、特にですね、市道の車道左端において、舗装の経年劣化や側溝との段差等により、走行に支障を来している箇所が市内に存在していることは認識しているところです。

路肩部分の損傷は、自動車の走行よりも自転車等に対して、より直接的な危険をもたらすものであり、特に自転車が車道の左側部分を通行することが原則とされている現状においては、路肩の良好な状態の維持は重要な課題であると認識しております。

なお、御指摘の状態が悪い箇所の多くは、車道外側線が設けられている道路において、歩道側の外側線外側の路肩部分であるケースが多いものと考えております。これらの路肩部分には側溝やL型側溝等が連続して配置されており、自転車の常用走行位置としては必ずしも適していない状況にあります。

道路交通法上、自転車は車道の左側部分を通行することとされておりますが、車道外側線が設けられている場合には、外側線より内側の平たんな車道部分を自転車の主な走行位置としていただくことが安全上望ましいと考えております。

市民の皆様に対しましては、自転車の安全で適切な走行位置について、交通安全運動や広報紙などを通じて、関係機関と連携しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 今お話がありましたように、なかなか道路の整備っていうのは追いついていないところで、車道を走りなさいよという現実があります。その状況でですね、自転車についてきちっと走る場所を認識しなさいよと言ってもですね、走りたくても走れないっていう状況はあるんじゃないかというふうに思っているところです。

そういった状況もありますが、先ほど来、お話しさせていただいております、普通自動車歩道通行可という制度ですね、こちらのほうは、歩道であっても、自転車が走ってもいいですよというふうに規定をされている、道路交通法の例外に当たるところかと思います。

現在、普通自転車歩道通行可となっている歩道につきましては、どこに設置がされており、またその歩道はどのような状況から認可されたものであるかというところをお伺いいたします。

○神浦正純建設課長 御質問の歩道を普通自転車が通行してもよいとされる普通自転車歩道通行可の規制は、道路交通法第63条の4第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会（本市においては鹿児島県公安委員会）が自転車及び歩行者の安全を確保するためやむを得ないと認める場合に、道路標識によって指定するものです。

本市内におきましては、普通自転車歩道通行可の標識を設置し、指定された箇所は、国道・県道の4路線にあります。

具体的には、国道226号については、南側歩道では枕崎郵便局前から新町のファミリーマート

前まで、北側歩道では鹿児島銀行前から白沢東町の市境手前まで、国道270号については、東側にある歩道の水流跨線橋先から金山浄水場前まで、それから県道枕崎知覧線については、南側歩道では中原三文字交差点からまかや町の横断歩道まで、この横断歩道から歩道が北側にシフトしまして北側歩道では駒水町の集落入り口まで、県道枕崎停車場線については、駅前広場から中央交差点までの両側歩道が、それぞれ指定されているところです。

指定箇所の個別の経緯や理由につきましては、枕崎警察署においても正確な情報は把握できていないとございますが、警察庁が定める交通規制基準に基づいて、県公安委員会が指定したものであると伺っているところです。

○11番橋口洋一議員 当初、この質問をつくるときに私が見ていた箇所は、駅前の、先ほどの話でいうと、県道の枕崎停車場線、それと国道226号しか把握してなかったところですけども、国道270号、そして県道枕崎知覧線というところがありました。

こちらについては、私、桜山中学校出身ですが、金山校区から自転車通学が許されていたので、その関係が昔からあり、指定されているものかというふうに思うところがありますが、270号、そして県道枕崎知覧線、こちらの設定について、警察でなくとも何か市のほうで把握されている情報等がありますでしょうか。

○神浦正純建設課長 ただいまの御質問の県道枕崎知覧線の指定箇所につきましては、令和4年度の子供の移動経路・通学路等の安全推進会議において、当該道路の車両交通量が多いため、別府中学校の自転車通学生が、登下校時に大変危険であるということからですね、対策箇所として挙げられました。その後、警察のほうで検討がなされた結果、その対策として翌年度に普通自転車歩道通行可の指定が行われたものと把握しております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。

桜山のほうも、同じような経緯で昔設置されたものではないかというふうなところが推測されるところです。ですが、その対象となる歩道というのは、それほど広いところではないんですね、特に金山方面の歩道とかもですね、非常に狭いように見ております。別府のほうも、それほど広い通路じゃない、歩道じゃないかなというふうに思っているところがあります。

今の話を踏まえましたところでですね、先ほど来、話をしております普通自転車歩道通行可となっていない場所があります。市役所前の歩道になります。私も自転車で来るときにですね、広い歩道を横目に見ながら車道を走ってきているところです。走っているときに、ここを走るっていうのが、法律上、きちっと許されているのであれば、私もそこを走るだけだなあというふうに思いながら走っているところでもありました。

つきましては、市役所前の広い歩道につきましては、普通自転車歩道通行可という適用を県の公安委員会に申請するということはできないものかお伺いします。

○神浦正純建設課長 まず、一般的な交通規制業務の手順につきましては、警察庁が定める交通規制基準に示されている交通規制業務フローチャートによれば、交通事故や交通渋滞、要望・陳情などを基に、所轄警察署において実態調査を行い、交通規制計画案を策定し、関係機関との事前調整を経て計画案が決定された後、所轄から県警本部へ上申を行います。その後、道路管理者、地方公共団体、知事及び関係行政機関の長、警察庁との協議・意見聴取と調整を経て、公安委員会の意思決定がなされ、広報等を行った上で交通規制の実施・道路標識等の設置がなされ、その効果の確認等が行われることとされております。

また、当該基準の普通自転車歩道通行可の規制実施基準によれば、当該規制の指定対象道路は、原則として次のいずれにも該当する歩道とされております。

1 つ目は、歩行者の通行及び沿道の状況から歩行者の通行に支障がないと認められる歩道であること。

2 つ目は、縦断勾配がおおむね10%以上となる勾配の急な歩道以外で、自転車の通行に危険

がないと認められる歩道であること。

3つ目は、歩道の有効幅員が3メートル以上あること。ただし、橋梁、高架の道路、トンネル内などで特に必要である場合には、1.5メートル以上とすることができるとされています。

なお、主な留意事項としましては、歩道幅員が3メートル未満の歩道における規制の実施は、原則として車道における自転車専用の通行空間の確保が困難である場合であって、大型自動車等の混入率が高いなど、普通自転車の車道通行が危険であると認められる場合、または歩道における普通自転車と歩行者の交錯の危険性が低いと認められる場合に限定することなどとされています。

御質問の市役所前の歩道ですね、これについては、歩道幅員が4メートルありますが、車止めやモニュメント等が設置されており、有効幅員が3メートル未満の部分も存在します。

先ほど議員のほうからですね、現在、指定されているこの規制ですね、これは結構幅員が狭いところもありますという発言もありましたが、当該歩道の指定に当たってはですね、沿道の状況、それから自動車交通量、歩行者の通行量などを踏まえた、安全確保の観点から総合的な判断がなされるものと考えているところです。

○11番橋口洋一議員 分かりました。状況をきちっと把握したところで、まずは市役所の前の歩道を通行できるようについていうところを考えていただき、そこを皮切りにですね、最後のほうの質問にもつながっていきますが、市内全域を考えていただきたいというふうに考えております。

先ほどの話の中にもありましたが、交通事故や交通渋滞、要望・陳情などを基にですね、所轄の警察署において実態調査等を行ってというような話があったかと思います。

要望・陳情がないことには警察署も動けないということですので、まず、警察のほうと実態調査等も行ったところで、まず、市当局のほうからですね、働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。先ほども中学校の歩道と中学校の自転車用通学路と見られる270号、指定がなっていますよというふうにありましたけれども、そのほかにもですね、中学生になると自転車で通行・通学する方がいらっしゃいます。

またですね、今回一般質問を作成するに当たり、16歳以上への青切符の運用が始まったということがあり、質問をいろいろ考えていたところだったんですけども、質問をきちっと整理する中で、16歳にならない中学生というのは歩道を走っても構わないんだよというふうに思っていたところ、一番初めも申し上げましたとおり、13歳になるとですね、車道を走りなさいという対象になるというふうに気づかされました。また、13歳以上70歳未満の方っていうのはですね、自転車に乗る際には、原則車道だよということを知り非常に驚いたところでもあります。

中学生は、青切符、交通違反の対象ではなくてですね、もし違反があったとしても、指導にとどまるというふうにはなっておりますが、車道を走るという大前提で、どれほどの指導が行われているのかという点について伺います。

○山宗功学校教育課長 学校における交通安全教育は、児童生徒が自他の生命を尊重し、安全に行動できる能力や態度を養うために極めて重要であると認識しています。

そのため、各小中学校においては、警察署や交通安全協会、市役所の危機管理対策係等と連携し、年1回から2回の交通安全教室を実施しています。実際の指導については、小学校低学年では、横断歩道の安全な渡り方について、小学校中学年以上及び中学校においては、自転車の安全な乗り方について、実技も含めた指導を行っております。

道路交通法等に基づく交通ルールにつきましては、教師からの一方的な説明だけではなく、交通安全教室の際に警察署や交通安全協会の方に口頭や動画を用いて説明していただいたり、実際に校庭などに一般の道路と同じような環境をつくり、実技指導をしていただいております。今回の道路交通法改正については、保護者に対しても、自転車に対する交通反則通告制度に関するチ

ラシをメール配信するなどして周知を図っております。

また、学校の交通安全担当者が鹿児島県教育委員会が主催している研修会に参加し、交通規則の理解を深め、それぞれの学校の職員に還元することで、日々の交通安全教育に生かしております。

さらに、交通ルールの遵守の指導と合わせて、自転車に乗る際は、自他の安全や生命を守るような行動を心がけるように指導しております。

○11番橋口洋一議員 様々な教室と、あと周知を行われているというところは、よく分かりました。

一方ですね、実際、子供たちが自転車に乗るといふところの状況というのは、なかなか見るところはないかと思います。

私も昔自動車に乗る前には、自動車の教習所に行って、みっちり法令を学習して試験をクリアして、道路を走る許可をもらって、恐る恐る走り出したことを覚えておりますが、自転車に乗る中学生は、原則、車道通行なんだと言われても、自転車に乗るほうもそうですけれども、周りにいる自動車も怖くなると思います。

市内の歩道の通行状況を見ると、ウォーキングをされている方、若干いらっしゃいますが、歩道を通られている方はほとんどおりません。そのほかには小中学生があちこち出かけるときに使っている。後ほども出てきますが外国人の技能実習生が買物等に出かける、そういった状況が見られるような状況です。

今御説明のありました交通教室を受けることでですね、実際、適切な車道における左側通行というものが、きちとなされているとお考えなのでしょうか、そこを伺いたいと思います。

○山宗功学校教育課長 我々も学校のほうにいろいろ連絡があったりしたときにはまたそのことに対して、対応のほうをしているところでございます。

我々のほうでも、指導したことに対して、それぞれの児童であつたりとか、生徒であつたりとかが守ってくれているものと信じながら、指導のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○11番橋口洋一議員 全てのことを先生方が把握するというわけにはいきませんので、その部分についてはですね、任せるっていうところが一つまたその子の成長のためにも必要なところかと思いますが、自転車ですって言うことはですね、非常に難しい。今、私が走っていますけれども、ここはどうすればいいんだろうと、車の免許を持っている、バイクに乗っている私ですええですね、いろいろ悩むところが多々あるところです。

例えばですね、桜山小学校の近くに橋のほうから国道のほうに向かって行く信号のある三差路があります。そこについてはもう変哲もない三差路なんですけれども、自転車的に車道を通行するっていうふうになると、なかなか右にさっと曲がればいいという状況にはないんですね。

お分かりになれば構いませんが、三差路の通行等、交差点を曲がるときには、どういうふうに曲がらないといけないかというのを教育委員会のほうで指導もしくは把握されているところでしょうか。

○山宗功学校教育課長 具体的な事例につきましては、先ほど申し上げました交通安全教室について指導が行われていると思います。左折については、そのまま曲がればいいかとは思いますが、右折に関しましては、基本的に車道の左側通行ですので一旦道路の向こう側に渡って左側を通行することになると思いますので、２段階で通行することになるのではないかというふうに考えます。

○11番橋口洋一議員 そうなんですよね。２段階右折っていうのが、自転車は必須なんです。原付バイクは広いところ、車道の２車線のところは２段階右折しなさいよというふうになっていますけれども、自転車の場合は、どの交差点であっても２段階で右折しなさいよというふうにな

っております。

先ほど私が説明したところでもT字路の突き当たりに進んでいきます。先ほど課長のほうからもありました、一旦真っすぐ進んで、それで方向転換をしてというふうになるんですけども、車で真っすぐ行く車はいません。左折もしくは右折をする車しかいないんです。そこを真っすぐ突っ切って行って、そこで一旦止まって、信号があるんで、真っすぐ方向が赤ですので、そこで待機をして、青になったらスタートすると、それが正しいやり方なんです。

私もその部分というのは、やり方としては知っていましたが、なかなかですね、そこを中学生、もしくはそのほかの方々というのが知っているのかなというところは正直、疑問に思うところであります。

自転車は、なかなか走り方が難しい、交差点によっても非常に難しいところがあります。うちの近くには五差路があります。五差路を２段階右折するっちゃうのは、さてどうするんだろうなというも悩みながらも、私はコスモスのほうから市役所の坂のほうまでですね、市役所に向かう坂のほうまで真っすぐ突っ切っていますけど、真っすぐの方向でいいんだろうかと思いながら、曲がる方向にあるんじゃないかとかですね、いろいろ不安に思いながら走っているところでもあります。そういったようにですね、なかなかこの自転車に関わる法令というのは、難しいところがあると思うんですね。

そういったところも踏まえたところでですね、今後、中学生等についても、適切な指導、なかなか適切な指導をして、車道を走るっていうのは難しいところだと私は思っているところなんですけども、現在法律がそういうふうになっておりますので、そういったところを指導していただきたいというふうに思います。

一方、現状、歩道を走っている状況があります。その状況のまま走るのであれば、安全な速度を維持したところで、危険な行為、スマホを見ながら走るとか、そういったところをなくしたところで走れば、通行量も多くないところですので、そういったところを走れるようにっていうふうに思うところであります。

また、中学生もそうですが、次の質問、外国人技能実習生についても、本市には600人近くの外国人技能実習生が住んでいるところかと思えます。

ほとんどが雇い主から自転車を貸与されたものを利用して、町なかでの買物等の際に利用している姿はよく見かけるところです。恐らく一番自転車を利用している方々ではないかと思っています。このような方々に対してですね、自転車を走らせるに当たってどのような指導・教育をされているのかという点について伺いたします。

○平田寿一総務課参事 本市におきましては、多くの外国人技能実習生の皆さんが地域産業の担い手として活躍しており、実習生の皆さんが地域で安全に安心して生活を送るためにも、交通ルールの遵守や安全教育の徹底は大変重要なことであります。

技能実習生に対する交通安全教育につきましては、原則として、実習生を適正に監理・監督する立場にある監理団体や受入企業が主体となって実施するものと認識しておりますが、地域社会の安全確保の観点から、行政としても必要な支援は行うべきと考えております。

市といたしましては、監理団体等から交通安全教育に関する要望や依頼があった場合には、交通安全指導員を派遣するなど、警察等の関係機関と連携して積極的に支援を行ってまいりたいと考えておりますが、現時点においては、監理団体や受入企業から市役所に直接指導員の派遣依頼などは寄せられていない状況です。

この件について、枕崎警察署に確認いたしましたところ、監理団体等から数件の交通安全教育の講習依頼が寄せられており、警察においては、一般的な交通ルールの説明や、自転車の正しい乗り方、歩行時の留意点などについて、指導が実施されているとのことです。

また、監理団体によっては、実習生を枕崎市内の各事業所へ配置する前の段階において、市外

の研修施設等で交通安全講習を受講させた上で配置している事例もあると伺っております。

このように、一定の安全教育はそれぞれの組織において実施されているものと受け止めておりますが、文化や交通事情の異なる外国から来られた実習生が、本市の道路環境に慣れるまでには丁寧なフォローが必要です。

今年の4月1日以降も枕崎警察署には技能実習生の方々に対しての交通安全教室の依頼が数件あって、今回の法改正のことについても周知をされたというふうに伺っております。全ての技能実習生に対して周知がなされているかについては把握できておりませんが、市といたしましては、監理団体や受入企業に対して、市の交通安全指導員や警察官の派遣制度が活用できる旨を周知するとともに、枕崎警察署や交通安全協会などと緊密に連携し、技能実習生の皆さんが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教育の充実に向け、側面からしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 中学生と同じで、教育的なところについてはですね、行っていますというところなんです、なかなか実際どういうふうに走っているのかなあというところは見えないところかと思えます。

先ほど600人弱の外国人実習生がいる状況という話もしましたが、その人たちがですね、全て車道に入ってくるというふうにも想定したところであると、非常に混乱も起きるところなんじゃないかなというふうな危惧をしているところもあります。なので、現状ですね、道路交通法改正による青切符制度だけが今先行して始まっているような状況、元というものは従来からあったところに罰則金制度がついてきたというようなところもある状況かとは思います。

ですけども、今お伺いしてきたとおりですね、道路環境の整備であるとか、自転車に乗る者への実践的な安全教育、そういったところっていうのが追いついていないまま法律のほうが見切り発車されたように感じることもあります。

今、そのような状況をですね、市当局のほうでは、どのような考えをお持ちであるか伺います。

○平田寿一総務課参事 今回の道路交通法改正による自転車への反則金制度、いわゆる青切符制度の導入につきましては、都会等で見られるスマートフォンやイヤホンの使用に起因する重大事故等を抑制するため、国において実効性のある取締り体制として整備されたものと認識しております。

道路環境の整備につきましては、多大な財源と期間を要することから、法改正のスピードに対して、ハード面の整備が十分追いついていないというのが、本市のみならず全国の自治体が直面している共通の課題であると受け止めております。

次に、交通安全教育が追いついていないという部分につきましては、どのような行為が青切符の対象となるのか、また、本市の道路事情を踏まえた上で自転車はどこを走ればいいのか、市民の皆さんが戸惑うことなく、安心して道路を利用できるよう、交通安全対策をより一層推進してまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 青切符制度っていうのは、基本的には取締りをするための制度ではあるんですけども、自転車の違反については、基本的には取締りには至らない指導警告っていうのが行われることになります。

単に歩道を通行したという場合であればですね、原則的に指導警告の対象ということで、それをもって青切符を切られるっていうことにはならないかと思えます。それに歩道を走っていることに合わせて、悪質・危険な違反、そういったことがありますと、検挙の対象っていうふうになるかもしれませんが、実際に危険を生じさせるような行為がなければですね、歩道を通行することも可能というふうには考えているところです。

今、様々な策を考えられているというようなお話はありました。私としましてはですね、自転車に乗る人、もっと言うと自動車に乗る人もですね、車道を走る自転車を見て判断に迷うことの

ないルール決め、そして環境整備、道路が主になるところなんでしょうけれども、そして仕組み、その自転車で走るということに対する教育ができるまではですね、免許制度のない自転車であっても、道路交通法に違反しないよう、国道、県道、市道、本市にある歩道について普通自転車が歩道を通行できる環境を整備しておくこと、これは法令にも違反しない、地方の実情に合った適切な対応ではないかというふうに思うところもあります。

それを踏まえたところでですね、本市における歩道を伴った車道については、車道の走行をすることの危険性、あるいは歩道を走ることによる安全性、そういったところを考慮してですね、可能な限り普通自転車歩道通行可とできるよう、国県とともに県公安委員会へ働きかけを行うということとはできないものかということをお伺いいたします。

○神浦正純建設課長 御提案のとおり、本市内において自動車交通量が多く、車道の幅員が狭いなどの理由から車道走行の危険性が高いと判断される区間につきましては、地域の実情に即した交通安全対策の一つとして、現在指定されている4路線以外においても、普通自転車歩道通行可の指定の検討を行うことは、市民の安全確保の観点から重要であると認識しております。

繰り返しになりますが、当該規制の指定に当たっては、道路交通法及び関係通達に定める基準である歩道の幅員、歩行者の交通量、車道の危険性などを満たすことが必要であり、最終的な判断は県公安委員会が行うこととなります。

先ほど議員からもですね、市役所前の道路を皮切りにというお言葉がございましたが、市としてもですね、まず、この市役所前の市道を契機として、様々な課題や留意点を検証し、その検証を通じて得られた知見を踏まえながら、市内の市道や国県道のうち歩道を有する幹線道路を対象に、当該規制の指定の可能性について、警察や各道路管理者と連携を図りながら、働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 ぜひ働きかけについてはですね、積極的に行っていただきたいというふうに考えます。

場所もですね、当初、市役所前ということで限定をしておりますが、そのほかの歩道につきましても、設定できるところについては、できる限り検討を重ねていただき、自転車が走りやすい状況、そして危険の少ない状況というのをですね、実現できるようにしていただきたいというふうに考えております。

自転車事故も若干発生しているというところではありますが、その状況もさることながら、歩道において、どのような対策を取るかというところっていうのは、非常に意味のあることだと私は思っているところです。

歩道が混む状況にもないというところもありましたし、車道の整備も十分でないと。生徒指導、外国人技能実習生も、もう概略は分かっているけれども、そこを実際、運用するにはなかなか難しいと。法令もなかなか適用する判断が難しいというような状況をいろいろ説明させていただいたところでもあります。

そういった中、普通自転車歩道通行可を全域に広めることによりですね、ひいては観光客に電動自転車を使ってもらいたい。車道を走らないといけないですよというよりは、歩道を走ってもいいんですよというふうな状況が実現されればですね、活用も広がる場所でしょうし、市民も使いやすい、観光客等も使いやすい、そして安全に走らせることができるというそういう状況をですね、つくっていただきたいというふうに考え、今回、話をさせていただいたところでございます。

今回、質問をさせていただきましたが、市長以下ここにお集まりの幹部の皆様ですね、観光協会にも電動自転車がありますので、一度走ってみていただければと思います。走っていただければと、路肩の小さな段差にふらつく、右折するときどこどこを走ればいいんだと迷う、車用か歩行者用か、どの信号を見て渡ればいいのかと迷う、こぎ始めるときにふらついて、後ろの車を

心配する。そういうようなですね、ハラハラドキドキした体験をすることができると思います。そして、人通りの少ない歩道を見てですね、橋口が言っていたことは、こういったことだったのかというのをですね、思い出していただければというふうに思います。

私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○眞茅弘美議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○2 番下竹芳郎議員 6 月に入り、梅雨入りしてうっとうしい季節になってまいりました。大雨には十分お気をつけてお過ごしください。

市長は、市民の健康について、今年度の施政方針でも様々な取組を掲げています。市民生活において、健康・元気は何よりも大事なことであります。社会生活を送る上での根幹とも言える健康をどう捉えていますか、よろしくお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 健康は、市民が生きがいを持って自分らしく暮らすための生活の根幹であり、第 7 次枕崎市総合振興計画の目指す将来都市像の幸せ共創都市の実現に向けた、全ての施策の基盤になるものだというふうに考えております。

第 7 次振興計画、そして健康まくらざき 21 の基本理念の下、市民の健康づくりにおいて、誰一人取り残さない健康づくりと、胎児期から高齢期に至る全てのライフステージで、生涯にわたる切れ目のない支援を市の責務として確実に推進してまいります。

具体的には、高血圧・脳卒中对策、健診受診率の向上、この 2 つを重点施策として位置づけ、さらに、健康づくりに係る全般を網羅する基本施策として、食生活・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙、歯・口腔など 6 分野を定めて取り組むこととしております。

今年度の施政方針において、市立病院での小児科体制の拡充、地場産業振興センター跡を活用した子供の居場所づくりから、高齢者の仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりに対する引き続きの活動支援など、子供から高齢者まで全ての市民の健康に資する施策、これを掲げております。

市民が、自分らしく健康に暮らせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○2 番下竹芳郎議員 市長から、健康は、施策の基盤とも言われました。そのとおりだと思っています。

令和 7 年 4 月から切れ目のない子ども・子育て支援をサポートするということで、健康・こども課という名前で組織改編して 1 年 2 か月が過ぎました。新しくなって大変な部分もあると思いますが、運営状況とか市民の反応とかどうですかね。

○鮫島眞一健康・こども課長 組織改編に関しまして改めて申しますと、令和 7 年 4 月に健康課を健康・こども課に、健康促進係を健康増進係へと改め、新たに子育てサポート係を新設いたしました。この組織改編は、これまで福祉課社会係が担っていた児童福祉業務を健康・こども課に集約し、健康課が担っていた母子保健と、福祉課が担っていた児童福祉の業務を一つの組織へと集約し、母子保健と子育て支援に一体的に取り組む体制を構築したものでございます。

それまで 2 つの課にまたがっていた母子保健機能と児童福祉機能を統合し、子育て世代への包括的な切れ目のない支援の実現を目指して、健康・こども課としたものであります。組織改編から 1 年 2 か月が経過し、新たな体制による効果が着実に現れ始めていると認識しております。

この組織改編の成果といたしましては、情報共有体制の向上と、意思決定と支援の迅速化が挙げられます。

これまでは、妊娠・出産期をサポートする母子保健の窓口と、成長期を支える児童福祉の窓口が異なる課に分かれていたため、支援が必要な御家庭の情報共有や連携に一定の時間を要する場合がありますでしたが、組織を1つに統合したことで、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない情報共有が同一課内で日常的に円滑に行えるようになりました。これにより、専門職間の連携が一段と緊密になり、ケースごとの課題をリアルタイムで共有、協議することができ、複合的な課題を抱える家庭に対しましても、組織として迅速な意思決定のもと、速やかに対応することが可能となっております。

今後におきましても、一体となった新組織の下で、関係職員の専門性をさらに高め、子育て世代の皆様がより安心を感じられる子ども・子育て環境のさらなる充実に努めてまいります。

今回の組織改編に関しまして、市民の皆様から特段の御意見や苦情等は寄せられておりませんが、乳児と児童双方いらっしゃる世帯の御相談などにおいては、健康増進係と子育てサポート係の連携により、円滑な情報共有を行っていることから、よりスムーズな相談体制が可能となるなど、組織改編の効果が表れているものと受け止めております。

○2番下竹芳郎議員 効率がよくなったということですね。健康・こども課は組織改編をして、仕事の幅も広がりましたから、市民からの様々な問合せがあると思うんですよ。健康そのものに対する相談もあるのか、健康づくりとかの相談、体にいい食べ物はどんなのがいいとか、それは健康センターのほうに相談は来ているんですかね。

○森智賀健康・こども課参事 健康づくりに関する相談は、組織改編以前と変わらずあるところです。健康センターでは来所や電話で様々な相談を受けています。内容としましては、医療機関受診に関することや、メンタルヘルスに関すること、ワクチン接種に関することなどが多いところです。

健康のための食事や運動などに関する手軽な調べ物については、インターネット等の手段を用いて御自身で調べることができるようになり、相談件数はやや減少しているように感じます。その分、単なる健康づくりのアドバイスにとどまらない、複合的な相談が増え、対応に時間を要するケースが増えているところです。

○2番下竹芳郎議員 分かりました。健康・こども課は市役所の西玄関の入り口からすぐのところにあるんですけども、混雑とかそういうのはどうですか。

○鮫島眞一健康・こども課長 健康・こども課に子育てサポート係が新設され、窓口も4つに増設されました。組織改編前と比較しますと、手続に来られる市民の数も増えておりますが、混雑や滞留などなく、窓口の対応で問題は起きておりません。

また、市民の方からの苦情等もいただいておりませんが、子供連れの方やひとり親世帯の方など、支援や配慮を必要とされる方も多く来庁されることから、お客様に寄り添った窓口運営となるよう、プライバシー等に配慮した一層の環境整備に努めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 そういうプライバシーのことについては、よろしくお願いします。

ここ数年ですね、本市の地域医療を支えていただいた民間病院が次々と閉院してきました。その中で、市立病院は小児科を開設しました。市民の皆様、近隣市の方々も大変喜んでいらっしゃると思います。そして、病床機能も再編しました。そういう中で、これからの地域医療ですね、どうなっていくのか展望をお聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 全国的に地方においては医療機関等の減少により、地域医療体制の維持が厳しい状況に置かれています。御指摘のとおり、本市におきましても市内の民間医療機関が閉院するなど、南薩保健医療圏域における地域医療を取り巻く環境は厳しい局面を迎えていると認識しております。市民の皆様の中に不安が広がらないよう、本市としましても、医療提供

体制の維持・確保を今後の地域における最優先課題と位置づけ、取り組んでいるところでございます。

こうした中、枕崎市立病院におきましては、市民の皆様からの強い御要望にお応えすべく、本年4月から小児科を開設いたしました。次の世代を担う子供たちの健康を守り、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりの維持が図られたものと考えております。

今後の地域医療につきましては、民間医療機関の先生方の御協力の下、本市医師会と緊密に連携しながら、地域全体の医療体制を支えていくことが不可欠であると考えております。

国において策定が進められている新たな地域医療構想の動向を見据えながら、地域の住民の皆様がどのような状況においても、質の高い医療を継続的に受けられるよう、地域全体で支え合う医療提供体制が引き続き維持されるよう努めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 昨今ですね、物価・人件費高騰、人手不足はですね、病院経営、特に公立病院の経営は苦しいとお聞きします。本市市立病院も例に漏れず赤字決算なんです、厳しいとは思いますが、どうやってやりくりしていくのか、手だてをお聞かせください。

○西村祐一市立病院事務長 ただいま御指摘がありましたとおり、病院を運営するための経費、特に給与費等の増嵩によりまして、厳しい経営状況が続いておりますが、賃上げへの対応につきましてはですね、令和8年6月以降に適用されます診療報酬改定におきまして、入院医療、外来医療及び在宅医療等の医療提供体制を支えます、保険医療機関に勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、賃上げの対象となる職員に係る要件及び評価が見直されております。

物価高騰への対応につきましては、これまでの物価高騰によります医療機関等の物件費負担の増加を踏まえまして、初診・再診料及び入院基本料等につきまして、必要な見直しが行われております。

このような診療報酬改定と併せまして、病院独自の取組といたしまして、引き続き経費節減に取り組みますとともに、病床機能再編によります病床稼働率の増加でですね、増収を図るなど、賃上げや物価高騰等に対応していきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 最近はですね、もう人手不足で、閉める会社とかお店も多々ありますが、医師、看護師等のスタッフは十分に配置されているんですかね。

○西村祐一市立病院事務長 適正な医療を実施するためには、一定水準以上の人員を確保することから、医療法におきまして、病院等の有すべき人員の標準が示されております。

また、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬の算定方法におきましては、入院基本料算定に当たっての施設基準及び看護師等の夜勤に関しての月平均夜勤時間72時間要件が定められております。

令和8年6月1日現在ですね、職員及び会計年度任用職員等を合わせまして、常勤医師2名、非常勤医師11名、外来看護師及び准看護師7名、一般病棟看護師及び准看護師14名、療養病棟看護師及び准看護師15名、療養病棟看護補助者12名を配置しているところでございます。

この配置人員数はですね、入院基本料算定に当たっての施設基準及び夜勤に関しての月平均夜勤時間72時間要件につきましては、満たしているところでございます。

あと、医療法が定めます人員配置標準につきましては、当院では薬剤師1名の配置が必要となっております。薬剤師は、令和2年1月から不在ですが、処方等の業務を医師が対応することで、医療法が定める人員配置標準も満たしていると考えております。

このようなことから、現時点での当院の医療に従事する人員は充足していると考えております。

○2番下竹芳郎議員 スタッフはですね、十分に配置されているということで安心しました。

病院経営はですね、単に赤字だからといってもうけに走るわけにもいかないし、苦しいところではありますが、一番大事なのは、地域に愛される信頼、安心できる病院です。よろしくお願い

します。

次の質問です。年々負担が重くのしかかってくる国民健康保険税なのですが、そして今年度から子ども・子育て支援納付金の徴収も行われます。令和9年度一般会計からの法定外繰入れの解消を目指すと言いますが、達成は可能なのでしょうか。

○鮫島眞一健康・こども課長 今年度から新たに子ども・子育て支援納付金の徴収が始まるなど、被保険者の皆様の社会保障関係の負担は、年々厚みを増している状況にあると認識しております。

一方で、本市の国保財政におきましては、一般会計からの法定外繰入金による補填によって財政が維持されております。

県内におきましては、国保財政調整基金などの活用により、法定外繰入れの解消が進む自治体がある中で、本市は基金の残高がないという極めて厳しい状況にあります。

また、令和9年度からは、二次医療圏域ごとの医療費指数を用いた新たな事業費納付金算定が導入され、その先には、県内における保険料率の統一も控えております。

このような制度の新たな変化に対応していく中で、法定外繰入れの解消は避けて通ることのできない極めて重要な課題であり、本市の国保制度を健全な形で運営していくために、標準保険料率を参考とした国保税の税率改定を行うことが必要であると認識しております。

本市としましては、国保財政の健全化に向け、国から求められている法定外繰入れの解消を令和9年度決算で達成することを目指して、取り組んでまいります。

具体的な対応方法としましては、税率改正に加え、医療費の適正化を図るため、特定健診の受診率向上や、ジェネリック医薬品の使用促進などの取組を丁寧に取り組んでまいります。また、引き続き収納率の向上など、歳入確保の努力も取り組んでまいります。

また、被保険者である市民の皆様に急激な負担増が生じないように、その影響をしっかりと注視しながら、持続可能な国保事業体制の構築に向けた財政健全化を進めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 法定外繰入れはずっと前から行われているんですよね。令和6年度から8,000万円、5,000万円、8年度は当初予算で2,700万円ですね。徐々に解消されていますが、これからずっと解消されるということでしょうか。

○鮫島眞一健康・こども課長 将来にわたり安定した国保制度を維持するためには、令和9年度以降も解消された状態を維持し続けることが重要であると認識しております。

しかしながら、現時点での最大の目標である令和9年度決算での法定外繰入れを解消することが、最優先課題であると考えており、まずはこの直近の目標を実現することが、将来にわたる健全な財政基盤を築くための前提となるものと認識しております。

その上で、令和9年度決算での解消に一定のめどが立った後、それ以降の年度につきましても、解消状態の維持に努めなければならないと考えています。

本市としましては、確実に財政健全化を進めるためにも、まずは確かな見通しを持って、令和9年度決算での解消を達成するために、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 それと、子ども・子育て支援納付金なのですが、これから徴収されると思うんですが、市民とかからの声があれば教えてください。

○鮫島眞一健康・こども課長 子ども・子育て支援納付金につきましては、会社員などが加入する被用者保険においては、既に拋出が始まっておりますが、本市の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料においては、本年8月からの徴収開始を予定しております。

これまで広報紙等による周知を行ってきたところでありますが、現時点において苦情や御意見等は寄せられておりません。

今後、負担が実際に始まる中で、市民の皆様からのお問合せや御意見に対しましては、制度への御理解が得られるよう、窓口等も含め適切かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 その続いていた国保の法定外繰入れが解消されるということで、担当部署

の皆さんが大変努力されたと思うんですよ、やりくりしながらですね。

解消されるに当たって特定健康診断等を徹底していただいて、重症化を抑えるとか。それと、国保税がまだ値上がりすると本末転倒ですから、また法定外繰入れが復活しないことをお祈りいたします。

続きまして、子育てが充実したまちについて質問します。

今や、国を先頭に、どこの自治体も子育て支援というのは政策の1丁目1番地に取り組んでいます。本市において、子育てが充実したまちになるために、第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画が昨年度作られ、2年目を迎えました。お産、乳幼児、育児、児童に至るまで多岐にわたる支援を行っていますが、主な事業の進捗状況がどうなっているか、教えてください。

○鮫島眞一健康・こども課長 本市におきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、「未来を担うこどもたちが明るく健やかに成長できる」「こどもを持ちたいと希望する人が安心してこどもを産み育てることができる」「こどもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できる」という3つの基本理念を掲げ、親と子が健やかに暮らすことのできる社会を目指し、施策を展開しております。

健康・こども課におきましては、全ての子供の誕生前から幼児期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に努めているところです。

特に、安心して子供を産み育てられる環境づくりの基盤となる妊娠・出産期における安全性と快適さの確保を図る施策については、最重要施策の一つとして位置づけております。

第3期子ども・子育て支援事業計画の2年目に当たる本年度の妊娠・出産期の安全性確保と経済的・精神的負担の軽減の取組において、主なものの進捗状況を申し上げます。

初めに、伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の事業について申し上げます。

この事業は、健康センターを中心に、保健師や助産師が面談等を通じて妊婦一人一人の状況をきめ細かく把握し、ハイリスク妊婦の早期発見と医療機関との迅速な情報共有を図る体制の構築を行い、あわせて、各種給付金事業を確実に行うことで、出産に向けた経済的安心感を提供し、安全な出産準備の後押しをしております。

次に、不妊治療費助成事業の継続がございます。

この事業は、子供を望む御夫婦が安心して妊娠・出産を迎えられるよう助成を行うことで、経済的負担を軽減し、適切な医療アクセスを確保することを目的としたものでございます。この事業も御活用いただいております。

次に、医療面における安心の仕組みの強化でございます。

本年4月から市立病院に小児科を開設し、毎週日曜日・祝日の当番医日に加え、平日における診療体制が整いました。出産後の子供の急病や成長に伴う不安に対し、医療面から安心して子供を産み育てられる体制を確保しております。

さらに新規の取組として、出産や子育てに対する不安の低減を目的に、本年5月から医療相談アプリの運用を開始いたしました。妊産婦をはじめとする子育て中の皆様が、時間や場所を問わず、いつでも気軽に医師等へオンライン相談ができる環境を整え、ソフト・ハード両面からの支援を開始したところでございます。

これら計画2年目における各事業は、おおむね計画どおり順調に進捗しており、市民の皆様が枕崎で安心して子供を産み、育てられると実感できるよう、着実な事業執行に努めているところでございます。

今後とも、妊娠・出産の安全性を最優先に確保しつつ、関係機関や地域社会と一層の連携を図り、切れ目のない子育て支援を強く推進してまいります。

○2番下竹芳郎議員 順調に進んでいるみたいですね。

ここにですね、まくらぎ子育てガイドブック2026年度版があるんですが、A5サイズの手

に取りやすい、見やすい冊子になっています。これは、関連事業者等の広告スポンサーですね、これを作った経緯とか、予算等が分かれば教えてください。

○鮫島眞一健康・こども課長 第3期子ども・子育て支援事業計画における、各種子育て施策を掲載した子育てガイドブックを作成しております。

これまでの冊子製作は、担当職員が通常業務と並行して一連の作業を行ってまいりましたが、内容の充実と業務効率化を図るため、専門の事業者との連携による新たな手法へと移行いたしました。

この協働により、関連事業所等の皆様から広告による御支援をいただくことで、市としての印刷製本費用を負担することなく、十分な部数を作成することも可能となりました。同時に、事業者の高い技術により、持ち運びに便利なA5サイズへの小型化など、より魅力的なガイドブックへと刷新しております。

これらの取組により、市の経費及び担当者の負担軽減を図りながら、市民の皆様へより充実した情報を提供できる環境を整えてまいります。今後も計画の理念の下、寄り添った情報発信に努めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 こういうのがあると、保護者の皆さんも助かるし、便利だと思います。今年度中に開設しますこども家庭センター、今までの議会でも話が出ているんですが、子育て世代のニーズに寄り添うために、こういった取組を行っていくのかをお願いします。

○鮫島眞一健康・こども課長 初めのほうでも申し上げましたが、母子保健と児童福祉の機能集約により、一体的な体制となり効果が出ているところでございます。

今年度中に開設するこども家庭センターは、この組織的な一体化をさらに推し進め、全ての妊産婦や子供、子育て世帯を切れ目なく支える拠点として設置するものでございます。

子育て世代のニーズに寄り添うための取組について、こども家庭センターが担うべき役割として、主に3つの柱を中心に進めてまいります。

初めに、相談窓口の一元化と案内体制の確立でございます。業務体制につきましては、引き続き、健康センターと市役所本庁での業務執行となりますが、相談受付体制をこども家庭センターとして標榜することにより、どこに相談すればよいかが分かりやすい仕組みに改善いたします。迅速な情報共有と緊密な連携により、保護者の方が必要としている支援をしっかりと把握してまいります。

次に、伴走型相談支援のさらなる強化でございます。

全ての妊産婦や子育て世帯に対して、面談や訪問をはじめ、本年5月に導入いたしました医療相談アプリなどのデジタルツールも活用しながら、状況に応じたきめ細かなアプローチを行います。単に相談を待つだけでなく、これから定期的につながり続けることで、孤立防止や不安解消の徹底を図ります。

最後に、個別支援計画の作成と関係機関との連携でございます。

多様化・複合化する子育て世帯の課題に対し、包括的な個別支援計画を作成いたします。母子保健・児童福祉の専門スタッフが、当事者との対話を重視しながら、家庭の状況や必要とする支援に合わせて具体的な個別支援計画を作成し、目標や必要な支援の計画・調整を行います。

あわせて、民間団体や地域の医療機関や保育所、学校などの関係機関と密接に連携し、地域全体で子育て世帯を支える安心の仕組みを構築してまいります。

こども家庭センターは、子育て世帯を包括的に支援する中核的な存在としての役割が期待されており、特に児童虐待や子供の貧困など、深刻化する社会問題に対する予防的な取組の強化が求められていることから、これまでの組織改編の成果を最大限に生かし、市民にとって一番近い相談先となるよう体制整備などの準備を進め、本年度中のこども家庭センター開設に向け、子育て世代に寄り添った安心感に満ちた子育て環境の実現に努めてまいります。

○2 番下竹芳郎議員 この子育て支援に関する専門職ですが、2年半前の一般質問の中で確保はできているということでしたが、現在、配置はどうなっていますかね。

○鮫島眞一健康・こども課長 子育て支援に対応する専門職につきましては、子育てサポート係に公認心理士資格を持つ相談員を1月から新たに配置し、健康センターには、母子保健担当の保健師を増員し、伴走型相談支援のさらなる強化を図り、こども家庭センター開設に向けた準備を進めているところでございます。

○2 番下竹芳郎議員 今の世の中は様々な情報があふれています。どれが本当の情報か分からない部分もあります。確かな情報を得られる場所として、子ども・子育て支援は、専門的な知識を必要としたマンパワーを最大限に発揮しないとできないことですので、よろしくお願いいたします。

次に、今年度中にですね、清算終了が予定されている南薩地域地場産業振興センター、残念だったんですが、この1階に雨の日や夏の暑い日に、子供が安心して過ごせるスペースの設置を検討中とありますが、どういったものを予定されているんですかね。

○鮫島眞一健康・こども課長 子育て支援の充実に資するため、南薩地域地場産業振興センター1階部分に、雨の日や夏の暑い日に子供が安心して過ごせるスペースの設置について検討することとしております。

南薩地域地場産業振興センターにつきましては、現在、清算に向けての手续が進められており、清算終了も終わっていないことから、本市としましては、財源の確保を図りながら先進的な事例についての情報収集を行い、課題を上げてまいりたいと考えております。このような状況から、現時点では具体的な検討には至っていないところでございます。

○2 番下竹芳郎議員 まだまだ検討中というか白紙なんですね。検討中であれば、1つ提案があるんですよ。子供たちが憩えるスペース、どの年齢層の子供たちをターゲットにしているかわかりませんが、室内ロッククライミング、ボルダリングの子供用を設置したらどうかなあと思うんですよ。

この間、地場産業振興センターに行ったら、天井の高さ3.3メートルだったので、子供用だったら大丈夫なのかなあというふうな感じでした。子供たちの運動不足解消にもなるし、筋力もつきますし、検討のほどよろしくお願いいたします。

最後の質問となりますが、平和教育についてです。

21世紀になり26年がたち、各国同士の保っていたバランスが崩れ、世界では戦火が絶えることがありません。一部終結に向けた動きがあるんですが、また各地で新たな火種が起ころうとしています。

それらが原因で、我が国日本も石油製品関係を中心とした経済的ダメージをくらい、大変な混乱が起きております。決して対岸の火事ではございません。日本も戦後80年が過ぎ、二度と過ちを繰り返さないためにも、平和の尊さを知ることが必要です。本市も終戦間近の昭和20年7月29日の朝、米軍からの空襲で市街地のほとんどが焼かれ、多数の死傷者を出しています。本市ではどのような教育を行っていますか。

○木之下浩一教育長 本市では、さきの大戦において尊い命を失われた方々に深い哀悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ語り継ぐため、隔年で枕崎市遺族会主催の枕崎市戦没者追悼式が開催されております。

追悼式には、多くの御遺族をはじめ、関係者、市民が参加し、献花や黙禱を通して戦没者の御霊を慰め、平和を祈っておりますが、その場に中学生の代表も参加させていただき、平和や命の尊さについて考える機会としております。特に、戦没者追悼式後に行われます講話は、戦争体験がなく、それを直接知らない世代に対し、実際に家族を失った悲しみや、平和への切実な願いを心で拝聴することができる大変貴重な学びの場となっております。

戦後80年余りが経過し、戦争体験者が少なくなる中で、社会の様相も変化してきており、平和教育はますます重要になってきております。このような中で、学校においては、国語科や社会科、道徳教育などを通じた学びや、総合的な学習の時間と学校行事を結びつけた学びを行っております。特に、中学校の修学旅行においては、長崎の被爆地訪問や被爆体験者から直接話を聞く機会を設けております。また、この修学旅行での学びを学習発表会につなげ、平和に関する発表を行うなどし、平和の尊さを自分たち事として捉えることができるようにしております。

このような取組は、平和教育として意義あることではありますが、中学生の本市の追悼式への参加や講話の聴講は、教科書や学校行事だけでは学ぶことのできない命の重みや平和のありがたさについて、自分の居住する地域で実感的に学ぶことのできる貴重な機会となっております。

平和教育の意義は、単に過去の歴史を知るだけではなく、自他の命を大切にし、思いやりの心を育み、争いを避け、平和な社会を築こうとする態度を養うことにあると考えております。さらに、地域の歴史や先人の思いに触れることで、ふるさとへの理解や郷土を愛する心の醸成にもつながるものと認識しております。

市教育委員会といたしましては、今後も関係団体や学校と連携を図りながら、戦争の記憶を風化させることなく、子供たちが平和の尊さについて主体的に考えることができる平和教育の充実に努めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 いろいろな平和教育が行われている中で、教育長もお話しされました。昨年の11月に行われた枕崎市戦没者追悼式での枕崎市遺族会会長の話、私も市内4中学校の代表生徒10名、学校関係者、市民の方々と一緒に拝聴いたしました。

その会長のお父様が太平洋戦争で壮絶を極めた激戦地、硫黄島で戦死し、後年、いまだお父様の眠る同島での遺骨収集のお話、涙なしには聞くことができませんでした。とても深い感銘を受けました。教育長も聞かれていたと思います。

戦後生まれが9割になった現在、こういう貴重なことをお話される方が本市におられます。このときは生徒10人でしたが、もっと多くの人に聞いていただきたい、会長もそういう機会があれば、ぜひ伝えたいとおっしゃってありました。

今年も81年目の8月15日がやってまいります。教育長どうでしょうか、学校等で遺族会会長がお話しする機会をつくってもらえないでしょうか。もういろんな人に本当に聞いてほしいんですよ。お願いします。

○木之下浩一教育長 私も昨年度、枕崎の戦没者追悼式に参加して、遺族会会長の桑原氏の話聞き、議員同様、大変感銘を受けました。その後、桑原氏から、鹿児島県遺族会連合会新聞に掲載された本市の中学生の感想文を紹介いただきました。紹介いたします。

いまだに多くの遺骨が収集できないこと。熱風吹きつけ、湿度の高い壕での遺骨収集の様子を聞き、驚きを隠せなかった。皆は言う。「戦争は絶対あってはいけない。」けれども今も戦争は続いており、多くの犠牲者が出ている。私は、未来に向け、自分自身何ができるか、何をすべきか、今後も考え続けたい。

このように参加した中学生は感想を記しております。自分の体験をもとに語られる桑原氏の講和を拝聴することは、中学生にとっても、戦争や平和に対する自らの考え、ひいては生き方までも考えさせることができる、大変意義深い平和教育であると思います。

教育委員会としましても、管理職研修会等で積極的に周知し、中学校における講話の機会が確保されるよう努めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 本当ですね、ぜひよろしくお願いします。

今日質問で行いました世界の平和と個人の健康というのは、何事にも変えられない尊いものです。一日も早い世界各地の戦争終結と日本の恒久平和、そして市民の皆様の健康を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○眞茅弘美議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時 7 分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○12番吉嶺周作議員 6月に入り、九州南部におきましては梅雨入りと同時に台風第6号が発生し、例年より早い台風シーズンを迎えることとなり、今後の気象状況が気になるところであります。

政府においても、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始され、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等はこれまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっておりましたが、今回の改善により避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断が分かりやすくなりました。

今月号の広報まくらざきにも、被害を最小限に抑える事前防災についての特集を掲載されておりましたが、大規模災害が発生した直後は、警察や消防などの公助は道路の寸断や同時多発的な通報により、すぐに対応できない現実があるということを改めて把握できました。

質問に入りますが、市内74公民館のうち69公民館が自主防災組織を結成されている中、各組織の活動状況はふだんどうなっているのか、お伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 近年、全国各地で激甚化する自然災害が発生しておりますが、発災直後における自助・共助の重要性はますます高まってきております。大規模災害が発生した際、行政や消防などの公助には物理的な限界もあり、地域を守るためには、住民の皆さんがお互いに助け合うコミュニティの力、まさに自助・共助、これが不可欠であると考えます。

本市におきましても、先ほど質問者からございましたように、市内74の公民館のうち、69の公民館で自主防災組織が結成されております。しかしながら、その活動内容には差があり、実際に活動している組織もあれば、そうでない組織もあると認識してございます。

組織を結成することだけにとどまらず、いざというときに、地域で機能する実動する自主防災組織へと育成・支援していくこと、これは市の重要な役割であると考えております。

各自主防災組織における具体的な活動状況や取組につきましては、総務課参事に答弁させます。

○平田寿一総務課参事 本市の自主防災組織における活動状況についてお答えします。

74の公民館のうち、69の公民館で自主防災組織を結成しておりますが、市が活動を把握しておりますのは、そのうちの10組織であります。これらの自主防災組織では、市職員や県の防災アドバイザーを招いた防災出前講座の受講をはじめ、避難訓練や炊き出し訓練、消火訓練、AEDを用いた心肺蘇生や応急手当などの救急訓練を行っております。

その中でも牧園自主防災会におきましては、先月、初めて住民による避難訓練を実施しましたが、訓練に参加した46名のほとんどが両手を使えるようにリュックサックを背負い、水や食料、タオルなど避難に必要なものを詰めて参加しており、本番の避難を想定した訓練ができていました。

また、木場公民館自主防災対策協議会におきましては、毎年、公民館の班長さんが変わるんですけれども、この班長さんを対象にして、集落内の危険箇所点検を定期的に行っております。さらに自分たちの地域内の危険箇所や組織の役割分担、災害時の行動などについてまとめた地区防災計画を作成している自主防災組織が市内には3組織あります。

災害時における被害を最小限に抑え、市民の皆さんの大切な命を守るためには、日頃からの備

えと訓練が極めて重要であります。

市といたしましては、現在活発に活動されている組織の事例を広く共有するとともに、まだ具体的な活動に至っていない組織に対しても、出前講座の案内や訓練実施に向けての助言、地区防災計画の作成支援等を通じて、さらなる組織の活性化と地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○12番吉嶺周作議員 9割以上の公民館が自主防災組織を結成されておりますが、実際活動ができていない公民館は10程度ということで、どうやって自主訓練を公民館で防災組織で実施できるかというのがなかなか分かりづらいと思うんですが、市としての支援内容といたしまして、防災出前講座でしたり、自主防災組織育成補助金、自主防災組織災害補償防災アドバイザーの派遣とかありますが、この中で直近の実績等が分かるものがあれば教えていただきたいと思います。

○平田寿一総務課参事 直近の実績ということで、市のほうで防災出前講座を実施しているのですけれども、その件数について述べたいと思います。

令和5年度から7年度にかけての3か年の実績であります。令和5年度につきましては防災出前講座を6回実施しております。そのうち、自主防災組織に対しての講座が2回、小中学校に対して2回、その他2回となっております。

令和6年度は全部で14回実施しております。自主防災組織に対して9回、小中学校に対して2回、その他が3回となっております。

また、令和7年度につきましては、全部で11回、自主防災組織に対して7回、小中学校に対して2回、その他2回となっております。

○12番吉嶺周作議員 次に、69公民館の中で、ふだんから、備蓄品、水、食料、衛生品などを備えている公民館はどれほどあるのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 現在、市内各公民館におきまして、自主防災組織として水や食料、衛生用品など備蓄を行っている事例というのは把握できておりませんが、恐らくほとんど行っていないのではないかと考えております。

その理由としまして、仮に自主防災組織において、集落内の全住民分の食料や携帯トイレ、衛生用品などを備蓄・管理するとなれば、多大な保管スペースが必要となるだけではなく、購入や定期的な買い換えに膨大な予算を伴うため、現実的ではないと考えております。

そのため市といたしましては、組織による備蓄ではなく、まずは住民の皆さんが各家庭において、それぞれの家族構成や必要量に応じた備蓄を行う自助の取組を強く推奨しております。

今後におきましても、各家庭での食糧の蓄えについては、ローリングストックなどの備蓄方法や、最低3日間、できれば1週間分の備えが必要であることについて、研修会や出前講座、広報紙などを通じて、啓発を強化し、地域全体の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

○12番吉嶺周作議員 公民館単位での備蓄品の備えというのは、なかなか予算計上しにくいところもありますので、本市のほうの今度は備蓄品はどの程度確保しているのかお伺いいたします。

○平田寿一総務課参事 備蓄につきましては、鹿児島県が想定する最大避難者数に、避難所担当職員を加えた220人分、3日分の食料等を備蓄しております。

また、携帯トイレにつきましては、本市の地理的条件等を考慮し、災害発生から3日間で仮設トイレの設置・搬入は困難であると想定されることから、7日分を確保しているところでございます。

これらの備蓄食料等は、台風や集中豪雨など風水害のとき、防災行政無線で避難を呼びかける際、避難に必要なものは自分で準備して避難するよう放送しておりますが、市で備蓄している食料等については、地震や津波など、突発的な災害時に、何も持たずに避難された方に対して配布することとしております。

今後とも備蓄については、災害の特性に応じた適正な管理と、市民の皆さんへの事前準備の周知

徹底に努めてまいります。

○12番吉嶺周作議員 備蓄品の食糧については、3日分しかないということ、携帯トイレは1週間分は備えているけれども、食糧は3日分ということでいいのでしょうか。

ただ、台風時はその程度の備蓄品で2日、3日でもいいと思うんですけれども、津波や地震があった場合は、長期になるんじゃないんでしょうかね。もう少しその備蓄を今後増やしてはいかないのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 国のほうもそういった食料とか、生活必需品等をプッシュ式で被災地に送っております。それが大体3日以内に届くということで、大体どこの自治体も食料等については3日分を備蓄しているところです。

○12番吉嶺周作議員 それでは、その備蓄品の消費期限後の処理についてはどのようにしているのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 備蓄品の賞味期限到来時における処分方法についてお答えします。

国は備蓄食料の賞味期限2か月前になると、フードバンク等へ提供して、有効利用を図っている取組に準じて、食品ロスの削減と資源の有効活用の観点から、本市も賞味期限2か月前となった備蓄食料については、自主訓練等を行う自主防災組織や避難訓練等防災教育を行う小中学校に対して、また、福祉課と連携して生活困窮者の方々への支援として無償で配布しております。

自主防災組織や市内の小中学校への配布につきましては、毎年2月頃希望調査を行い、訓練等を行ったことを確認した上で備蓄品を配布しております。

このように、単に廃棄処分するのではなく、地域の防災意識の向上や教育の場、さらには福祉的な支援へとつなげることで、貴重な公費で購入した備蓄品が最後まで有効活用されるよう、適切な運用に努めているところでございます。

○12番吉嶺周作議員 これから台風シーズンに入り、本市に台風接近があった場合に、避難所開設をいたしますが、そういった場所でも、備蓄品の紹介や提供をすることで住民の意識も高められるのではないかと思いますので、備蓄品の消費期限前の処理の取扱いの拡充をお願いしておきます。

次に、災害時に備え、日常生活において、地域住民の名前と顔を覚えることが大事なことだと考えますが、今の時代、近所付き合いも希薄になっているのが現状です。

地域住民が安心安全な生活を送るためにも、自主防災組織の団結力を強化していく必要があると考えますが、市民運動会と防災運動会を同時に開催することによって、地域内の絆と共助を深める糸口になるのではないかと考えますが、当局の御見解をお伺いいたします。

○平田寿一総務課参事 近年、激甚化する自然災害に対し、行政による公助のみならず、地域住民が互いに助け合う共助の重要性がこれまで以上に高まってきております。しかしながら、地域における防災訓練の実施につきましては、高齢者が多く若い世代が少ないとか、訓練に参加する人が少ない、何をすればよいか分からないといった課題を抱えており、なかなか実施できていないのが現状です。

そのような中、まず防災運動会とはどういうものかということについて、簡単に説明いたします。

一言で言いますと、運動会と防災訓練を掛け合わせた参加型の防災イベントです。子供から高齢者まで、誰もが楽しみながら防災知識を身につけられる場として考案され、防災意識を高め、住民間の絆を深める有効な手段として、全国の自治体でも実施されているようです。

競技種目は、通常の運動会の種目を防災仕様にアレンジしたものが中心となっており、初期消火の動きをチーム対抗で体験するバケツリレーや、毛布と竹の棒を使って、安全に人を運ぶ担架搬送レースなど、ほかにもたくさんの種目があるようです。

この防災運動会を実施することで、災害時に最も重要となる隣近所の顔の見える関係が競技を

通じて築くことができると考えております。

市民運動会と防災運動会の同日開催をして、地域内の絆と共助を深める運動会にしてみてもどうかという御提案ですが、そのことにつきましては、市民運動会を所管するスポーツ・文化振興課長から答弁をいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市民運動会を所管する担当課としてお答えいたします。

市民運動会は、市民の健康づくりや地域間の交流、世代間交流を目的として、実行委員会形式により実施している行事であります。

議員御指摘のとおり、市民運動会につきましては、参加公民館数や参加者数の減少が課題であると認識しております。

このような中で、市民運動会に防災の視点を取り入れることは、地域の共助意識を高めるとともに、これまで参加が少なかった公民館に対しても、自主防災組織の活動と関連づけた参加のきっかけとなる可能性があるものと考えております。特に、災害時における共助の力を高めるためには、日頃から地域の中で顔の見える関係を築いておくことが重要であり、市民運動会の場を活用することは、地域の絆を深める一つの方策になり得るものと考えております。

また、防災をテーマとした種目、防災競技については、子供から大人まで幅広い世代が参加できる内容とすることで、市民運動会の本来の目的である世代間交流にもつながるものと考えております。誰もが参加しやすく、楽しみながら防災を身近に感じることができるプログラムとなるよう、検討していく必要があると考えております。

ただ、今年度の市民運動会につきましては、既にプログラム案が一定程度固まっていることから、新たな競技を組み込むことは、各地区への周知、参加者の調整、役員の配置、競技時間、参加者の安全管理などを考慮しますと、実務上難しいものと考えております。

今後も、市民運動会が、健康づくりや地域交流の場であるとともに、地域の絆や共助の意識を高め、より多くの公民館に参加いただける行事となるよう、次年度以降のプログラムの在り方について検討してまいりたいと考えております。

○12番吉嶺周作議員 今、課長が言われたとおりなんですけれど、毎年秋に開催される市民運動会も、参加される公民館が年々減少傾向にあります。

これまで参加されていた公民館も、参加者不足により断念したというところも結構ありますので、今後の市民運動会の在り方ですね、そういったところで、防災運動会も合わせた、子供から高齢者まで楽しむことができる種目も取り入れながら、防災意識を高めていき、地域とのコミュニケーションを図っていければ、一举両得となるのではないかと思います。

先ほど言われましたように、市民運動会の開催につきましては、スポーツ協会やスポーツ推進委員などで構成される実行委員会などの協議がありますので、来年度に向けてぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

次に、ごみ袋問題とごみステーションの管理について質問いたします。

中東情勢の緊迫化により、世界経済が混乱している中、ナフサの供給不足と調達コストの上昇は、我が国においても多大な影響を受けております。

今回、6月1日から市指定ごみ袋が値上げになった経緯をお伺いいたします。

○石場竜一市民生活課参事 枕崎市指定ごみ袋につきましては、枕崎市衛生自治団体連合会が販売しており、市民生活課環境整備係が事務局となっております。

ごみ袋の供給契約につきましては、衛自連と、卸業者、仲卸業者の3者契約となっており、令和9年3月までの5年契約となっております。

今回の値上げにつきましては、衛自連にごみ袋を納品する卸業者の取引先が、中東情勢悪化に伴い約32%の値上げを行ったことによるものです。

4月8日に本市ごみ袋の卸業者から、中東情勢悪化に伴い、ごみ袋の製造業者から約32%の

値上げの提示があったとの報告を受けました。卸業者が値上げを受け入れず、新規の取引先を探すことも難しいとの説明もこのときに受けております。卸業者に対する値上げは、6月発注分からになるとのことでした。この時点で、前年実績ベースでのごみ袋の納品は可能であることを認識しております。

4月20日に卸業者から、ごみ袋単価見積書の提出があったため、約30%の値上げを反映した6月1日からの小売価格を設定いたしました。

4月24日の第1回枕崎市衛生自治団体連合会理事会で料金改定（案）を説明し、総会での承認を得ることを確認いたしました。

5月15日の令和8年度枕崎市衛生自治団体連合会定期総会で、6月1日からの新しい単価での販売の承認を得たところです。

○12番吉嶺周作議員 本市は、その指定ごみ袋の製造・供給事業者とはどのような契約を結んでいるのでしょうか。

○石場竜一市民生活課参事 枕崎市指定ごみ袋につきましては、枕崎市衛生自治団体連合会と卸業者、仲卸業者の3者で、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の契約を締結しているところです。

契約期間内の社会情勢の変化による値上げ提案になりますので、新たな業者を探して入札等するのではなく、変更契約で対応いたしたところです。

○12番吉嶺周作議員 随意契約を今しているということではよろしいのでしょうか。今後は、やはり指名競争入札をするべきではないのでしょうか。そういうところはどうお考えでしょうか。

○石場竜一市民生活課参事 先ほども答弁しましたが、令和9年3月31日までの契約がありますので、令和9年度からのごみ袋単価は今からになります。その際には、議員のおっしゃるとおり、入札なりという対応でしていくことになるかと思えます。

○12番吉嶺周作議員 なんさつE C Oの杜ですかね、4市の共同施設で供用開始2年目になりますが、ごみ処理や災害時の避難所と今なっているんですけれども、せっかく新設された4市の共同施設なので、ごみ処理だけではなく、新たなごみ袋も製造できる事業の多角化を今後、図っていてもいいのではないかと思います。その辺は南薩地区衛生管理組合でしたり、そういったところでの話にもなると思いますが、ごみ袋事業者の値上げに頼るというか、そこだけではなく、4市共同で、そういった事業も図っていくべきだと思うんですけど、今後は、その辺はどうでしょうか。

○石場竜一市民生活課参事 ごみ袋の取扱いにつきましては、各市それぞれでありまして、衛生自治団体連合会という組織をつくって本市はしております。市で直轄でしているところもありますので、まずはその辺を整理しないことには、4市での同じ対応というのはできないと考えております。

○12番吉嶺周作議員 そのごみ問題は、消費社会の構造や人口問題と直結しておりますので、永久の課題とも言えます。

新規事業と捉えずに、事業の多角化といった観点から、ごみ袋の製造工場の拡充を図っていただきたいと提案をしておきます。

次に、市民の生活に直結するごみ袋の値上げの前に、具体的に市や衛自連ではどのような検討がなされたのか、お伺いいたします。

○石場竜一市民生活課参事 卸業者から中東情勢悪化に伴い、ごみ袋の製造業者から約32%値上げの提示があったと報告を受け、小売価格にも同程度の金額を反映させなければ、ごみ袋を納入・販売できなくなるおそれが出てきました。

ごみ袋の単価を抑えるために、衛自連から公民館への委託料であるごみ集積場管理費を削減する案も考えましたが、ごみ集積場管理費は、令和7年度決算で34万円程度であり、ごみ袋の単

価に反映させても、0.5円程度の削減にしかならないことが分かりました。小売店の利益を削減することもできないことから、販売価格は約30%程度の値上げとなりました。

○12番吉嶺周作議員 それでは次の質問に入りますが、市民は、指定ごみ袋の大幅な値上げに驚愕しております。現在の中東情勢が改善された場合には、元の販売価格に戻すべきだと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○石場竜一市民生活課参事 今回の値上げは、中東情勢悪化に伴う原料価格の急騰によるものですので、中東情勢が落ち着き、卸業者に納入されるごみ袋の原料価格が値下がりすれば、事務局として、市場の経済情報を収集・確認しながら、卸業者に対して価格見直しをお願いはするものと考えております。

○12番吉嶺周作議員 今回の指定ごみ袋の値上げ率は、約30%と一気に上げ幅が大きく、世の中の物価高騰の波に乗ったような形となりましたが、今後、何らかの形で市民向けの物価高騰対策を取るべきではないかと思いますが、そういったところはどうお考えでしょうか。

○石場竜一市民生活課参事 物価高騰対策につきましては、ごみ袋に限らず、全体の問題ですので、そういった方向で検討されるものと考えます。

○12番吉嶺周作議員 物価高騰が本格的に始まったのが2022年で、4年経過しておりますが、市民の生活も苦境に立たされておりますので、ごみ袋問題だけではなく、市の施策においても市民が暮らしやすい、負担の少ないまちづくりを確立していけるように尽力していただきたいと強く要望しておきます。

次に、火之神保有地の利活用について質問をいたします。

第3期枕崎市地方創生総合戦略（令和8年度版）において、火之神エリアの魅力創出事業について基本計画の進捗状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

○大江武史企画調整課参事 令和8年度版第3期枕崎市地方創生総合戦略の中では、4つのプロジェクトにおける各種施策や取組を掲げているところであります。

御質問の火之神エリアの魅力創出事業につきましては、多くの人とつながるまちプロジェクトの中におきまして、火之神保有地利活用に関する基本構想に掲げる「地域とともに成長し、人々が関わり合いながら、人・文化・産業を未来に育み、進化し続ける共創の空間」をテーマに、持続可能な運営形態について研究を進めることとしております。また、重要業績評価指標であるKPIとしましては、本年度中の基本計画の策定としてしているところです。

なお、この基本計画策定における進捗状況につきましては、5月21日に基本計画の策定に係る策定委員会及び作業部会を設置いたしまして、具体的な導入機能やゾーニング案の検討を始めているところです。

今後、年内に基本計画案を取りまとめまして、年明け、令和9年1月にはパブリックコメントの実施、そして3月には基本計画を公表する予定で進んでいるところであります。

○12番吉嶺周作議員 火之神エリアの魅力創出事業は、市の最重要施策の一つとして位置づけられており、市民の方々も非常に期待しておりますが、あまりにも時間がかかり過ぎると期待が不満に変わることもありますので、今年度中の基本計画を策定するに当たり、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

そこで一つ、提案があるんですけど、私の友人の知り合いになりますが、田中裕也さんという方がおられます。現在、スペインのバルセロナで世界的に有名な建築家のアントニ・ガウディの後継者として、ガウディ建築物の実測と図面の作成を行っております。

今月には、着工から144年、サグラダ・ファミリアのイエスの塔が完成したとメディアで報道されました。全体像の完成は10年後とのことでした。

そこで、本市には、アートのまちとして青空美術館や南溟館など、全国から多数の来場者が訪れております。来月から南溟館で開催されます、くっきー！氏の乙女展では、初日にくっきー！

氏本人がオープニングセレモニーに御臨席いただけるということで、その後の市民会館でのスペシャルトークショーのチケットは即完売だったそうです。

これまで枕崎はアートのまちとしてポテンシャルが高いと評価されてきましたが、先ほど御紹介いたしました田中裕也さんは、北海道稚内市の出身であります。本市とも御縁がありますので、アートのまちとして、さらなる観光拠点とした火之神エリアの魅力創出事業の主力メンバーとして迎え入れてはと考えているんですけれど、市長はどう思いますかね。

○前田祝成市長 まず、火之神の保有地についてですが、基本計画の策定につきましては、今、担当参事の述べたとおりのスケジュール感で進めているところでございます。

今議員のほうからいろんな御意見がございましたが、まず、これまで火之神保有地につきましてはですね、何十年もの間、養豚場があって、その後、養豚場跡地となり、そのままになっていた場所が、ここ数年、現在のような状況に環境整備がなされてきたとなっているわけなんですけど、多方面からいろんな御意見を聞きながら、様々な御助言なども頂戴しながら、4年間が長いという御意見もございましたが、ある面ですね、腰を据えて、じっくりとエリアの計画というのは立てていかないとはいけませんので、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

今、御提案のありました田中氏につきましては、今回のこの一般質問の中で、すみません、勉強不足で申し訳ないですけど、初めて存じ上げたところでございますので、そのあたりも含めて、どのような方なのかも含めて、一つの検討材料といいますか、参考にはさせていただきたいなと思います。

○12番吉嶺周作議員 私もですね、この田中裕也さんとは、1度だけ電話でお話をさせていただきましたが、そのときに、枕崎市に何か携われるようなことができれば、協力してくれるとのことでしたので、この方はいつもスペインのバルセロナで生活をしている人なんですけれども、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、火之神エリアの養豚場跡地を取得し4年も経過しておりますが、この事業を進める上で、道路、遊歩道や堤防等を含めたインフラ整備も必要不可欠だと考えますが、計画上どうなっているのかお伺いいたします。

○大江武史企画調整課参事 先ほどもお答えいたしましたとおり、火之神エリアの基本計画の策定につきましては、現在、策定委員会及び作業部会を設置し、検討しているところであります。

検討中の段階でありますので、詳細についてお伝えすることはできないところですが、本市が保有する火之神保有地におけるゾーニング案の検討のほか、その周辺用地や道路の線形改良等を含むインフラ整備につきましても、今回の基本計画策定の中で検討しております。

○12番吉嶺周作議員 馬追川から、火之神公園までの海岸通りは、東シナ海を一望できる絶景のスポットであります。

計画を進めていく過程で卵が先か鶏が先かじゃないわけですので、道路の整備を先に進めてもいいのではないかと私は考えます。

といいますのも、海岸沿いは台風のときに、満潮時か高潮なのか原因は分かりませんが、道路まで海水、波が上がっております。海岸通りの高潮対策は、計画を進めていく上で必要不可欠なことです。ぜひやっていただきたいということと、道路整備の全体像をイメージしたときに、自転車も歩行者もゆっくりできるようなそういった遊歩道整備も併せて提案をさせていただきます。

これで一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○眞茅弘美議長 以上で、吉嶺周作議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時57分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、味園美和子議員。

[味園美和子議員 登壇]

○8番味園美和子議員 本日最後の質問となりました。よろしくお願いいたします。

昨日のサッカーワールドカップでは、日本代表の選手たちが、世界の強豪国オランダを相手に果敢に挑戦する姿が印象的でした。選手たちは失点しても、見事なチームワークで逆境を乗り越えました。

選手が最高のパフォーマンスを発揮するためには、本人の努力だけでなく、指導者やスタッフ、チーム全体の支えが欠かせません。これは行政組織や地域社会にも通じるものがあります。誰もが能力を発揮し、安心して挑戦できる環境づくりこそが大切です。

本日は、そのような視点も踏まえながら、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、消防の組織の在り方と職場環境について質問いたします。

その前に、消防職員の皆様におかれましては、昼夜を問わず、市民の命と財産を守るため、日々緊張感のある現場で職務に当たっておられます。私は深くこのことに感謝申し上げます。

また、火災や救急対応、災害時の活動など、その責任の重さは非常に大きく、市民の安心安全を支える大切な存在であると感じております。そのような中、昨年度末の3月末に、消防職員が数名中途退職されました。理由としては、職場環境や人間関係の悩み、進路変更などがあったと伺っております。また、他市の同職へ転職された方もおられたとのことで、人材確保や職場環境について振り返る必要があるだろうと思います。

市民の方からも、「消防体制は大丈夫なのか」「若い職員が続けられる環境なのか」と不安の声を聞いております。

1人の消防士を育成するためには、消防学校で訓練を受けていただくことから始まります。つまり、職員採用後に教育や研修、資格取得など、多くの時間と公費が必要となります。だからこそ、若い職員がここで働きたい、この町で頑張りたいと思える職場づくりはとても大切ではないかと思っています。

もちろん、進路変更は個人の選択であり尊重されるべきものです。

しかしその一方で、退職理由の中に、職場環境や人間関係の課題が含まれているのであれば、改善できる部分もあるのではないかと考え、今回、一般質問させていただきます。

まず1点目に、消防組織の役割や重要性について、本市における消防職員の過去5年間の退職者数の推移について伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 我が国の消防は、消防組織法に基づき、市町村が自らの責任と権限において自治体区域内の安全を管理する自治体消防として位置づけられています。

消防の組織は、専任の職員が24時間体制で常駐し、勤務する消防本部や消防署からなる常備消防と、それぞれ本業を持ちながら災害時に活動する団員で組織する消防団の非常備消防とで構成されています。

消防組織法の第1条には、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とされております。

消防には、まさに市民の生命、身体、財産を保護するという不変の使命があります。

その具体的な役割、重要性について、また、消防職員の退職者の推移については、消防総務課長が答弁いたします。

○中原勝一消防総務課長 初めに、消防組織の役割について申しますと、消防組織におきまして

は、厳格な規律の保持が何よりも重要であり、これを基盤とした役割は、大きく有事の対応と平時の予防の2つに分けられます。

有事の対応につきましては、消火活動をはじめ、交通事故や水難事故などにおける人命救助、急病人を迅速に搬送する救急活動などに当たります。

一方、平時の予防については、建物への立入検査や防火指導、防災教育などを通じ、火災や災害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるためのまちの安全性向上に努めておりますが、これらの業務に対し、24時間365日対応する体制を整えております。

次に、消防組織の重要性について申しますと、近年、自然災害の激甚化・頻発化に加え、高齢化の進行などに伴う救急需要の増大など、消防が果たすべき役割は多様化し、ますます高まっております。

こうした課題に対応するためには、常備消防の力だけでなく、地域に深く根差した消防団の存在が不可欠となります。

消防団員の皆様は、それぞれ本業を持ちながらも自分たちのまちは自分たちで守るという高い使命感の下、地域防災の要として活動していただいております。

これら常備消防と非常備消防が緊密に連携し、一体となることで、初めて本市全体の地域防災力が発揮されるものと思っております。

次に、本市消防職員における、令和3年度から令和7年度までの過去5年間ににおける退職者数の推移について年度ごとに申します。

令和3年度は自己都合退職が1人、令和4年度は定年退職者が3人、令和5年度は自己都合退職者1人と、60歳到達による退職者2人の計3人、令和6年度の退職者はなし、令和7年度は自己都合退職者4人となっております。

○8 番 味 園 美 和 子 議 員 参考までに、鹿児島市消防局においては、毎年約6割の定期異動が行われており、職場の固定化防止や人間関係の改善にもつなげていると伺っております。

一方で、枕崎市消防本部は単独消防であり、人数規模も限られる中、どうしても閉鎖的な環境になりやすく、職員の精神的負担も大きくなりやすいのではないかと感じております。その中で、人間関係の固定化を防ぐための配置転換や業務分担の工夫があればお聞かせください。

○中 原 勝 一 消 防 総 務 課 長 本市は、1消防本部1消防署の組織体制であり、消防署におきましては、2交代制の下、各部隊17名、計34名を基本としております。

その内訳といたしましては、各部隊それぞれ警防係5人、救急係5人、予防係5人、消防団係2人の計17人で構成され、全員で各係業務を分担しているところです。

具体的には、各部隊の隊長・小隊長などの役職や、救急救命士・潜水隊員などの専門資格を持つ隊員の数を均等に配置した上で、毎年度5人から8人程度の配置替えを実施しているほか、署内の各係業務につきましても、おおむね3年程度を目安に職員全員が全ての実務を経験できるよう計画的な担当替えを行っております。これにより、様々な業務のもとで幅広い実務経験を積み、職員個々の職務意欲の向上を図るとともに、あらゆる警防・救急・予防、消防団係業務の全てに対応できる、高いスキルと全般的な現場対応能力の育成につなげております。

また、消防本部の係長職と消防署の隊長職といった幹部職員については、適宜、配置換えを行うなど、消防本部事務と消防署現場運用の双方に精通した幹部職員の育成にも努めています。

○8 番 味 園 美 和 子 議 員 相談体制についてはどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○中 原 勝 一 消 防 総 務 課 長 消防におけるハラスメントに対する相談体制及び窓口の活用状況について申しますと、まず、内部の相談体制については、消防総務課内に窓口を設置しております。相談者の秘密を厳守することはもちろん、直属の上司を介さずに直接相談できるなど、安心して利用しやすい体制を取っております。

消防以外の窓口の設置については、職場の人間関係を気にせず相談できるよう、市役所本庁の

総務課窓口を相談先の一つとしており、同時に、鹿児島県や総務省消防庁においても、消防職員やその家族を対象とした専門の相談窓口が設置されていることを職員に周知しているところです。

また、相談窓口の活用状況についてですが、消防本部内の窓口におきましては、これまでハラスメントに当たるといったような事案は確認しておりませんが、人間関係等の悩みを抱える相談等もあることから、相談窓口の設置といった、どちらかというと受け身の体制だけではなく、昨年度実施したハラスメント防止研修の講師から受けた専門的なアドバイスを参考に、アンケート調査やストレスチェックといった、組織として職員へ働きかける調査を実施します。このことを通じて様々な事案を未然に知る取組や職員自身が自分のことを再確認する取組にも、これまで以上に力を入れていくこととしております。

なお、消防以外の外部窓口への相談状況につきましては、相談者の匿名性やプライバシーを完全に保護する仕組みとなっていることから、当消防本部においてその詳細を把握することはできません。しかしながら、職員が安心して利用できる大切な選択肢として機能していることと考えております。

○8 番味園美和子議員 プライバシー保護は基本ではありますが、どうしても人対人ですので、今後の人間関係や職場関係に影響も想定できます。相談者が安心して相談できる万全の体制でプライバシー保護をお願いしたいと思います。

ここで、枕崎市消防職員の待遇改善についての条例、規則での記載がありますので紹介します。

枕崎市消防本部消防職員委員会に関する規則によれば、毎年1回、職員委員会を実施し、職員の勤務条件と福利厚生について、意見を出し合って改善を図る仕組みがあります。職員の勤務条件と福利厚生についての意見は、職員の士気を高め、円滑な運営に資することを目的とし、所定の書式で意見を記録し、出された意見に対して、改善策を実施するのか、しないのかを職員に周知することまでが規則に定められています。

そこですが、このように年に1回の職員委員会が開催され、職員の勤務条件と福利厚生の改善活動の内容が、消防職員に周知していたかどうかをお聞かせください。

○中原勝一消防総務課長 消防職員委員会につきましては、年に1回以上開催することとなっておりますので、開催しております。

○8 番味園美和子議員 直近の職員委員会で意見が出されたか、また、出された意見の傾向についてあればお聞かせください。

○中原勝一消防総務課長 令和7年度に実施しております消防職員委員会につきましては、意見といたしまして、被服及び装備品に関する相談、意見が寄せられているところです。

○8 番味園美和子議員 意見の取りまとめや周知方法はどのようにされていきましたか。

○中原勝一消防総務課長 意見の取りまとめにつきましては、消防職員委員会を開く数か月前に、1か月程度、意見取りまとめ者という方を選任しておりますので、その方を通じて意見の取りまとめをしているところです。

○8 番味園美和子議員 消防職員の待遇を改善する生の意見を広く集めやすくするためには、意見を言いやすい環境になっているかを、組織として常に見直すことが重要だと考えます。

このようにルールがあってもそのルールを運営するのは現場の人たちにかかっています。職員委員会の意見が集まりづらいのであれば、ふだんのコミュニケーションを見直したり、匿名で意見を集める回数を増やしたり、方法があるだろうと考えます。その上で、組織の中で改善が難しい項目が見受けられるのであれば、消防本部の上位、行政職である市長、副市長に意見を届け、改善を相談するのもよいのではないのでしょうか。

次に、メンタルケアについて、現在どのような取組を行っているのかをお聞かせください。

○中原勝一消防総務課長 メンタルケアなどの取組について申しますと、命を預かる厳しい現場活動を行う消防職員が、心身ともに健康を維持することは、確実な消防体制を確立する上で、極

めて重要であると認識しております。

当消防本部では、定期的なストレスや職場環境の把握による早期発見として、市が実施するストレスチェックを消防本部も一斉に実施しております。これにより、職員一人一人が自身の心身の状態に関心を持ち、セルフケアへの気づきを得る機会としています。

あわせて、先ほど申しました相談窓口と、市が契約している産業医による随時の面談体制、ストレスチェックの委託業者による電話相談やメール、LINEでの相談も気軽に受けられる体制を取っております。

また、先ほども申し上げましたが、日頃の規律ある勤務環境を維持しながらも、ハラスメントなどの不適切な事案を未然に防ぐため、定期的なアンケート調査を実施し、状況把握に努めてまいります。

○8 番味園美和子議員 年に1回のアンケート調査というふうにお聞きはしてはいたんですけども、やはり職場関係や人間関係に関する問題は突発的に発生することもあります。年に1回の調査だけでは、把握が難しい場合もあるのではないのでしょうか。

もちろん、窓口対応でありますとか、相談とかも都度行っているとは思いますが、やはりアンケート調査を増やして職員が気軽に声を上げられる相談体制や、定期的なヒアリングの機会を設けることで、より早い段階での課題の把握につながると考えます。そのような取組について検討できないか、要望いたします。

次に、他市の同職へ転職された方もいらっしゃると思いますが、勤務体制や給与面、キャリア形成など、他自治体との比較や検証が行われているのか伺います。

○中原勝一消防総務課長 本市の勤務体制は、鹿児島県内20の消防本部のうち、18の消防本部が採用している2交代制を取っています。なお、2消防本部については、3交代制を取っているところ です。

こうした中、本市における1当務の勤務体制につきましては、火災出動時に必要な9人に、通信指令員1人を加えた合計10人が、消防業務の遂行に最低限必要な人員として、本市消防計画に定められております。

本市では、救急隊と救助隊を消防隊員が兼務する体制を取っているため、救急隊が鹿児島市などの管轄外へ救急搬送を行う場合、往復で約3時間の欠員が生じ、一時的にこの最低必要人員である10人を割り込むことになります。

こういった場合には、国の消防力の整備指針に基づき、非番・休日職員の招集によって人員確保を行っております。

この補充勤務は長時間の救急搬送に伴う欠員を補充するための勤務命令であり、従事した職員に対しては、勤務実績に応じた時間外勤務手当を適正に支給しているところです。

ちなみに、他の消防本部の多くは複数の分遣所や出張所を有しており、管轄外へ救急隊が救急搬送した際にも、これら他の分遣所や出張所から人員をカバーして最低必要人員を維持できるため、補充勤務を行う必要性は低いところです。

消防職員の給料につきましては、本市の一般行政職の給料表を適用し、均衡を図っております。

また、救急出動や火災出動、夜間勤務などに対しては、それぞれの実態に応じた特殊勤務手当を支給しております。

次に、消防職員の階級制度と本市の階級昇任の仕組みについて申しますと、消防職員は危険を伴う業務に従事することから、隊員の安全確保と確実な部隊運用のために、消防組織法に基づく全国共通の階級制度の下、厳正な指揮命令系統を確立しております。

階級の昇任につきましては、本市職員の給与に関する条例に基づき、勤務年数や実務能力などを総合的に考慮して公平・適正に行っております。

○8 番味園美和子議員 今回、退職に伴いマンパワーの低下が懸念されてはいますが、職員定数、

再任用も含めて現在定員が44名とお聞きしております。定員全てを例えばフルタイムとして正規雇用にすることは可能なのでしょうか。

○中原勝一消防総務課長 短時間再任用職員の2人については、消防職員定数に含まれていないところです。昨年度の条例定数の改正により、定数的に言えば採用は可能です。

○8番味園美和子議員 消防職員の確保と育成には多くの時間と費用がかかります。しかし、経験を積んだ後に、他市の同職場への転職も見受けられます。

職業選択は個人の自由ですが、人材の定着という観点からは、地域への愛着を持ち、このまちで暮らし続けたいという思いを持つ地元人材の確保も重要ではないでしょうか。

将来を見据えた人材確保の定着のために、地元採用枠の導入や地元人材を積極的に確保する仕組みについて前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、今後、人材育成、人材定着に向けてどのようにお考えか、改めて市長にお伺いいたします。

○前田祝成市長 私自身は、消防長を任命する任命権者でありまして、具体的な消防職員の育成、これについては直接携わっておりませんが、その教育体制につきましては、具体的に消防総務課長のほうからですね、用意された答弁がございますので、それをまず紹介したいと思います。

教育体制については、多様化・激甚化する災害に的確に対応し、高度化する消防・救急資機材をいかなる災害時にも確実に運用できるよう、消防組織法に基づき、市に求められている職員への教育訓練の責任をしっかりと果たすため、国の示す基準に基づき組織として着実にステップアップできる教育体制を構築しております。

具体的には、採用直後の鹿児島県消防学校における初任教育において、消防人としての基礎と連帯責任の重要性を深く習得させます。その後も、消防や救急、救助といった各分野の専門的な知識・技術を修得するため、県消防学校の専門教育へ職員を計画的に入校させ、実践に即した能力の向上を図っています。

初任教育終了後の職員が現場へ配属された後は、各部隊において経験豊富な先輩職員が実務を通じて基礎から丁寧に指導を行う職場内訓練を実施し、現場対応力の知識・技術の向上を図っています。

さらに、個々のモチベーション向上とキャリア形成を促すため、大型車両の運転免許取得補助や救急救命士の養成を継続的に行い、プロフェッショナルとしての確実な成長を段階的にバックアップしています。

また、将来の組織を担う幹部職員の育成においては、総務省消防庁の消防大学校へ職員を入校させ、高度な防災知識や、大規模災害時における指揮・マネジメント能力の修得に努めており、若手から幹部職員に至るまで、切れ目のない教育体制を確立しています。

以上が、消防の教育体制についての内容となりますが、このことは当然、消防職員としての育成における最低限の基本、当然、全ての職員が身につけなければならないことを習得する場、それが育成の場なのだというふうに思います。

私は職員の採用試験において、採用の可否を判断するところで、まず消防職員と接するわけですが、採用試験のときに消防士になりたいとの強い思いを面接で直接聞くことができます。高い志と強い意志を持って消防士としてスタートを切るその瞬間を見て、彼らを消防の現場に送り出すことになります。消防士の仕事というのは冒頭の答弁でも申し上げましたが、その使命は、市民の生命、身体、財産を保護するという不変のものが 있습니다。その使命を全うするのが消防士という崇高な職業だと思います。

昨年、消防のほうに研修でお見えになった講師と私も直接お話をする機会がありました。海外を含む消防の現場で活躍されたその講師の先生が、消防士はまちのヒーローなのだというお話をされていたことがとても印象深かったのを覚えております。そのことを本市の消防吏員にも話し

ていただいたのだというふうに思っております。個人的に話す機会があったある消防職員は、そのヒーローということを自覚しているその様子が伺えました。

私は、職業に貴賤はないというふうに信じていますが、その処し方には、明らかな違いがあるというふうに思います。仕事というのは、ただ単に生活の糧や収入を得るだけではなく、その人の生き方や存在理由を確認するものだと思っています。私たちは、休みの日でも市長であり、議員であり、市役所職員であり、消防士です。仕事は生き方なので、これは離れられない現実だというふうに思います。

先日も、本庁のほうの若手職員との語る会をしましたが、その中で仕事について話をしました。自分の仕事に誇りを持ち続けることが、人材育成として個の成長につながっていくものだと思いますので、若手職員と話す機会があれば、極力そんな話をさせていただくようにしているところです。

こちらの答弁の中でハラスメントについての言及がありました。ハラスメントは、決してあってはならないことですし、ハラスメントのない組織を維持するために必要なことは、私自身は厳しさだと思います。そう思いますので、市の全ての組織の中でですね、正しい真の厳しさというのをですね、改めて再確認しようというふうに思っているところでございます。

○ 8 番 味園美和子議員 先ほど市長のほうからもありましたヒーローという言葉ですが、ちょっと紹介も兼ねてなんですけども、広報まくらざきに掲載されています、「ヒーロー」であるために！を私拝見いたしました。これは市民に消防の日々の訓練や業務の様子を知ってもらいたいということで若手職員の声で本年度から連載がスタートしたと聞いております。

今後も若手職員が育つ環境、働きやすい環境、頑張れる環境をもっと整えてあげることが必要だろうと考えております。

現場はもちろんのこと、頑張っておられる消防職員の皆様が安心して働き続けられる環境づくりは、市民の安心安全にも直結する大切な土台であると思います。

今回の件をきっかけに、職員の待遇改善につながることを希望します。今後も進展について注視してまいりたいと思います。

次の質問入ります。次に、商店等新規出店支援事業補助金制度についてお伺いいたします。

人口減少や高齢化が進む中、地域経済を支える事業者の存在はますます重要になっています。また、新たに事業を始めようとする方や、地域資源を生かした商品開発に挑戦しようとする方を応援することも、まちの活力づくりには欠かせません。

現在、本市では、商店等新規出店支援事業補助金制度を設け、創業や出店を支援していますが、その対象地域は、枕崎都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域、または通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所に限定されています。

まず、この制度のこれまでの過去5年間の利用状況と成果についてお伺いいたします。

○ 鮫島寿文水産商工課長 私のほうからは、同事業の概要について少し説明したいと思います。

商店等新規出店支援事業につきましては、本市の市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資するため、市街地に新たに店舗等を出店する者等に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

補助対象経費につきましては、新店舗及び新店舗の営業のために必要な駐車場に係る賃借料、店舗の新築費、改修費及び改装費並びに新店舗または駐車場に利用するための敷地整備費であります。

質問者からもありました出店の対象地区につきましては、枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域に属する区域または枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所としております。

この事業は、市街地に新たに店舗等を出店する者への支援であり、市街地空き店舗等の活用及

び解消、魅力ある商店街づくり、商店街の活性化、商店街への誘客、新規出店者の創業支援を目的としております。

お尋ねの利用状況成果というところですが、平成28年度から支援事業を開始しまして、平成28年度は4件、平成29年度6件、平成30年度4件、令和元年度5件、令和2年度4件、令和3年度2件、令和4年度8件、令和5年度3件、令和6年度5件、令和7年度3件、令和8年度も5月末現在で1件ありまして、合計45件の新規出店がありました。

45件の業種別の内訳としましては、卸売業・小売業が7件、宿泊業・飲食サービス業が20件、生活関連サービス業・娯楽業が6件、教育・学習支援事業が4件、医療、福祉が6件、情報通信業が1件、その他サービス業が1件となっております。

この事業の成果、評価としましては、起業業者や既存事業者の事業拡大、雇用創出など、地方創生に相当の効果があつたと、総合戦略審議会においても評価をされております。空き店舗の解消、まちのにぎわいにつながっているものと考えております。

市街地の空き店舗の活用及び解消等を促進するため、商工会議所や通商組合と連携しながら、今後も引き続き支援事業を推進していきたいと考えております。

○8 番味園美和子議員 制度が活用されていることは理解いたしました。

一方で、市民の方からは「事業を始めたいが対象区域外なので利用できない」「空き店舗や空き家を活用したいが制度の対象にならない」といった声もあり、実際に対象外地域の問合せも年間一、二件あると伺っております。相談前に対象外ということで、問合せまで行かないケースを含めるともっとあるのではないかと考えます。私は、人口減少が進む中で市街地だけでなく、市内全域の活性化が必要だと考えますが、そこでお伺いします。

現在の対象地域を見直し、市内のほかの地域にも補助対象を広げる考えはないでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 対象地区外の出店への支援はできないかというお尋ねであります。この支援事業の趣旨はただいま申し上げたとおりですが、対象地区を見直す、市内全域ということにつきましては、これまでも別府地区や桜山地区に出店したいという要望や、郊外の空き家や倉庫などを活用して店を構えたいというお声もありましたので、事業者や商工会議所を含めました関係の皆様からの御意見も踏まえながら、見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○8 番味園美和子議員 私は今回、この補助金制度を活用されている方々からの声を伺いました。

移住を機に、枕崎で新たな事業に挑戦された方ですが、「開業時はもう何かと本当に費用がかかる中、この補助金があったことが大変助かった」と話されております。

また、その方は出店を機に枕崎の特産品であるカツオを活用した食品商品開発や販売にも取り組まれています。このようにして、地域資源を生かした新たな価値の創出にもつながっています。

もう一人の方は、現在は廃業されておられますが、その方は「開業のときにやはり費用がかかる中、この制度が助かった」とおっしゃってございました。ただ、「商店街という立地に家賃が高く継続できなかった」という声もいただいております。

このことから、現在の対象区域だけでなく、市内の様々な地域においても新たな出店や事業展開の可能性がありそうだと私は感じています。

実際に制度を利用された方々の声を伺うほど、この補助金が、先ほども課長からもありましたように事業者の挑戦を後押しする有効な制度であることを実感いたしております。

先ほど前向きな答弁をいただきました。本当にこの制度が地域のにぎわいにつながることを期待しております。

次に、新商品開発への支援についてお伺いいたします。

枕崎市には、かつおぶしをはじめ農水産物や加工品など、全国に誇れる地域資源や特産品がたくさんあります。一般に新商品を開発して世の中に新商品を送り出すためには、試作品の製作費

やロゴ・パッケージのデザイン費、販路開拓費など、事業者にとって一定の費用負担が生じます。

本市として、新商品開発やブランド化、販路拡大を支援する補助制度の創設についての考えはないでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、新商品の開発についてのこれまでの取組としましては、枕崎市漁業協同組合が開発、そして、鹿児島県立鹿児島水産高等学校の食品工学科の生徒が課題研究授業として枕崎市漁協と連携し、発案・包装デザイン・販売方法までプロデュースし「かつおボニーチップス」という商品を令和3年度に商品化しております。

また、同漁協では、県の水産技術開発センターの協力を得まして、栄養機能食品に適合するカツオの燻製品を令和4年度に商品化しております。

市としましては、外郭団体であります、かつお鮮魚販路対策協会やさつま枕崎鯉節協会を通じて、これらの商品開発を支援しております。

また、商品開発や販売促進について、県の、よろず支援拠点生産性向上支援センターの無料の伴走サポートを紹介しております。

同センターにおきまして、商品のネーミング・キャッチコピー、パッケージデザイン、販売促進等の相談について、コーディネーターが無料で対応していただけます。令和8年度におきましては、毎月第3水曜日に枕崎市市民会館で定期相談会も実施しております。

今後も商品開発につきましては、関係団体や県とも連携しながら、行政としましては側面的な支援を行っていききたいと考えております。

販路拡大の支援につきましてはですね、本市におきまして、令和3年度から特産品販路拡大支援事業を実施しておりますので、その概要を申し上げたいと思います。

市外の商談会や物産展等に出展する市内事業者に対しまして、出展料や装飾費、交通費等の一部を補助することにより、事業者の販路拡大を支援するとともに、本市特産品の認知度、ブランドイメージの向上を図るものです。令和3年度からこの事業に取り組み、市内事業者に活用いただいております。

補助率は、対象事業費の3分の2以内で、1事業所当たり年間の補助上限額30万円としております。

直近の令和7年度は14件、10の事業者が利用されております。令和6年度は10件、5事業者、令和5年度は7件、7事業者、令和4年度は11件、9事業者、令和3年度は5件、5事業者の事業実績がありました。

さらに県におきましては、かごしまの「稼ぐ力」加速化総合補助金事業で、商品の販路拡大、販売促進の取組を幅広く支援をしております、本市もこの事業を事業者の皆様に紹介しております。

事業の目的、支援概要を申し上げますと、県内の中小企業・小規模事業者が、物価高騰・人手不足等の厳しい経営環境に対応できるようにするため、国内外の展示会への出展や商品・企業PRによる販売促進、ECサイトの開設・拡充など、稼ぐ力の向上に向けて販路拡大につながる営業力強化を図る取組を幅広く支援するもので、補助率は補助対象経費の3分の2以内、補助上限額100万円となっております。

本市としましては、今後もこれらの事業を推進し、県の特産品協会とも連携しながら、引き続き枕崎ブランドの価値向上と販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

○8 番味園美和子議員 商品開発をした後の、その商品の魅力を伝えるとなると、どうしてもやはりですね、パッケージ・ラベルやロゴデザインが重要にはなってくるんですけども、特に小規模事業者にとってはそこがやはり大きな負担ともなっております。

ぜひですね、販路拡大、ブランド化は先ほどもほかの部分での補助があるということでお聞きしていますが、枕崎市内、本市においてもぜひ支援範囲の拡充の検討をお願いいたします。

次に、ふるさと納税の返礼品や観光土産としても地域の特産品を活用した新商品開発への期待は大きいものがあります。しかしながら本市でも、ふるさと納税返礼品の表示問題が話題になり、現在も影響を与えております。

本市としては、その返礼品を使用していたことをどう考え、今後どのように信用回復につなげていくつもりかをお願いいたします。

○籠原正二企画調整課長 ふるさと納税制度における返礼品につきましては、本市に対して寄附を頂いた方へのお礼であるだけでなく、本市の特産品のPRや地場産業の活性化に大きく寄与するものでございます。

今回の水迫畜産による牛肉製品の不適正表示の問題につきましては、ふるさと納税の寄附先として本市を選んでいただいた方々の信頼を損ね、また、本市のふるさと納税制度に関わる方々の信頼を揺るがすゆゆしき事態として重く受け止めているところでございます。

寄附者の方々の信頼を回復していくため、まずは現在、返礼品提供事業者において進められております、おわびの品としての返礼品相当額の金券の送付が迅速かつ確実に行われるよう、市においても、寄附者への案内など、事業者によるおわびの発送に係る対応を速やかに進めてまいります。

また、本事案を教訓といたしまして、同様の事案が再び発生することがないように、返礼品提供事業者に対し、仕入れ先を含めて行政機関から立入検査等を受けた場合には速やかに市へ報告しなければならないことを契約等に規定したほか、法令遵守と自律的な不正抑止を目的とした誓約書の導入、ふるさと納税制度及び食品表示法など関係法令の周知・啓発の対応強化、定期的な訪問調査の強化などを行ってまいります。

これら再発防止策を確実に実行していくことで、本市を応援してくださった寄附者の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう努めるとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨を踏まえ、返礼品を通じた本市の魅力の価値向上に向けて、これからも真摯に取り組んでまいります。

○8番味園美和子議員 先ほどの新商品開発のほうにもつながるのですが、私は、地元の事業者の皆さんが地道に作っている、地道に商品開発しているものを返礼品として採用していくことが、長い目で見たときに信用回復につながるのではないかと考えております。市民だからこそ、地元の素材を最大限に生かしたものづくりができると思います。

お店を始めたい人を応援する。新しい商品づくりに挑戦する人を応援する。こうした取組が増えることで、若い世代のチャレンジを後押しし、地域経済の活性化にもつながるのではないのでしょうか。人口減少が進む今だからこそ、行政には挑戦する人の背中を押す役割が求められていると考えます。

対象地域の拡充や新商品開発支援制度の創設について、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。九州大会及び全国大会並びに国際大会出場補助金の拡充について。

子供たちの日々の努力が認められ、九州大会や全国大会、さらには国際大会へ出場することは、子供たちや大人にとっても大きな成長の機会であり、本市にとっても大変誇らしい出来事です。

また、スポーツと同様に、文化・芸術の分野においても全国レベルで活躍する子供たちがおり、枕崎市の名前を広く発信していただいているのは大変うれしいことです。

しかしながら、近年は物価高騰や交通費・宿泊費の上昇により、全国大会に出るのは、保護者の経済的負担が大きくなっているとの声も伺っております。

これらを踏まえ、本市の大会出場補助金について質問いたします。

まず、本市に九州大会及び全国大会並びに国際大会出場補助金の制度概要と、近年の利用実績についてお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 まず初めに、本市の九州大会、全国大会、国際大会出場補助金の制度概要について説明いたします。

この制度は、枕崎市スポーツ協会に予算の範囲内で補助いたしまして、スポーツ協会が定める内規によって対象者に支給している制度でございます。

その制度の内容につきましては、対象となる大会につきましては、全国大会等の場合は、国、都道府県または日本スポーツ協会加盟団体が主催または共催する運動競技大会、国際大会等の場合は、国等、国際オリンピック委員会その他の国際的競技団体が主催または共催する運動競技大会としております。

対象者につきましては、市内の小中学校の児童生徒またはその団体、市内に居住する高等学校の生徒、専門学校もしくは大学等の学生、社会人またはその団体としており、団体につきましては、構成員のうち市内居住者が2分の1以上であることを要件とした制度となっております。

支給額につきましては、九州大会が個人5,000円以内、団体が3万円以内、全国大会及び国際大会が個人1万円以内、団体5万円以内となっております。また、1会計年度内における交付回数は、個人または団体につきまして2回までとしているところでございます。

近年の利用実績につきましては、令和元年度から令和7年度までの7年間で、九州大会が47件、全国大会が36件、国際大会はゼロ件であります。合計83件となっております、支給額の合計は61万7,500円であります。

○8番味園美和子議員 利用実績からも対外的に活躍されていることがうかがえました。

薩摩の最南端に位置する本市としては、例えばですが、全国大会が東京で開催される場合、出場するにはより多くの費用がかかります。同じ全国大会への出場でも、開催地に近い地域と比べて、経済的負担が大きく、出場しづらくしていると言えらると思います。

九州の中でも南端に位置しているという地政学的観点からも、全国大会出場の補助金額の見直しや拡充について、市の考えをお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 議員のおっしゃるとおりですね、遠い地理的な状況というところが、いろいろそういうところも声を聞いてございますけども、この制度につきましてはまたスポーツ協会が直接支給している制度でございますので、スポーツ協会とまた研究しながら、それが課題であれば、その課題解決に向けて、検討してまいりたいと考えております。

○8番味園美和子議員 現在、スポーツ競技が対象になっているこの補助金ですが、美術、書道、音楽など本市でも和太鼓をはじめ、吹奏楽、算数オリンピックなどでの活躍も聞いております。

頑張りを等しく応援するという観点から、文化・芸術分野についても補助対象を拡大する考えはないでしょうか。

あわせて、日頃から選手を支えてくださる監督やコーチ、指導者の存在も大きくありますが、監督・コーチなどについても補助対象に加える考えはないかお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 本市で、スポーツに限らず文化も含めて活躍している子供たちも、一般の方もたくさんおられます。文化・芸術・学術分野で活躍する子供たちや市民を応援することは人材育成という観点からも非常に大切であると考えております。

一方で、対象とする大会やコンクールの範囲、主催団体の公共性、選考方法、予選の有無、出場と出品の取扱いなど、制度化に当たって整理すべき課題が大きいものと考えております。

ほかの自治体の事例も参考にしながら、スポーツ分野との均衡や公平性を踏まえて、どのような支援が可能なのか、今後研究してまいりたいと考えております。

引率者、コーチ等も対象にできないかという御質問だったと思いますが、これにつきましては、子供たちが上位大会に出場する場合は、当然ですね、監督、コーチ、引率者の役割は大きいものと認識しております。現段階で団体につきましてはですね、チームに補助、その団体に補助しているので、指導者も含まれているものと考えております。

個人につきましては、選手だけの補助となっておりますので、これにつきましても、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

○8番味園美和子議員 子供たちの挑戦を応援することは、未来の枕崎への投資でもあると私は考えます。全国大会に出場する子供たちの周りには、切磋琢磨したライバルやその子を目標にした後輩の子供たちがおります。この大会出場補助金は、1人を支援するように見えますが、周りの子供たちも巻き込んで、その中から次に全国出場する子供を生み出すきっかけになってほしいと私は考えます。

また、スポーツだけでなく文化・芸術分野も含め、また選手を支える指導者への支援も含めて、より利用しやすく充実した制度となるよう、前向きな検討をお願いいたします。

以上で、本日の私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○眞茅弘美議長 以上で、味園美和子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時55分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和 8 年 6 月17日)

令和 8 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		一 般 質 問 水 野 正 子 議員（65ページ～72ページ） 禰 占 通 男 議員（72ページ～81ページ） 平 田 るり子 議員（81ページ～93ページ）	
2	6 5	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚

○ 本日付議された事件は議事日程（第 3 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員

9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 味 園 美和子 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 石 場 竜 一 市民生活課参事
 大 江 武 史 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 木 浦 勝 美 農委事務局長兼農業振興係長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 立 石 秀 和 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長兼選管事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 平 田 寿 一 総務課参事
 中 村 浩一朗 教育総務課長兼給食センター所長
 山 田 浩 隆 生涯学習課長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、水野正子議員。

〔水野正子議員 登壇〕

○5番水野正子議員 6月議会が始まり、外は恵みの雨であると同時に、災害の警戒を怠れない長雨の季節となっております。毎日のように続く雨の中、地域での見守り活動や野外での厳しいお仕事に従事されている市民の皆様の安全、そして体調管理を深く案じているところでございます。

当局におかれましても、出水期を迎えるに当たり、市民の安心安全な暮らしを守るための敏速な情報発信と万全な備えを重ねて要望いたします。

それでは一般質問に入ります。物価高騰に直面する現状と支援についてお伺いいたします。

現在、イランと米国をめぐる緊張の波高、中東情勢の緊迫化など、緊迫する世界情勢は一向に収束の兆しを見せず、国際社会は極めて不安定な状況が続いております。この遠く離れた地での政情不安や紛争は、決して他人事ではなく、エネルギー価格の乱高下や円安の進行などを通じて、私たちの暮らし、そして地域の経済に直撃し、暗い影を落としています。

こうした情勢下において、特に私が強い危機感を持って注視しておりますのが、本市の食文化や活気を支えてくださっている、飲食店の皆様の極めて厳しい経営状況です。現場を歩き、経営者の方々からお話を伺う中で聞こえてくるのは、まさに悲鳴とも言える切実な声ばかりです。テイクアウトや配達に欠かせないプラスチック容器などの包装資材は、原材料費や物流費の上昇に伴って高騰を続けています。さらに、食材全般の仕入価格も右肩上がりが続いております。店舗の努力だけでは限界をとうに超えています。

実質賃金や可処分所得が物価上昇に追いつかない中で、あらゆる資材、食材、そしてエネルギーのトリプル高騰が市民生活を直撃し、多くの事業者が日々の資金繰りに頭を抱え、文字どおり経営の危機に瀕しております。

こうした国全体の物価高騰が本市に及ぼしている困窮ぶり、あるいは一過性の報道やマクロの数字だけでは見えてこない、高いときに動かざるを得なかったという個別具体的な経営、生活の厳しさについて、市はどのようなルートで、どの程度のリアルタイムに実態を把握されているのでしょうか。

この長引く危機に対し、国や県の動向をただ注視するだけでなく、地方自治体として、今まさに困窮する現場を守るための現状認識と独自の支援の在り方について、市長の見解をお伺いいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 質問者からありますように、経済は先行き不透明な状況であることは確かだというふうに認識しております。中東情勢については一昨日、米国とイランの間での戦闘終結に向けた合意が発表されたところではありますが、依然として原油の輸入の多くを中東に頼る我が国にとっては、ホルムズ海峡の不安定な状況はいまだリスクになっているところです。

そして、今議員から述べられました現状認識についても一般的には、おおむねそのとおりだと思います。

そのような中で、市としての現状認識、そして独自の支援の在り方について見解への質問がございました。

まず、現状認識についてお答えいたします。

現状認識の中で、私が最も重要と考えていることは、我が国経済がインフレ基調にあるという

認識がございます。

議員のほうから、ただいま店舗の努力だけで限界をとうに超えているというようなお話があったところなんですけれども、インフレ基調にある経済状況の中で、いろんな意味でのコスト上昇等はある程度受け入れる必要があるのではないかなと私は思っております。そのような経済状況下で、経営者としてコストを吸収する、あるいはそういうことについてどのようにやっていくかってなったときに、やはりある程度のコストをしっかりと価格に転嫁していくということが大事であろうと思っております。経営者がこのような状況の中で取るべき努力といえますか、そこについてはコストというところだけで考えますと、やはりコストを吸収するというところではなく、どちらかというと、その調達コストをいかに抑えていくか、抑える努力をするかと、どんな抑える努力をするかということが重要ではないかなと思っております。

例えば、米をはじめとする食品の仕入れに関して申し上げますと、調達先の多角化、これを図るなど、経営としてできるコスト削減に努める。そうすることで、価格に転嫁するコストを少しでも抑えるというようなことをやっていく、そういう経済環境にあるのではないかなと思っております。

「値決めは経営」という言葉があるのですが、この言葉は稲盛和夫氏の経営の12箇条の一つなんですけれども、その中で「お客も喜び、会社も喜ぶ価格は一点である」というふうに言われております。お客様だけが喜んで、会社が喜ばない価格をつける必要はないということで、それほど経営にとっての値決めっていうのが難しいことだということを示している言葉なのかなと思います。お客様にとっても、会社にとっても喜べる価格をつけるために努力するのが経営であるというような言葉だと思っております。これは飲食業だけでなく、製造業など他の業界にも言えることで、その上で、かかるコストは価格転嫁するというマインドセットが、このインフレ基調の経済環境の中では重要なことであるというような認識を私自身は持っているところでございます。

それともう一つ、独自の支援の在り方という点についてお答えいたします。

まず、自治体としてやれる支援、これはかなり限定的だと思います。

インフレ基調の経済環境の中で、コスト転嫁、価格転嫁というマインドセットが世の中的に広がる、つまり安定的に物価上昇、適度なインフレが続くとすれば、政治の役割はその物価上昇に負けない国民の所得を実現する、個人消費のところを強化することになるかと思えます。この点については国の経済・財政政策によるところが大きいと思います。現在、社会保障国民会議で議論されている給付付き税額控除や食料品の消費税（0%）減税などによる国民の実質の手取り、可処分所得を増やす方向の政策で物価高に負けない個人消費の強さを実現することが、このようなインフレ基調にある経済環境では必要な対策であると考えます。

先ほど、地方自治体としてやれる施策は限定的であると申し上げましたが、本市で実施しました令和7年度国の補正予算の重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元や、子供1人当たり2万5,000円のデジタル商品券給付、さらには全市民へ1万円の商品券を給付する、くらし応援「使（つか）エール商品券」給付事業などは、個人消費の強化に資する政策の一つと言えるのではないかなと思います。

さらに、今回示されました国の今年度補正予算についても、地域経済の活性化、消費を喚起させるための独自の支援策を実施する考えでいるところでございます。

○5番水野正子議員 地域経済の活性化、個人消費の喚起をさせる支援策など要望しておきます。

そこで、特に飲食店への支援についてお伺いいたします。

令和7年度の補正予算において、重点支援地方交付金を活用した農林業用生産資材価格高騰緊急支援事業等が実施されました。長引く物価高騰に直面する一次産業への迅速な対応に対し、深く敬意を表します。

飲食店にもキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業もありましたが、食材や光熱費、資材など価格高騰に苦しむ飲食業へのさらなる支援もまた急務であると考えます。

飲食店は地域の経済や雇用、文化を支える重要な存在です。さらに、飲食店へ直接的な支援を行うことは、そこに食材や資材を納入している市内の卸売業者をはじめとする関連産業へも広く好影響を及ぼし、地域経済のサプライチェーン全体を下支えすることにつながると確信しております。

つきましては、農林業への支援と同様の枠組み、あるいは重点支援地方交付金等を活用した、飲食店を対象とする新たな緊急支援事業の創設について、今後の検討状況や実施の可能性をお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 中東情勢の悪化につきましては、石油や関連製品の値上がりにつながり、製品不足が波及した物価上昇の連鎖が起き、市民生活や本市の基幹産業であります農林水産業をはじめとした市内企業等の事業活動に大きな影響を与えております。飲食店を営む皆様からも、仕入れ品等が軒並み値上がりし、経営に苦慮していると伺っております。

さきの市長答弁とも重なりますが、これらの状況を踏まえまして、国の令和8年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域経済の活性化、需要を喚起させる独自の支援策を実施する考えでおります。

○5番水野正子議員 6月3日、政府は3兆円規模の補正予算が成立しました。

総額のうち、中東情勢等対応予備費に2兆5,000億円を充て、自治体の判断で自由に使える重点支援地方交付金は1,000億円が計上されました。

6月5日の報道では、政府・与党において、飲食料品の消費税率を1%へ引き下げる検討が進められる一方で、10%に据え置かれる外食業界の客足減少や、仕入れ負担が増す中小農水産業者への影響が強く懸念されております。2026年度内の具体化を目指す補助金支援策に対し、高市総理も政府としてしっかり支えると明言されていますが、巨額の税収減や財政悪化への指摘もあり、今後の動向から目を離すことができません。

しかし、私たちが何よりも見つめるべきは、地域を支える飲食店と、そこを利用する住民の日々の暮らしであります。例えば、日々孤軍奮闘されている子育て中の母親たちにとって、家族での外食は単なる食事の場ではなく、過酷な家事から解放され、心にゆとりを取り戻すための貴重な息抜きの時間となっています。

また、これまで料理が大好きで家庭を支えてこられた高齢者の方々からも、年を重ねるごとに毎日の調理や買い出しが大きな負担となり、外食が生活の維持や外出の大きな楽しみになっているという声を伺っております。

[防災行政無線の放送あり]

○眞茅弘美議長 暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時46分 再開

○眞茅弘美議長 再開いたします。

○5番水野正子議員 地域の中で外食ができる環境が守られることは、住民の心身の健康やコミュニティの活力を維持する上で、決して当たり前のことではなく、大変ありがたい、守るべき福祉の側面も持ち合わせております。

予測される厳しい経済状況を見据え、本市におかれましても、国・県の動向を機敏に注視しつつ、地域の飲食店が事業を継続できるよう、独自の経済対策や利用促進策も含め、きめ細やかで手厚い支援を強く要望いたします。

本市の実情に目を向けますと、来る7月26日から、市民の誰しものが親しむ文化の拠点である

南湊館におきまして、野生爆弾くつきー！氏による、「くつきー！乙女展 i n 枕崎」が開催されます。

既に告知段階でSNSでは5,000件を超える「いいね」や数多くのリポスト（再投稿）が寄せられており、くつきー！氏のトークショーチケットは発売から2日で完売いたしました。市内外から高い注目と大きな賑わいが期待されているところであります。

この絶好の機会を捉え、来場された多くのお客様を市内の飲食店へとお呼び込みし、まち全体へ経済波及効果を行き渡らせることが、今まさに求められる地域の実情に応じた活気あるまちづくりではないでしょうか。

つきましては、今回追加措置される重点支援地方交付金を最大限に活用し、地元の飲食店がこのチャンスを生かせるような実効性ある支援策、動線づくりを前向きに検討されるよう強く要望いたします。

枕崎が活気にあふれることを確信し、期待を込めて次の質問に移ります。

南薩地域地場産業振興センターの解散に伴うこどもの日かつおまつりの中止は、長年、市民や観光客に親しまれてきたイベントだけに、地域経済や観光振興の観点からも非常に大きな痛手であり、市民の間にも動揺と落胆が広がりました。

こどもの日のかつおまつりは、1983年から続く本市のゴールデンウィークの目玉であり、コロナ禍以降も約2万人が来場する重要な観光・産業振興の柱です。

担当課からは、来年の開催を目指して調整を続けるとの方針が示されていますが、1年のブランクは、関係団体との連携を希薄化させるリスクがあります。

3月議会における立石議員の質疑に対する答弁と、現在の状況に変わりはないのでしょうか。また、これを今後も継続していくに当たり、どのような手だてや取組が必要であると考えておられるか、現在の執行部の認識を伺います。

○鮫島寿文水産商工課長 公益財団法人南薩地域地場産業振興センターが主催で実施しておりました、こどもの日かつおまつりにつきましては、同センターが令和8年3月末で、法人として解散となりましたことから、従来の形での祭り開催は難しいと考えまして、カツオの一本釣り大会や、かつおぶし削り大会を行っていた団体などと協議した結果、令和8年度開催は見送り、令和9年度開催に向けて引き続き調整していくことを確認したところです。

令和9年度開催に向けて、どのように調整していくのかというお尋ねにつきましては、各催物、開催場所を含めたイベント実施に向けて、どのような団体に関わりを持っていただけるか、またどの団体が実施主体となり統括いただけるか、必要な経費についてどう確保していくかなどにつきまして、これまで協力いただいていた関係の団体の皆様と引き続き協議し、関係団体の来年度の事業計画や予算等のこともありますので、年内には一定の組織体制の枠組みを確立させていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 年内の組織体制の枠組みを確立させていただくということで期待しております。

続きまして、こどもの日をターゲットにしたファミリー層の誘客についてお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 ファミリー層をターゲットにした誘客策につきましては、枕崎ならではの催物でありますカツオの一本釣り大会や、かつおぶし削り大会を、引き続き関係団体のほうで実施していただきたいと考えております。

なお、実施可能な場合にはですね、市の外郭団体の協力によりまして、カツオの一本釣り大会のカツオの砂袋、模型がございますが、これも新調してですね、イベントを盛り上げたいということでお話を伺っておりますので、そのような考えでおります。

新たな誘客策につきましても、先ほど答弁いたしました関係者との協議の中で検討してまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 将来的に、かつおまつりのさらなる発展に向け、本市の持つポテンシャルの最大化と観光動線の確立について、前向きな提案を行います。

本市には、お魚センターやかつお公社、そして、近年注目を集めるウイスキー蒸溜所など、素晴らしい観光・産業資源が点在しています。しかし、これらを点から線へとつなぐ動線づくりこそが、今後の観光振興における大きな課題ではないでしょうか。

ここで改めて、私たちが誇る港の価値を見直してみたいと思います。

全国に約2,800か所ある港湾・漁港のうち、国が特に重要と指定している特定第3種漁港は、全国に僅か13か所しか存在しません。本市の枕崎漁港は、その名だたる港の中の、言わば漁港界のエリート港であり、本市が誇る最大の地域資源です。この圧倒的なブランド力と景観を祭りの活性化に生かさない手はありません。

そこで提案したいのが、将来的な祭りの開催場所として、火之神の養豚場跡地を有効利用することです。

ここを新たな拠点とすれば、お魚センターやかつお公社からイベント会場へ、そして、ウイスキー工場の見学へと観光客が自然な形で流れるようになります。

何より全国に誇る風格のある漁港の景観を一望しながら、市内をめぐる絶好のシーサイド回遊ルートが完成します。

さらにせっかくこどもの日の開催ですから、子供たちが大喜びするような大型エアージグザグのレンタルなども取り入れ、3世代の家族みんなが一日中笑顔になれる空間を創出すべきです。

枕崎が持つ特定第3種漁港という唯一無二のポテンシャルを最大限に生かし、かつおまつりをこれまで以上に活気あるものにするために、この動線づくりと会場選定について、当局の前向きかつ大胆な検討を強く要望いたします。

続きまして、国は、こども未来戦略の加速化プランを実行するため、少子化対策を全世代・全経済主体で支えるという理念の下、新たな子ども・子育て支援金制度についてお伺いいたします。

少子化対策や子育て支援の財政基盤を確保するという制度の趣旨は理解するものの、市民にとっては実質的な負担増となる側面もございます。この令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度とは、我が国の深刻な人口減少に歯止めをかけるため、こども未来戦略における加速化プランの財政を安定的に確保すべく創設された新しい社会連帯の仕組みです。

従来、特定の世代への財政支援という枠組みを超え、子供の有無を問わず、社会を構成する全ての個人と企業が、それぞれの経済力に応じて医療保険料に上乗せして拠出します。

これにより、児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度の本格実施など、これまでにない規模での子育て環境の整備が段階的に進められます。未来の社会の担い手を、社会全体で育み、支えていくための基盤となる制度です。

この支援金は令和8年度から速やかに開始され、実際の支払い開始時期や徴収方法は、加入する医療保険者によって異なるものと承知しております。

既に、会社員などが加入する被用者保険においては、本年の5月の給与から支援金の天引きが開始されております。

一方で、本市が保険者となる国民健康保険や、後期高齢者医療制度に加入されている方々に対しては、今後8月頃にかけて順次、納入通知が送付され、具体的な支援金や徴収開始時期が通知されるスケジュールであると把握しております。

このように、加入保険によってタイムラグや徴収方法の違いがある中で、市民に最も身近な自治体として、市はどのような決意と配慮を持ってこの制度をスタートさせるのか問われています。

そこでお伺いいたします。

本制度は、少子化対策や子育て支援を目的とするにもかかわらず、なぜ当事者である子育て世帯までもがこの支援金を負担しなければならないのか、お聞かせください。

○**鮫島眞一健康・こども課長** 子ども・子育て支援金は、単身の方、子育てを終わられた方、高齢者の方を含む、全ての世代、企業の皆様に拠出いただき、社会全体で子育てを支え合う仕組みとなっております。この支え合いの趣旨に基づき、子育て中の世帯の皆様におかれましても、みんなで支え合う仕組みに一員として参加していただき、支援金を拠出していただく制度となっております。

一方で、子育て世帯の負担が大きくなるための配慮もされております。国民健康保険における支援金においては、18歳未満の被保険者に係る均等割額について、その全額を軽減し、徴収しない措置が講じられています。

この軽減措置につきましては、18歳未満の被保険者に対して人数に応じた応益負担を求めた場合、多子世帯をはじめとする子育て世帯の経済的負担が大きくなることが懸念されるため、本制度が少子化対策を目的としたものであり、拠出していただいた支援金は、子育て世帯を支援するための事業費に充てるという趣旨から、子育て世帯の負担軽減を図る観点で、全額を軽減し徴収しない措置が講じられているものでございます。

〔Jアラート（全国瞬時警報システム）試験放送あり〕

○**眞茅弘美議長** ここで暫時休憩いたします。

午前10時	休憩
午前10時2分	再開

○**眞茅弘美議長** 再開いたします。

○**5番水野正子議員** 続きまして、世間では本制度に対して、実質的な独身税ではないかといった批判や、子育てを終えた高齢者層への配慮を欠くのではないかという不満の声が上がっております。

少子化対策は、社会全体で取り組むべき課題であるという理念は理解するものの、なぜ独身の方や高齢者の方々までもが広く一律に拠出し、この支援金を支払う必要があるのか、お聞かせください。

○**鮫島眞一健康・こども課長** この子ども・子育て支援金制度は、特定の婚姻状況や家族形態に対して課税を行うものではなく、単身の方や子育てを終えられた方、高齢者の方を含む全ての世代、そして企業の皆様が拠出し合い、社会全体で子育てを支え合う仕組みとして創設されたものであります。

児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度の創設など、支援金により拡充される給付を直接受けるのは、主に子育て世帯に限られますが、しかしながら、これらの給付により、育まれた子供たちはやがて成長し、我が国の経済社会や社会保障制度を支える不可欠な担い手となります。

このことから、現在の現役世代が将来高齢期を迎えた際に、社会を支える世代をあらかじめ育んでいくという、支え合いの循環を維持する観点から、この制度は、単身の方や高齢者の方を含め、全ての方に意義があるものと捉えております。

具体的に申し上げますと、単身の方やお子様のいらっしゃる方が、将来、医療や介護サービスを利用される際、その費用は医療保険や介護保険といった様々な支え合いの仕組みによって賄われますが、その仕組みを維持・継続していくためには、将来の社会を担う明日の支え手となる子供たちを育てていくことが不可欠であるという考え方に基づいているものであります。

このように、社会保障の担い手を社会全体で育むことは、巡り巡り全ての方の将来の安心につながり、それが我が国全体の持続可能性をもたらすものであると考えられ、単身の方や高齢者の方も含めた全世代にとって重要な意義を持つ制度であると認識しております。

○**5番水野正子議員** 婚姻状況や家族形態に対して課税するものではないこと、それから支え合いの循環であることが確認できました。

続きまして、国は制度全体として実質的な追加負担は生じないと説明しております。しかしな

がら、市民の財布からは、実際に子ども・子育て支援金という新たな名目で確実にお金が支払われ、引き落とされるわけであります。

支払うにもかかわらず、実質的な負担はないというのはどういう意味かお聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 国においては、法案審議の過程におきまして、支援金制度の導入に伴って、実質負担は生じない仕組みにしているという趣旨の説明を行っております。

この仕組みは、子ども・子育て支援金が法律上、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減効果の範囲内で導入することが定められていることに基づくものであります。

令和8年度から国民の皆様に支援金を拠出していただくに当たり、国においては、令和5年度から既に社会保障の歳出改革を進めてきております。本来であれば高齢化等に伴い上昇するはずであった社会保険料の負担について、この歳出改革によって抑制・軽減された範囲内で支援金制度を導入することとされているため、制度全体として負担が相殺される仕組みとなっております。

具体的な規模を申し上げますと、令和5年度から令和8年度までの社会保険料負担軽減の効果は、国全体で6,000億円程度に上ると試算されております。令和8年度の支援金は、この軽減された6,000億円の範囲内で導入するものでございます。

医療費や介護費は、高齢化等の影響による自然増のため、社会保険料に常に上昇圧力がかかっている実情にありますが、今回の支援金導入に伴う負担増につきましては、これまでの社会保障改革によって生み出された6,000億円規模の負担軽減効果に見合う形となっていることから、国においては、子ども・子育て支援金導入に伴う実質的な追加負担は生じないと説明しているものでございます。

○5番水野正子議員 社会保険料負担軽減で軽減の範囲内で導入されることを確認いたしました。

この支援金は児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度の創設などを通じて、子育て世帯へ還元され、子供1人当たり約146万円の給付拡充につながるとされていますが、本市においても同様の給付拡充が図られるという認識でよろしいのか、当局の見解をお伺いいたします。

○鮫島眞一健康・こども課長 子供1人当たり約146万円の給付拡充につきましては、国がこども未来戦略の加速化プランにおいて打ち出した施策によるものでございます。これは、児童手当の拡充や育児休業給付の引上げ、こども誰でも通園制度の創設などにより、子供が生まれてから社会的自立に至るまでの一連の支援を合計した金額について、国が試算し提示している金額でございます。

本市におきましても、これらの国の制度改正と連動して、児童手当の所得制限撤廃や支給期間の高校生年代までの延長などを着実に実施しているところであります。また、こども誰でも通園制度につきましても、本市の実情に応じた事業体制の整備を進めているところでございます。

これらの一連の取組により、本市の子育て世帯の皆様に対しましても、同様に手厚い支援の枠組みが適用され、確実な給付の拡充が図られるものであると認識しております。

今後とも、国の動向を注視し、関係機関と緊密に連携しながら、本市の子育て世帯の皆様が制度の恩恵を最大限に受け、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○5番水野正子議員 それぞれの加入保険によって徴収時期が異なること、そして本市が管轄する国民健康保険において、18歳以下の子供の一律全額軽減をはじめとする負担軽減措置を講じていくなど、現時点での市の見通しについては、確認いたしました。

言うまでもなく、子育ては社会の宝を育てるすばらしい営みであり、何にも代えがたい楽しさがあります。しかし同時に、日々の生活の中では大変な苦労があるのも事実です。そうした子育て世帯の心に寄り添い、孤立させることなく、とりわけお母さんが不安を抱えず、安心して子育てができる環境を整えるためにも、行政の手がしっかりと届くよう、今回の支援金制度や軽減措置の運用を滞りなく確実に進めていただくことを併せて強く要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

〔禰占通男議員 登壇〕

○9番禰占通男議員 終息が見えない中東情勢が戦闘終結に向けて進展しつつあるということで、本当に喜ばしいことです。本市においても、市民生活に影響が及び品不足と物価高を実感しております。

昨日の一般質問等にも二、三件そういう問題が質問されて、本当に実感しております。

基幹産業の水産加工業も燃料高騰、原料高騰の余波を受けて、これからの苦境が心配されるところです。また、今回、同調するかのように、ふるさと納税返礼品事業の不適正表示問題が公表され、衝撃です。

質問します。ふるさと納税について、寄附者への対応はどのようなになっているのかを質問いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 先日の全員協議会でも申し上げましたが、今回の水迫畜産による牛肉製品の不適正表示の問題につきまして、農林水産省の公表内容を踏まえ、水迫畜産における実地調査を始め、本市返礼品提供事業者の仕入れ・発送データ等の調査を詳細に行ったところ、不適正な表示が行われた牛肉製品を返礼品として送付した期間は、令和5年1月11日から令和6年1月12日までとなり、返礼品数は118品、返礼品提供件数は1万3,903件、牛肉製品の提供価格総額は1億0,576万1,335円であったと判明しました。提供価格総額により算出した牛肉製品に係る寄附受入総額は3億5,000万円ほどとなります。

返礼品を受け取られた寄附者に対し、本市返礼品提供事業者からは、牛肉製品の仕入先である水迫畜産と協議・連携し、提供した返礼品等の相当額の金券をおわびとして送付したい、そういう意向が示されたところでございます。

本市としましては、本事案を真摯に受け止め、返礼品提供事業者から申出のあった金券の送付が確実に実施されるよう求めてまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 金券対応ということですけど、それはもう始まっているのか、いつなのかという所を伺いたいんですけどね。

○竜原正二企画調整課長 返礼品提供事業者と水迫畜産が連携して、対象となる返礼品を受け取った寄附者に対して、金券を発送すると。それも返礼品相当額分の金券を発送するというので、意思表示がなされたということですが、現在、先週、金券で補償するということにつきまして、市のほうから寄附者のほうへまず第一報を入れております。

これにつきましては、メール登録のある方についてはメールで、あと、それがない方に対しては郵送で行ったところでございます。その後、今週に入りましてから、実際にその方々に対して、今回この金券でその分を補償するという形になりますので、その送付先などについて、きちんと確認をするために、寄附者様の情報、発送先などをいただくという形で手続を行っております。それは現在市のほうで行っております。

その後、いただいた住所を基に、その方々に、本来送るべきであった返礼品の相当額につきまして、金券で発送を順次いたしていくということになってまいります。

○9番禰占通男議員 金券でするにも、いつになるの。発送しますって言ったって。一応、鹿児

島市とか南九州市の担当委託者は、結局自社でして、それで水迫畜産にも補償を求めていく、その対応を求めていくと、2つやっているんですよ。もう3か月ですよ、3月11日に発表されてから6月で。

ふるさと納税っていうのは南九州市はこの倍増したのは、注文を受けたらぱっと発送する、それだけでも相当申込み数が増えたっていうのが1年か2年前にも新聞で報道していました。

やはり寄附者というのは時間との勝負だと思うんですけど。店に行って買うわけじゃないですから、やはりその態度が表れるんじゃないですか。担当自治体の、事業者であれ、そういったものをですね。私はその発送するなら発送するで、いつになるのかって。やっぱそれも寄附者に対してもそこがネックになると思うんですけど、どうなんですか。

○籠原正二企画調整課長 今回の水迫畜産による不適正表示で、それを返礼品として扱っていたのは、県内8市町となっております。このうち直接水迫畜産を返礼事業者として登録していた市が4市、いわゆる先行して水迫畜産と協議を行ってきた4市となります。

この4市につきましては、それぞれ水迫畜産が返礼事業者となっておりますので、その発送データを基に、手続というものを行っているということになります。

一方、本市及び鹿屋市など中間事業者ですね、返礼品提供事業者があり、その返礼品提供事業者が水迫畜産から仕入れていた事業者につきましては、その自治体につきましては、まずは返礼品提供事業者との話をする中で、その対応について求めていくという流れになります。

そして、返礼品提供事業者が、その仕入先である水迫畜産に対して、どのような形で寄附者に対して補償していくかということ連携・協議を行いながら対応を決定していくと。そして、最終的に市のほうにその方針が伝えられるということになりますので、若干そのあたりでタイムラグが生じてくるということになります。

さらに、本市返礼品提供事業者が水迫畜産から一定程度仕入れたものを、それを発送データに基づき寄附者を特定するといった作業がございます。その作業といいますのが、やはり先行4市、直接契約を行っていた4市と違いまして、どの方にその返礼品が送られていたかということをまず特定する作業というものが必要になっておりますので、その作業について、これまでちょっとお時間をいただきながら、きちんとどの方が対象になる、または対象となる可能性がある方というものをきちんと特定いたしまして、その方々に対して対応を決定したということでございますので、その分で若干タイムラグが生じたものでございますけれども、今後、もう手続はスタートしておりますので、先日の段階で1,000件を超える方々からのリアクションがなされております。

その方々からいただいた住所情報などにつきまして、速やかに、発送できるような手続を取ってまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 2番目の質問ですけど、先ほども課長から説明がありますように、返礼品の仕入先である事業者への対応ということで、今後、金券は本市で用意するのか、水迫畜産からの提供でやっていくのか、また郵送費とかその辺についてはどうなんですかね、処理する段階の経費等は。

○籠原正二企画調整課長 今回の件に対する寄附者への対応ということで、5月1日に本市のほうから、まず、本市の返礼品提供事業者に対し、金券による寄附者への対応というものを要請したところでございます。その後、本市返礼品提供事業者と水迫畜産のほうで協議を行い、金券により全ての対象寄附者に対し発送するという意向が示されたところでございます。

負担につきましては、基本的には今お話を伺っておりますのが、水迫畜産のほうでその金券相当分、そして発送にかかる費用というものについては負担するというところでお伺いしているところでございます。

○9番禰占通男議員 水迫畜産のほうもですよ、今年の6月5日のMBC、新聞等で、関係業界団体200事業所が加盟する県食肉生活衛生同業組合4組合などから除名されているんですよ、

5月19日に、先月です。ですから、簡単に言えば、除名の理由が、信用問題に関わると。組合に入ったのは、昨年度の11月ということで、結局、農林水産省はもう手入れに入っている時期ですよ。

そこで、そういった企業がですよ、今、課長からありましたように金券は発送してくれるかどうかというのは、まだこれからちょっと問題があるんじゃないかなと。私はもうふるさと納税の寄附者に、ぜひ届くように願っております。

それで、一番の問題が今後の返礼品の在り方はどうなのかということで、担当課はどのように対応していくんですかね、今後の。

○籠原正二企画調整課長 まずもって、今回の事案につきましては、本市を応援してくださった寄附者の皆様だけでなく、ふるさと納税制度に関わる方々の信頼を揺るがすゆゆしき事態であるということで、大変重く受け止めております。

本事案を受けまして、3月23日に全ての本市の返礼品提供事業者に対し、関係法令の遵守状況について、まず自主点検を求めたところでございますが、問題事項の報告等はございませんでした。

今回、この本事案を教訓といたしまして、同様の事案が再び発生することがないように、返礼品提供事業者に対し、今回問題になりました仕入先を含めて行政機関から立入検査等を受けた場合には速やかに市へ報告しなければならないということを契約等にまた規定しております。このほか、法令遵守と自律的な不正抑止を目的とした誓約書の導入、誓約書を全事業者から頂いております。

そして、ふるさと納税制度及び食品表示法など関係法令の周知・啓発の対応強化、定期的な訪問調査の強化などの再発防止策を確実に実施していくということと、このほか法令遵守のために有効な対応策は、調査研究を重ねまして、随時取り入れていくということになります。

5月の初旬、鹿児島県の食品表示に係る専門家の方をお招きいたしまして、返礼品提供事業者に対し、研修会を行ったところでございますが、これにつきましても非常に多くの気づきがあったということで、返礼品提供事業者のほうから御意見等をいただいているところでございますので、こういったことを通じまして、随時啓発策といいますか、有効な対応策というものを取り入れていくところでございます。

そして、そのことを重ねることによりまして、本市を応援してくださった寄附者の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう努めるとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨を踏まえまして、返礼品を通じた本市の魅力の価値向上について、これからも真摯に取り組んでまいります。

○9番 瀬戸通男議員 今課長からいろいろ提案、これからの取組ということでありましたが、まず私が先に提案しておきます。

この損害賠償保険ですよ、これ農業者は保険を掛けられます。そして水産加工業等もまた掛けられます。こういった保険がある、それをまた協力事業者に対して、今、誓約書どうのこうのって言っていますけど、やはりそれと同等に私は条件をするべきじゃないかと。そして1社で駄目なときは、うちも協議会を立ち上げてあると思います。振興協議会だったか名前は忘れちゃったけど。やっぱりそういった中で、全体で対応すると。

もうこれは 他県の市が5年か6年に不祥事を起こしたときに、その市はできない（81ページに訂正発言あり）、だけど、振興協議会がお金を出してしますと。それも総務省に問い合わせたところ、違反しないと、それで対応している事実があります。やはりそういった対応をしてこそふるさと納税だと思います。

それと、今市長が2期目のとき、施政方針で述べておりました5S、品質管理、私はこれは絶対必要だと思います。

今の副市長ともいろいろ話をしました。だけど小さいところは分かりません。ある程度の規模

がある企業は、これは入社したときに延々と取り組んでいる。だけどそれでもやはり不祥事が起きる、品質に落ち度、瑕疵が起きる。やはり自分のこととして仕事をしなさいということですよ、もう根本的には。

市長は分かっているんですけど、5Sの内容も。やはりそういったことも、この協力事業者、また委託事業者にも対して、私は取り組んでもらいたい。そうしないと、この偽装問題っちゅうのはなくならないと思います。

それで、一つ、今課長からもありましたけど、外部監査導入なんかも必要じゃないんですか。複数自治体では、複数検品しているところがある。今の肉問題に対しても、鹿児島県の別の業者が語っています。自社で数回やって発送・提供をしていると。やはりそこら辺が抜けていたのかなあと思っております。

だけど、値段だけじゃなくて、仕入れが楽だ、値段もそこそこっていうのはやっぱり魅力で今こうなったのかなと思いますので、この外部委託、また職員を増やして、やはり定期的に委託業者からレポートなり納入資料なりの統計を見て、やはり、厳重にチェックする必要があるのかなと思います。損失だと、もう大変なことです。

また今回、鹿児島県内で8自治体ということで、ちょこっと責任ももう薄れて1つの自治体だけでなくてよかったっていい方向で考えるとそう思っていますので、今後、外部監査、また、職員での研修、また納品業者の対応、委託業者の対応というのを私は絶対、監査なんかもこれからいろいろな方法はいっぱいあると思いますので、取り入れて、適正に対応してもらいたいと思います。

次の質問で、枕崎漁港のかつおぶし加工原料についてです。枕崎漁港の水揚げ状況と魚価についてを質問いたします。

○鮫島寿文水産商工課長 枕崎漁港の過去5年間のカツオ類の水揚げ量、魚価の状況を申し上げます。

暦年で申し上げます。令和3年は3万7,871.6トン、魚価は198.7円でした。令和4年は4万7,173.1トン、魚価は283.7円でした。令和5年は4万1,292.6トン、魚価は331.3円でした。令和6年は4万2,108.8トン、魚価は267.7円でした。令和7年は4万6,998.5トン、魚価は275.5円でした。令和8年は1月から5月までの5か月間の水揚げ量で2万1,751.3トン、魚価は312.9円となっています。

先月入港しました海外まき網船の冷凍カツオの魚価は、340円を超えた時期もありました。今年に入ってからのかつおぶし原料となります冷凍カツオ、ブラインカツオと言われます魚価の高騰の要因は、今年3月、4月の中西部太平洋でのカツオ漁の不漁や、中東情勢の緊迫化に端を発します原油不安から、加工向け冷凍カツオの国際指標となりますタイのバンコク相場が3月に急騰し、日本国内の冷凍カツオの相場も連動し、枕崎漁港での水揚げにも影響を与え、魚価が高騰したものと見ております。

○9番禰占通男議員 今説明がありましたけど、本当に私なんか魚釣りは好きだけど、このカツオというのにあんまり縁がないもんですから、魚価ということは本当になかなか新聞等で見るとは。

また、今説明があったように、新聞等で300円を超えたということでびっくりしたんですけど、1週間もたたないうちに、同級生が加工業をやっている人がいるもんで、聞いたらもう400円だよと。400円ということにびっくりしましてね。そしたらもう400円のカツオを切って、この利益が出るのかということですよ。切ったは切ったでいいんだろうけど、それが節となって価格転嫁ができればいいのかなって、それも難しいような現状ですよ。

今課長からありましたように、実際、カツオ一本釣りの水揚げ状況においても、もう本当に平成27年度は2,826トンあったのが、令和7年で1,553トン、もう本当に半分近くに落ちているん

ですけどね。やっぱりこういうのを見ると、魚価が上がってもしょうがないのかなあと思って。そして3年前、カツオ漁船の管理、手配をしている人に会ったら、本当に値は上がっています、ただそれだけです。中身は分かるでしょうって言って。私はうなずいて、結局魚価がいいっちゃうことは、漁獲量が少ないっちゃうことですよ。それに拍車をかけて、燃料を差っ引いたら、本当にもうけが少なくなるのかなあと思っている次第です。

それで、26年2月から6月15日までのこの相場情報と一本釣り海まき船の入港状況、値段も全部書いてあるんですけど、うちの港に籍を置いているのかどうか、経営者の船はただ2艘入っただけということですよ、半年たって。普通ならもう3度ぐらい4度ぐらい入ってもいいんじゃないかと思っているんですけど、やはり今こんだけこの漁獲量が少ないのかなあと思っております。

それで、今説明がありましたように、この高騰する加工用原料の対応というのはどのようなになっているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 かつおぶし原料となります冷凍カツオの調達につきましては、枕崎漁港に海外まき網船や運搬船が直接陸揚げし、加工用として供給されます。また国内の他の港、焼津や山川で陸揚げされた冷凍カツオを陸送、トラック輸送されるものもあります。さらに、海外からコンテナで日本に輸入されるもの、これにつきましては海外から博多港などまでコンテナ船で運ばれてきて、そこからはトレーラーで枕崎まで陸送されるものが多いと伺っております。

本市としましては、加工用原料となります冷凍カツオの確保につきましては、海外まき網船の誘致を強力に進めていきたいと考えております。一月に5隻ほど、年間にしますと60隻ほど入港いただいておりますが、海外まき網船が入港いたしますと、資材や食料を船に積み込み、乗組員も下船され飲食や日用品も購入いただいております、地元経済も潤いますので、漁協や加工組合と連携しながら、引き続き海外まき網船の誘致活動を推進し、かつおぶし原料の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 この原材料用の冷蔵施設の現状と、またこれに国県の考え、枕崎市に増設なり新設なりする場合の規制とか何とかあるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 冷蔵庫の数、新設とか増設等のそういった規制というのは承知していないところですが、現在、市内に企業や団体の皆様の冷蔵庫施設が8工場ございます。これの新しいところでは漁協が第3冷蔵庫を3年ほど前に建設されておりますが、それにつきましても、県の管理する枕崎漁港でありますので、県とも調整しながら、そして国の枕崎漁港の全体的な整備計画に基づきながら、その漁港機能の一つとして整備をいただいているところです。そういった調整は必要かと思っております。

○9番 禰占通男議員 こんだけ漁獲量が減って、原材料が高騰するっちゃうことは、もうどっかストックして、安いとき求めて、高騰しだしたら出すと、原油じゃないけどやはり材料もそういう必要があるかなあと思ってですね。

そしてまた、冷蔵庫施設を今、簡単に言えばいろいろ枕崎市にもある冷蔵庫施設なんかとの兼ね合いもあると思うんですけど、この新設するっちゃうのは今第3ができて間もないですけど、可能なのか。できれば1か月分ぐらいの水産業界が使う分だけぐらいはできないのかなと思うんですよ、コンテナで郵送してくる今、燃料高騰で運搬船も運行されてないっちゃうことを考えた場合、今後、中東情勢がある程度、改善されたら、だけど機雷を撤去するのにまた二、三か月、下手すると半年以上かかると思うんですけど、どうなんでしょうかね。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの漁港施設の冷蔵庫機能の拡充につきましては、海外まき網船や加工組合の関係者から、超低温帯域の機能を有する冷凍保管施設の不足を含め、冷凍カツオの保管機能の充実を求める声があることを、市としても認識しております。

枕崎地域におけます冷蔵庫需要増加への対応や、安定的にかつおぶしの加工用原料を確保する

ためには、冷凍保管施設のさらなる整備も必要となってくると思いますが、その建設につきましては、今、資材高騰とかそういった状況で費用も多額になることから、その冷凍施設の必要度、あと規模感ですね、そういったことも慎重に検討しなければならないと考えております。

漁港施設の、先ほど申し上げました全体的な機能強化、今議員からありますのは冷凍機能の冷蔵庫機能の充実につきましても、全体的な港の整備計画もございますので、そのことについては、県や漁協とも協議して検討を進めていきたいと考えております。

○9 番瀬占通男議員 次の質問に移りますけど、この節類加工業の今後の在り方っちゅうことですね。うちの今回策定されましたこの第7次総合振興計画、これに基本計画として「地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興」とありますよね、基本計画の牽引役として。

4月から発行して、その途端にもうつまずいたような感じなんだけど、やはり魚価と加工品の価格転嫁ですね、やはりこれは正常に価格転嫁できるのを進めていかないと、もう本当に加工業もいろいろ私の小さい頃から家内工場で行っていた水産加工業もいっぱいありましたけど、今ほとんどもうそういうのも残っていない。あともう四十数社ということですけど、本当に数が減って、今後また心配されます、家業を継ぐ人がいなくなるということですよ。

それで入漁料は私が議員になったすぐの頃から入漁料、南洋でする部分には適用されております。

そうした中で、今度の燃油高騰とか、やっぱりこういう業者に対しての対応、そして先ほどからの冷凍施設、そしてまた原料確保ということをいろいろ考えていくと、結局、出費はかかるけど、やはり地場産業を守るには必要ではないかと思うんですけど、入漁料のさらなる拡充とか、今回みたいな燃料も高騰して、担当の水産商工課長からも伺ったんですけど、1艘億単位の燃料がかかるということも聞きまして、びっくりしているところです。どうなんでしょうか、今後の対応としては。

○鮫島寿文水産商工課長 今、質問者からもありましたとおり、本市は入漁料の支援ということで、中西部太平洋沖で遠洋のほうで入漁料を支払ってカツオを漁獲しております。その入漁料につきましても、市のほうで予算を上げて、今年度も3分の1以内の補助ということで予算を計上しております。

枕崎市の地元の遠洋カツオ一本釣り船が3隻ございますが、その船に適用して支援をしております。これまで物価高騰また原油高騰等で燃油高でありましたので、昨年も燃油高騰の支援等しております。現在も1月から6月まで燃料の価格が、A重油を使うんですけども、安いときは七、八十円だったものが、今100円を超えております。中東情勢の悪化等によりまして、130円を超えたりしております。そういった中で資材高騰に加えまして、燃料高もありますが、そこも加工組合の皆様とも共有しております。

もう一つ、質問者からもありました価格の転嫁につきましても、原料価格が上がってきておりますので、加工組合の皆様とも非常に厳しい環境にはございますが、やはり市長からもありましたとおり、コストの部分、原料価格が上がった部分を価格転嫁を何とか進めていって、インフレ基調にありますそういった中でもかつおぶしの価値をしっかりと理解いただいて、コストの部分を価格転嫁できるような、そういった環境づくりも必要かなということを、関係の皆様とも共有しております。

引き続き、こういう基幹産業であります水産業が振興計画でも牽引していくということでありますので、関係の皆様とも協議しながら、この厳しい環境を乗り越えていく取組を、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○9 番瀬占通男議員 今度の質問をする中で、カツオ製品、かつおぶし削りパック2.5グラム入り、10袋入が本当に平成時代は280円台が2025年5月ですね、ここら辺から1,679円、1,700円ぐらいに値上がりしております。コロナ明けから今、300円だったのは。これが3倍ぐらいカツ

オパック製品が上がって、価格転嫁できたのはいいのか、またその原料高でこうなったのか分かりませんが、私は。価格転嫁3倍の値上がりでちょっと枕崎市の加工業者も一息ついたのかなあと思っております。またこれが続くと、また原料が安くなってもうかってもらえればいいかなあと思っております。

それで、今後、もう一つ問題もありますけど、これは先送りしますけど、一言述べておきたいのは、原料不足で加工業の人なんか工場の操業を止めた。それで一番先に頭に浮かんだのは、外国人技能実習生の問題はどうかと。あの方たちは一生懸命働いて、3年分の稼ぎ分を自国に持って帰るその目的があって来ているわけですから、やはり休業して、短期間の休業でしたけど、それが長期間になると、やはりこの外国人技能実習生を採用するという件に対しても、また問題が起きて、敬遠されかねないかなあと思ったり、そこら辺を心配しています。

今後、水産加工業が順調に操業できることを願って、次の質問にまいりたいと思います。

中学校の部活動が、枕崎市もホームページ等で紹介されています。来年、令和9年8月以降に地域クラブとして活動するということですので、それについて質問いたします。

部活地域移行後の支援について、地域クラブの活動費と保険料については、どのような取扱いになるのかをお伺いいたします。

○山宗功学校教育課長 部活動の地域展開の趣旨は、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を保障すること、そして同時に、学校の働き方改革を進め、教育の質を維持することにあります。

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動を保障していくことが必要になります。

本市におきましては、令和5年度より教育委員会に部活動の地域展開を専任で推進する総括コーディネーターを配置し、学校や各種協会・連盟等との連携を図ってまいりました。また、同時進行で、そのコーディネーターを中心に、地域展開に向けた保護者説明会や地域での説明会を実施したり、各競技団体等との話し合いを重ねたりするなど積極的に地域展開を推進してきました。関係団体や地域・保護者の深い理解や協力のおかげもあり、現状としましては、本市の中学校の運動系部活動7部活動のうち5つの部活動の地域展開が完了し、残りの2つの部活動及び文化芸術系の2つの部活動について取り組んでいるところです。

国は、令和13年度までに、原則、全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指す。平日においては、各種課題を解決しつつさらなる改革を推進するという方針を打ち出していますが、本市においては、来年、令和9年の夏頃までに休日・平日を一体とした地域展開を完了することを目指しております。

御質問の指導者謝金、保険料などを含めたクラブ活動費については、現段階では、各種の説明会や市公認の地域クラブ活動認定の際に、学校部活動費並みの低廉な設定を各クラブ活動の団体に依頼し、受益者の費用負担が軽減されるようにしています。

今後は、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援について、国や県の動向も踏まえながら検討したいと考えております。

○9番禰占通男議員 今の説明に提言したいと。

8年度予算に対して、地域移行についての地域クラブ活動費については、クラブ参加費と保険料ですけど、もう予算化されて決まっているんですけど、この国と自治体となっていますので、このクラブ活動費と保険料について、うちはどのぐらいの補助、助成ができるんですかね。クラブ単位なのか、クラブ加入者へ払われるのか、その点についてはどうなのでしょう。

○山宗功学校教育課長 具体的なその支払いの金額につきましては、今こちらで具体的な数字のほうは述べられませんが、また国や県の動向等も踏まえながら、その補助率に応じて進めていくところでございます。

○9番 禰占通男議員 私は、今回何でこれを一般質問に取り上げたかというのと、もう来年だと遅いんですよね。もう9年度にしたって、うちも予算化しているはずですから、予算に今これから組まないといけないだろうし。だけど、国は早々ともう8年度予算にちゃんと本予算に組み込んであるわけですから、私はちゃんと回答してもらえかなと思ったんですけど。それはそれでいいんですけど。

先ほどありましたように、困窮世帯は最初からもう最大で3万6,800円というこれがかがみにしています。

それとあと指導者への報酬も1時間当たり幾らということを出していますけど、うちは今二、三のクラブ活動が動いているってことですけど、その中でもいいし、これからでもいいんですけど、その指導者への報酬とか月謝というかクラブ活動費ですよ。それは現実的にどの程度になっているんですかね。

○山宗功学校教育課長 指導者の謝金に関しましては、具体的な数字は、把握しておりませんが、基本的には、謝金が多く生じることによって、他のスポーツの競技力向上を目指したクラブとの差別化を図るといところで進めているところですので、大きな謝金が発生する状況にならないような形で進めているところでございます。

○9番 禰占通男議員 あと、この保険料ですよ。地域クラブに入ると、学校災害共済給付というのが、除外というか対象にならないから、ほかの保険、スポーツ安全保険等とかあるみたいですけど、それに加入しないといけないということなんですけど、それについての、また保険料ですよ。そういったものの、市の助成、またそのクラブ員として登録された方々は、幾らの出費になるのかと、それは分かっているんですか、分かっていたら答弁をお願いいたします。

○山宗功学校教育課長 具体的な金額については把握しておりません。ただ、すごく高額になることがないような形の設定となると思っております。

学校のほうでは、学校保健会の学校保険に入っております。部活動でもし傷病等何かあった場合には、そちらのほうから保険が支払われることなんですけれども、スポーツ傷害保険等のそれぞれがまたその団体によって入る保険のほうについては、決定いただくことになると思います。ただ、その金額につきましても高い金額にならないような形での保険の選定のほうをお願いしているところです。

○9番 禰占通男議員 次の質問ですけど、今まで学校でやって校内、枕中なんかは塩浜まで移動したりして野球なんかはやっていたんですけど、そういったことで部活動場所までの移動手段とかの確保、また、指導員はある程度、今、説明もありましたけど、やはりこの全部のクラブ活動が移動となると、この指導員の確保というのは難しくなると思うんですけど、それとあとまた練習場所等の施設確保については、どのような考えで進めていくんでしょうかね。

○山宗功学校教育課長 地域展開推進に当たり、各種団体や保護者との話合いの中で、活動場所までの移動距離が長い学校があるということが大きな課題となりましたが、それについては、試験的に別府中学校から活動場所までスクールバスを運行することで解消していきたいと考えており、6月の補正予算にもその費用を計上しております。

指導者につきましては、先ほど申し上げました、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するという観点から、地域の人材の活用を前提として、スポーツ少年団の指導者等をはじめとして各競技の団体に指導者の派遣を依頼するなど、指導者の確保を進めています。また、学校部活動に対する指導意欲のある教職員もいますので、教職員の兼職兼業の許可を積極的に行いながら、指導者の確保を図っています。

施設の確保については、市の認定地域クラブ活動として認定することによって、学校の施設や設備を優先的に利用させたり、市の施設を使用する場合は、使用料の減免を行ったりしております。

○9番 禰占通男議員 市の施設ですけど、簡単に言えば、政府、文科省なんかもう学校施設はなるべく開放するよという通達みたいなのは教育委員会にも届いていると思います。

それで、この施設の使用料ですよ、一番の問題は。それとあと別府中はスクールバス利用と、それとあとは自転車か徒歩、練習施設までですね。そういったことに対して、昨日もありました自転車の走行、そしてまた道路事情、一番の問題は防犯灯だと思うんですけど、この塩浜周辺はちょっと防犯灯があることはあるけど、防犯灯なのかあれが街路灯なのか分からんけど、ちょっと少ないんじゃないかと。やはりそこら辺も整備する必要があるんじゃないかと思うんですけど。

特に花渡川の東側の道路は、公民館の防犯灯もついてないところですよ。もうこの議場で何度も提案の意見がありましたけど、防犯灯は公民館の管理に入りますから、公民館の管理ということは電気代は公民館が払っているわけですから、やはりそういった点で、交差点とちょっと暗いなと思ったら、やはり帰宅路になるところぐらいはやっぱり教育委員会等がちゃんと点検して、私は対応するべきじゃないかと思うんですけど、それについての確認というか、そこを伺いたいと思います。

○木之下浩一教育長 部活動の地域展開につきましては、今後進んでいきます。今、どの部を認定していくかとかそういう作業に当たっておりますけれども、今後進んでいくうちに、いろんな課題が出てくるでしょうから、その課題について、関係各課と検討を進めてまいりたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 今後進める上で、私の意見も二つ、三つは受け取っておいてください。お願いしておきます。

もう本当ですよ。もうせっかく何ていうか、一生懸命やってね、帰りに事故に遭ったって、これほど悲惨なものはないですよ。高校生の練習遠征で事故もあったのが報告されてですね。あれが死亡者がなければよかったんだけど、運悪く亡くなった方がおったし、あんなったら親御さんとしてはもう本当に悲痛な思いですよ。ぜひお願いいたします。

それで最後に伺いたいんですけど、クラブ活動を進めていく上で、今まではこの学校の配下にあった部活動が、地域のクラブ活動に展開するということで、もう一番の問題は危機管理マニュアルですよ。いろいろ言えば、今お尋ねしとった事故、暴力・暴言、いじめ防止、一番ここが学校を離れて問題になるんじゃないかなろうかと思っております。それについてマニュアルの作成というかその仕様というのはどのようになっていくんでしょうか。

○山宗功学校教育課長 活動時の安全確保につきましては、競技力向上を主目的とした営利企業等の運営するチームやスクール等との区別や指導の質の担保、安全確保の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、本市においても地域クラブとしての活動を希望する団体から認定の申請をしてもらい、認定要件を満たしていれば、市が認定地域クラブ活動として認定する仕組みを構築しました。

認定要件の中には、国のガイドラインに準拠した活動時間や休養日の設定、指導の実施体制、安全確保の体制、運営体制などといった、生徒が活動する際の安全に関する要件があります。これらの要件を満たす団体を、まずは市の認定地域クラブとして認定することで、生徒の活動時の安全を担保しております。

また、認定後であっても、必要に応じて教育委員会が活動状況のヒアリングや現地確認等を行い、不十分である場合は、指導助言を行います。その後の改善が期待できない場合には、市の地域クラブとしての認定を取り消していこうと考えております。

このようにして、生徒の活動時の安全を確保することにしております。

○9番 禰占通男議員 本当に、将来生じるかもしれない事故とか、また、紛争というほどじゃないけど、トラブルですよ、やっぱりこういった児童間の子供たちの間の暴言・暴力を、やはり未然に防いで、いい思い出ができるようなクラブ活動を私は望んでいます。

私の経験からいきますと、私の先輩は甲子園組がおりました。もうね、投げ方から我々素人じゃまねできないんだけど、あいにく甲子園で肩を壊して、私なんかの下手と付き合っとして、こういう球技の楽しみ方もあるのかと、もう本当にじきじき言ってくれました。

やはりスポーツちゅうのは、一生懸命、高校、大学等で小学校もだけどやっているんですけど、やはりね、人生をかけてするのか、それは個人個人によるんだけど、やはりいい思い出の、私は結果を残してもらいたいなと、それが私はこのスポーツに対する心構えじゃないかと思っております。

これで私の質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後1時10分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで禰占議員から、発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

○9番禰占通男議員 先ほどの私のふるさと納税に係る一般質問の発言中、特定の市の名前を挙げて不祥事を起こしたと申し上げましたが、この発言については、「他県の市が不祥事を起こした」に改めます。

以上、発言について、おわびして訂正をお願いいたします。

○眞茅弘美議長 発言の訂正については、議長の許可となっておりますので、申出のとおり許可いたします。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 6月議会最後の質問者になりました。地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

社会では、感染症をはじめ、予測が難しい様々な課題が次々と発生しております。近年においても、感染症の拡大だけでなく、原油価格の高騰による物流への影響、物価上昇、品不足への不安など、市民生活に大きな影響を与える状況が現在も続いております。

また、世界情勢や経済状況の変化、自然災害などにより、このような市民生活への影響を及ぼす課題は、今後も常に発生し得るものと考えております。

また、情報が瞬時に広がる時代だからこそ、何が事実で、何が臆測や不確かな情報なのかを冷静に見極めることの重要性は、これまで以上に高まっていると考えております。

私はこれまでも、必ずしも全ての情報が正確に伝わってきたとは限らないと感じておりますし、今後においても、様々な情報があふれる中で、情報をどのように受け止め、判断していくのかがますます重要になっていくと考えております。

不確かな情報が広がることで、市民の不安が必要以上に高まり、買占めや混乱など、本来避けられるはずの影響が広がる場合もあります。だからこそ、市政による正確で迅速な情報発信とともに、市民一人一人が情報を冷静に捉える姿勢も重要であると考えております。

このような状況だからこそ、国民・市民の命と暮らしを守ることは、国と自治体の重要な責務であると考えております。

自治体は、国の方針や制度に基づいて対応する場面が多くありますが、現場で市民と最も近い立場にあるのは自治体です。地域の実情や市民の声を直接把握できるからこそ、国の方針に課題がある場合には、その状況をしっかり伝え、必要な改善や見直しを求めていく責任もあると考えております。

国と自治体は上下関係ではなく、市民を守るために互いに機能する安全装置としての役割を果たすべきであり、一方的に従うだけでも、一方的に否定するだけでもなく、双方が正しい判断を行える環境づくりが大切ではないでしょうか。

その中で市議会議員は、市民の声を行政へ届け、行政の判断を確認し、必要な提言や改善を求める重要な役割を担っています。行政のチェック機能であると同時に、市民の命と暮らしを守る橋渡し役として、地域に最も近い立場だからこそ、その責任は大変重要であると考えております。

市民生活を守る体制、正確な情報発信、そして危機時における行政対応については、本市一般質問の各項目でお伺いいたします。

質問に入ります。管理不全空き家についてお伺いいたします。

全国で空き家問題が深刻化する中、枕崎においても空き家への侵入、窃盗事案が発生しております。また、空き家だけでなく、所有者が市外や県外へ居住地を移し、管理が十分に行われていない土地や畑地も見受けられます。さらに、高齢化や人口減少が進む中、子供たちに負担を残したくない、元気なうちに土地や家の整理をしておきたいと考え、将来を見据えて財産整理や土地の処分を検討する方も増えておられます。

そこで、現状と対応について、枕崎市内の空き家件数や特定空家、また管理が十分に行われていない土地・畑地について、これまでも空き家・土地管理バンク、見守り制度、実態調査等に関する取組について、それぞれの所管から御答弁をいただいておりますが、その後どのような進展や具体的な取組が行われているのか、お聞きいたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 人口減少や高齢化の進展に伴う空き家や空き地の増加、並びに適切な管理が行われていない畑地等の問題は、防災、防犯、衛生、景観など、市民の皆さんの安心・安全な生活環境を脅かす多面的な課題をはらんでおり、本市におきましても重要な課題であると認識しております。

このうち、空き家対策につきましては、本市の現状を把握し、効果的な施策を講じていくため、令和9年度を始期とする次期空家等対策計画の策定に向け、昨年度、市内全域を対象とした実態調査を実施しております。

今後は、その調査結果を基に空家等対策計画を策定し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全な状態にある空き家等の解消と、地域活性化に資する利活用の促進の双方を推進してまいりたいと考えております。

それぞれの進捗状況や具体的な取組等につきましては、総務課参事から答弁いたします。

○平田寿一総務課参事 空き家対策についてお答えします。

まず、昨年度実施した空家等実態調査についてですが、調査の結果、本市の空き家の棟数は1,138棟であることを確認しました。また、その空き家を今後どのようにしたいのかということなどを把握し、今後の施策に反映させるため、空き家の所有者等に対して意向調査を実施しております。

特定空家等の棟数につきましては、令和7年度末時点で111棟あって、令和6年度末の122棟から11棟減少しております。これは、固定資産税の納入通知書を送付する際、空き家対策のチラシを同封したり、法に基づく助言・指導等を行うなどして、適切な管理を継続して促してきた成果であると考えております。

また、適切な管理が行われず、そのまま放置していれば、特定空家等になるおそれがある管理不全空家に対しても、10棟の所有者等に対して、周囲に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な管理に関する情報提供や啓発を行ってまいりました。

シルバー人材センターが行うシルバー空家・空地見回り隊については、現在、シルバー外観チェックと名称を改めているそうです。この事業の内容につきましては、遠方に居住する所有者等

に代わり、空き家・空き地を定期的に訪問・点検する有用なサービスであります。さきに述べました実態調査における意向調査を行う際、調査票に同封するような形で、本事業のチラシを送付し、利用促進に向けた積極的なPRに努めております。

空き家バンクにつきましては、令和7年度末現在で登録件数が累計150件、成約件数は累計で90件となっております。

一方で、令和7年度から開始いたしました空き地バンクにつきましては、令和7年度末現在で登録件数が4件で、成約件数の実績はまだございません。

管理が十分に行われていない畑地等につきましては、地域の皆さんからの情報やパトロール等を通じて状況把握に努めておりますが、特に遠方居住の所有者等に対しましては、自主的な適正管理を促す働きかけを行っているところです。

また、貸借期限を迎える農地につきましては、貸借の継続意向を確認しており、継続しない場合は別の農業者への貸借を促すなどして新たな遊休農地の発生防止に努めております。

このように、管理不全な空き家や土地の問題は、個人の財産権との兼ね合いから解決に時間を要する事例も多々ございますが、今後も関係課が情報を共有し、相談窓口の充実に努めるとともに、関係機関等とも連携しながら、地域の生活環境の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

○10番平田るり子議員 管理不全空き家についての防災対策についてお伺いいたします。

管理が十分になされていない空き家や土地は、防犯面や火災リスクだけでなく、雑草の繁茂や害虫・有害鳥獣の発生、景観の悪化、近隣住民の不安など、市民生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

私はこれまで、防犯カメラの設置についてはですね、幾度も提案してまいりましたが、設置には費用も伴うことから、補助制度の活用を含めた様々な方策の検討も必要ではないかと考えています。

そこでお伺いいたします。

本市として、空き家や管理不全土地について、今後どのような体制強化や具体的な取組を進めていくのか。また、防犯カメラ設置への支援や地域の見守り体制の充実についてどのように考えているか、お聞かせください。

○平田寿一総務課参事 空き家や管理不全土地に関する防犯・防災対策の今後の体制強化や具体的な取組につきましては、まず、関係課での情報共有をさらに緊密にし、連携体制を強化してまいりたいと考えております。

管理が行き届いていない空き家や土地の所有者等に対しましては、適切な管理を行うことに加え、施錠の強化など、防犯意識の向上を促す啓発活動にも注力してまいります。

また、防犯カメラの設置支援につきましては、県内の一部の市において商店街等を対象とした補助制度が設けられている事例を承知しておりますが、本市におきましては、まずは犯罪の未然防止に直結する集落の防犯灯設置や維持費への補助を確実に継続し、夜間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

地域の見守り体制の充実につきましては、平時から防犯協会による見守り活動が展開されているところです。

本市としましては、年4回の地域安全運動を通じて警察とも連携したパトロールの強化を図るとともに、公民館を中心とした地域の目による活動がより活発に行われるよう、情報提供や啓発活動に努めてまいります。

安心・安全な地域づくりは、行政の取組だけで達成できるものではなく、関係機関や地域の皆さんとの協働が不可欠であります。

今後とも、本市の実情に応じた実効性のある防犯・防災対策を推進し、誰もが安心して暮らせ

る環境づくりに努めてまいります。

○10番平田るり子議員 防犯カメラの設置には相当な予算を要するというのは承知しております。しかし、市民を守ることは、自治体の重要な責務であります。

市民や地域の皆様にも御協力をいただきながら、設置費用の一部を助成するなどの方法により、防犯カメラの整備を進める政策を予算化していただきたいと思いますが、まずはですね、この公民館等に設置をする、徐々に設置を増やしていただきたいと思います。

この防犯カメラ設置に関しては、市長お答え少しいただけますでしょうか、どうお考えかお願いいたします。

○前田祝成市長 まさに今参事のほうから答弁があったとおりでございます。

防犯カメラの設置につきましては、一部の自治体では、商店街等を対象にした補助制度があるというふうには承知しておりますけれども、本市におきましては、議員もおっしゃるように予算的な部分もあるということがございますので、そこについて優先的にですね、設置の予算を上げるっていうことはなかなか難しいかなというふうに思います。

そういう現状を踏まえてですね、今答弁がありましたように、地域の見守り体制でありますとか平時からの強化による見守り活動、このあたりをですね、やはりこれからもしっかりとやっていくということ、あるいは、やはり地域の市民の皆様方に御協力いただきながらですね、地域の目というふうな表現がございましたが、そういう活動をしっかりと取り組んでいく。これは必要なことだろうと思います。ですので、防犯カメラに対する予算をつけるということについては、そこまでまだ優先順位の高いものではないのかなというふうに考えてございます。

○10番平田るり子議員 急な質問にお答えいただきありがとうございます。

枕崎で防犯カメラ設置を強化しているという取組をしているというだけで、これ抑止力にもなりますので、犯罪のですね、こういったことが進んでいければなと思います。公的な場所についてはですね、防犯カメラをもちろん日本製でよろしく願いいたします。

次に、不動産整理に関する相談状況についてお伺いいたします。

所有者が、市外、県外に居住しているケースや、高齢化により土地や建物の管理が困難となるケースが増えていると考えております。また、相続等をきっかけに、土地の環境や所有範囲、地積測量などが、住民間のトラブルや課題につながる場合もあると考えますが、市はこれらについてどのような課題認識を持っておられるか、お示してください。

○福永賢一税務課長 土地の環境や所有範囲、地積測量などが住民間のトラブルや課題につながる場合もあるということでございますが、土地の境界等でですね、住民間のトラブルがある場合、市は介入できず、当事者間で解決していただくことになります。

[傍聴席で発言する者あり]

○眞茅弘美議長 傍聴席は静粛にお願いします。

○福永賢一税務課長 そういったトラブルについて当事者から市に相談があった場合には、司法書士等の専門家へ相談することを提案し、必要に応じて、市内の司法書士などを紹介しています。

なお、以前は相続登記が任意であり、名義変更が放置されるケースが多く、相続等の際のトラブル発生のもとになるなど、全国的に所有者不明土地が社会問題になっていたことから、令和6年4月から相続登記が義務化されているところです。

○10番平田るり子議員 ただいま答弁で様々な課題があることは理解いたしました。もちろん民間同士の財産や権利に関する課題については、当事者間で解決を図ることがこれは基本だということもう十分承知しております。しかし、民間同士だから市は関係ないではないと思いますよ。本市で起こっている課題であるわけですから、行政としても、関係機関や専門家と連携しながら、少しでも円滑な解決につながるよう、改善策や相談体制の充実について、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そしてですね、これ今、民間同士のお話でしたが、市と民間との

間に課題がある場合であれば、これは当然先送りすることなく、速やかに解決していただきたいことだと思います。

[傍聴席で発言する者あり]

○眞茅弘美議長 傍聴席は静粛をお願いします。

○10番平田るり子議員 次に、共有土地、共有林野（共同山）についてお伺いいたします。

土地整理・売却等の相談の状況について、土地管理問題等の相談の中で、子供に負担を残したくない、元気なうちに土地や家を整理したいという理由から、不動産手続や土地整理、売却等に関する相談は本市でどの程度あるのか。また、そのうち実際に手続につながった件数について把握しているものがあればお示ください。

○福永賢一税務課長 先ほどの答弁でも少し触れましたが、令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化され、相続を知った日から3年以内に登記する必要がある、義務化前に相続を知った不動産は、令和9年3月末までに登記する必要があります。

相続に関する相談が税務課にあった場合、チラシをお渡しし法務局での手続を案内するほか、必要に応じ市内の司法書士を紹介いたします。

受け付けた相談件数等は記録しておりませんが、義務化が決まった時期は多くの相談を受けていたものの、現在、相談はありますが件数は減ってきているようです。

また、毎月前月分の登記異動情報を法務局からいただいておりますが、相談を受けてその後に相続登記がなされたケースも多いと感じているところです。

○10番平田るり子議員 共有名義による土地や共有林野（共同山）の件数、面積、管理状況についてお伺いいたします。

共同土地や共同山は、相続を重ねることで権利関係が複雑化し、管理や処分、合意形成が困難となるケースがあると考えております。

本市において、共同名義による土地や共有林野（共同山）について、どの程度把握しているのか。また、その件数や面積、管理状況についてお示ください。

○福永賢一税務課長 税務課で把握している山林の登記名義人のうち、いわゆる共同山と思われるものは、登記名義人の中で3パターンございまして、〇〇ほか何名という名義のものが、1,752筆の面積が約446ヘクタールで、自治公民館名義のものが94筆の面積が約55ヘクタール、そして、大字名義、例えば枕崎市東鹿箆などのものが3筆の面積が約47アールで、合計1,849筆の面積が約502ヘクタールとなっています。

管理状況につきましては、自治公民館名義となっている山林は、ある程度管理がされていると思われるものの、共同山がどのように管理されているかについては、税務課では基本的に把握しておりませんが、例えばですね、固定資産税の納税通知書について、共同山の方で求めに応じて、会計役等の管理者の任期ごとに毎年のように送付先を変えろというような対応をしているケースもございますし、年々、構成している方の死亡があつたりして、管理ができなくなっているというような声も聞いているところです。

○中村俊彦農政課参事 共有林野（共同山）の管理状況につきましては、農政課のほうで答弁いたします。

共同山とは、集落や地域の住民たちが共同で所有または管理している山林であり、古くから地域の共有財産として薪や山菜等を採取して暮らしてきた歴史があるようです。

現在では、林業の採算性の低下や林業従事者の担い手不足、所有者不明などにより共同山に限らず手入れ不足の山林が多く見られますが、市内の一部の地域では、共同作業を継続しながら管理されているようです。

○10番平田るり子議員 今の話を聞いて、かなり課題が多いかなと思います。土地もですけれども、やっぱり山に関してはもっと課題を感じるころかなと思いました。つまり、把握が十分

できていないというところもあるということで、では、管理が困難な場合の対応と今後の課題についてお伺いいたします。

共同土地や共同山については、相続による権利関係の複雑化や、所有者の高齢化等により、将来の所有者不明化や管理不全、防犯・防災上の課題が懸念されます。本市では、現状をどのように認識しているのか。また、今後どのような対応や支援が必要であると考えているのか、お伺いいたします。

○中村俊彦農政課参事 市内の一部の地域では、維持管理作業を継続しながら管理されている集落もあるようですが、共同山に限らず手入れ不足の山林が多く見られる現状は認識しているところです。

そのような中、本市では古い先祖の名義のままで放置されている山林等が数多くあることから、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき、所有権を権利者に変更する入会林野整備事業を平成22年度から平成30年度まで実施し、さらに事業終了後も市民からの追加の相談・要望等が多数寄せられ、令和4年度から今年度までの計画で山林等の名義変更を枕崎市域入会林野整備組合で進めているところです。

令和5年4月27日からは相続等により土地を取得した者が、その土地を手放して国に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度が始まっています。この制度は、相続で土地を取得した所有者の負担感の軽減、管理の不全化や所有者不明土地の発生を抑える観点から導入されたものです。

また、相続登記が任意のため名義変更が放置されるケースが多く所有者が分からない所有者不明土地が全国で増加し社会問題になっていることから、令和6年4月から相続登記が法律上の義務化になりました。

繰り返しになりますが、本市としても引き続きこのような制度等の周知を図っていきます。

○10番平田るり子議員 実は、この土地の問題も共同山の問題も少し私に関わる問題だったので、いろいろ調べて疑問に思っただけで質問をさせていただいたところでした。

この問題はですね、単なる個人の財産管理にとどまらないということ。また、所有者の高齢化や相続の発生により、権利関係や管理責任が複雑化し、特に共同山や共有土地では、固定資産税の徴収方法や代表者制度、相続、名義変更手続など、従来の仕組みだけでは対応が難しい問題も顕在化しております。

さらに、所有者不明土地などの問題は、自治体だけでの対応には限界があり、国や県、関係機関との連携がこれは不可欠です。

共同山については、適切な管理や保安林化などの活用により、公益的機能の維持や、固定資産税負担の軽減につながる可能性もあることから、将来を見据えた検討も必要であると考えております。

問題を先送りすることなく、市民、関係団体、行政が連携し、地域の重要な財産を次世代へ円滑に引き継いでいけるよう、今後の積極的な取組を期待しております。

次に、ごみ処理における高齢者支援についてお伺いいたします。

ごみ搬入体制変更による高齢者への影響や相談状況について、枕崎市内鍋清掃センターの終了に伴い、ごみ搬入先が南さつま市のなんさつECOの杜へ変更されました。なんさつECOの杜を利用する際、市民の皆様から搬入方法や受付時間に関する戸惑いの声を寄せられております。また、事前に確認して搬入したにもかかわらず受入れができなかったとの相談もあり、高齢者の方々にとっては大きな負担となっていると考えております。

そこで、ごみ搬入体制変更による市民への影響や相談状況について、市はどの程度把握しているのか、お伺いいたします。

○石場竜一市民生活課参事 なんさつECOの杜は、令和6年9月に稼働し、祝日を含む月曜日

から土曜日の午前 8 時30分から正午及び午後 1 時から午後 4 時まで搬入可能となっています。

処理手数料は10キログラムまでごとに50円となっており、本市の指定ごみ袋か透明な袋に入れることになっています。

持ち込むごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、発火性危険物、有害ごみに、それぞれ分別して持ち込む必要があります。

資源ごみ、家電リサイクル法に基づく対象品目、小型家電リサイクル法に基づく対象品目、産業廃棄物、パソコン、二輪車、車などのリサイクルルートが確立されているものは不可となっています。

これまで内鍋清掃センターへ持ち込めたごみを、なんさつE C Oの杜まで持ち込むのは遠く、時間もかかるとの意見・要望がありましたので、以前と変わらない対応を取るために、内鍋リサイクルセンターを整備し、以前と同様にごみを持ち込むことが可能となっています。

内鍋リサイクルセンターのごみの持込みは、祝日を含む月・水・土曜日の午前 8 時30分から正午及び午後 1 時から午後 3 時まで搬入可能となっています。

○10番平田るり子議員 高齢者等が抱えている問題の認識についてお伺いいたします。

本市のごみ処理方法の変更に伴い、市民の皆様からは、分かりにくくなった、遠くて持ち込めない、車がなく処分できないなどの声が寄せられています。

特に高齢者世帯では、ごみの搬入や運搬そのものが大きな負担となっており、地域のごみステーションを管理する公民館等にも様々な相談が寄せられているようです。

そこで、市として現在の状況をどのように認識しているのか、また公民館等から寄せられている意見などありましたらお聞かせください。

○石場竜一市民生活課参事 ごみの分別については、令和 6 年 9 月からなんさつE C Oの杜の稼働に伴い、分別方法が変更になりました。

主な変更点は、これまで燃えないごみとして分別していたプラスチック製品などが、燃えるごみに変更になったこと。蛍光灯や電球を有害ごみとして、ほかの燃えないごみとは分けて出すようになったこと。これまで燃えないごみとなっていた電話機やデジタルカメラなどの小型家電製品を資源ごみとして分別を開始したことが主な変更点になります。

令和 7 年度のなんさつE C Oの杜への家庭ごみ搬入は65台となっており、1 か月当たりの平均は約 5 台で、令和 6 年度の平均約 7 台より減少しているところです。

分別方法の変更に伴いまして、地域のごみ集積所に違反ごみが数多く残されている状況がありますので、今後も市民の皆様には分別方法の変更について周知を行っていきたいと考えております。

これまでの周知につきましては、毎年度、公民館加入世帯に対しては、3 月の広報まくらぎきにごみ分別表を同封し、今年度につきましては、さらに 5 月までに全世帯にごみ分別ガイドブックを配付しております。

分別方法が変更になった頃と比べると、違反ごみは減ってきていると認識しておりますが、公民館の方々の協力により違反ごみが分別され、搬入していただいていることも承知しております。

公民館長などからは、収集されない違反ごみを仕分けしなければならないことについて要望等がありましたので、今年度から、分別されていないごみは、仕分けを行うことなく内鍋リサイクルセンターへ搬入できるようになったことを 5 月に行われました枕崎市衛生自治団体連合会定期総会でお知らせしたところです。

ごみ集積所の設置、管理につきましては、公民館となっておりますので、公民館の方々にごみの分別をお願いしていましたが、公民館に加入していない方のごみが持ち込まれていることや、個人情報の問題等の要望があったため、内鍋リサイクルセンターの管理運営者と協議を行い、そのような対応を取ることにしたところです。

これまでと同じように、一定期間は違反ごみとして残しておくことで、市民の方に自分の出し

たごみが違反ごみでないか確認していただくことにしております。

高齢者が抱えている課題につきましては、ごみの仕分や集積所まで運ぶ手段に困っている、いわゆるごみ出しなど、様々な問題があることを認識しており、対策の一つとして、ごみの戸別収集事業について、福祉課、長寿介護課と連携し、検討を行っているところです。

○10番平田るり子議員 ごみの分別はですね、私も関わっているのですが、本当に大変ありがたいことです。

次のですね、戸別収集や搬出等の支援についてお伺いいたします。

高齢化が進む本市において、ごみ処理は市民が安心して暮らし続けられるための重要な生活基盤です。今後、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、ごみ出し支援の充実は重要な課題であると考えます。特に高齢者や障害者世帯では、ごみステーションまでの搬出や大型ごみ運搬が困難なケースが増えております。家族や近隣の支援を受けられない場合には、民間事業へ依頼せざるを得ず、身体的・経済的負担も生じております。

全国で高齢者等を対象とした戸別収集や大型ごみ搬出支援、地域巡回型回収などの取組が進められており、ごみ出し負担の軽減だけでなく、在宅生活の継続支援や見守り機能の強化にもつながっております。この件につきましては、私はこれも何回か提案をしてみました。

改めて、例えば大分県中津市では高齢者等を対象とした大型ごみ戸別収集支援事業が実施されており、自力で搬出できない市民の負担軽減に成果を上げているようです。また、鹿児島市では地域巡回型回収を実施し、地域の実情に応じた柔軟な回収体制を構築しているそうです。

ここはですね、ぜひ研究していろいろな研究を重ねていただきたいと思いますと思いますが、ぜひですね、他自治体の先進事例を参考にしながら、本市の実情に合った支援策を検討していく必要があると考えます。

そこで、市として他自治体の取組をどのように調査・研究しているのか、お聞きいたします。

○石場竜一市民生活課参事 まず、近隣市の高齢者ごみ出し支援事業の実施状況について説明いたします。南さつま市では、自治会のサポーターがごみ出し支援を行っているところです。

南九州市は、有償ボランティアでのごみ出し支援と、生活支援型訪問介護サービス事業を利用したごみ出し支援を行っています。

指宿市は、特設集積所を市役所に設置し、介護保険の在宅サービスを利用したごみ出し支援を行っています。

本市につきましては、シルバー人材センターの事業で、ワンコインでのごみ出し支援を行っており、令和7年度は、14人延べ442件の実績がありました。また、ふるさと美化活動等を利用して、粗大ごみ等の運搬支援を行っている公民館もあります。

高齢者に対するごみ課題の支援につきましては、大きく分けますと、ごみの仕分とごみ出しの2点があると考えており、先ほども答弁いたしました。ごみの戸別収集事業につきましては、福祉課、長寿介護課と連携し、検討を行っているところであります。

○10番平田るり子議員 この一般廃棄物収集運搬業者の皆様も、高齢者のごみ持込みなどに対して様々な思いや課題認識をお持ちでいらっしゃると思います。現場でそのような問題に接しているからこそ見えてくる課題や、私たち行政や議会にも見えにくい実情もあると思います。そのため、業者の皆様との情報交換の機会を持つことも大変重要であると考えます。

市長はもういろんなところと対話をされていると思いますが、収集運搬業者の方ともですね、またお話をいろいろしていただければうれしく思います。

現場の声の中には、市民サービスの向上や新たな支援策につながるヒントも多く含まれていると思いますので、ぜひ積極的に意見交換の場を設けていただきたいと思います。

次に、関係部署が連携した支援体制についてお伺いいたします。

ごみ処理に関する課題は、環境行政だけでなく、高齢者福祉や地域見守り、不法投棄対策など

にも関わる市民生活上の重大な課題であると考えております。

そのため、担当部署のみで対応するのではなく、関係部署が連携した横断的な取組と、必要な施策を実施するための予算確保が重要であると考えております。

そこで、関係部署が連携した支援体制の構築や、必要な支援を実施するため、どのように考えているか、お伺いいたします。

○石場竜一市民生活課参事 先ほどの答弁と一部重なりますが、高齢者のごみ課題としては、大きく分けると、ごみの仕分とごみ出しの2点があると考えており、現在、高齢者のごみ戸別収集について、長寿介護課、福祉課、市民生活課の3課で検討中であります。

施策を実現するために、高齢者実態調査等のアンケート結果を活用し、高齢者のニーズに沿った施策を検討していきます。

○10番平田るり子議員 次に、ごみ袋が不足していたときの対応についてお伺いいたします。

市内では指定ごみ袋が不足しているのではないかと不安が広がり、店舗で品薄の状況が続きました。私自身、ゴールデンウィーク前に市民生活課へ確認したところ、ごみ袋の在庫や入荷状況は正常であり、ゴールデンウィーク明けには各店舗へ順次入荷する予定であると説明を受けました。

初日本会議の市長の行政報告でも、例年どおり出荷されているとのことでしたが、しかしですね、今も商品は品薄状態でございます。

結果としてですね、ごみ袋そのものが不足しているというよりも、市民の不安や情報の受け止め方と実際の供給状況との間に差が生じていたのではないかと考えております。

しかしながら、指定ごみ袋は市民生活に欠かせないものであり、不足しているのではないかと不安が広がれば、買い急ぎや買いだめにつながり、結果として一時的な品薄を招く可能性があります。

そこで伺いいたします。今回店舗で指定ごみ袋が品薄となった状況に対して、市としてどのような対応を行ったのか。また、販売店への供給状況の把握や在庫確保に向けて、どのように取組を実施したのかをお聞かせください。

○石場竜一市民生活課参事 ナフサ不足等の報道等により、一部店舗で指定ごみ袋が品薄となりました。同時期に値上げについても検討しており、卸業者に対する値上げは6月発注分からなるとのことでした。この時点で、前年実績ベースでのごみ袋の確保は可能であるということを確認しております。

前年実績ベース以上の納品はできないため、市内の大型小売店には前年実績ベースでの発注をするように店舗に出向きお願いいたしました。

市民生活課環境整備係で、5月18日から、御家庭で手持ちのごみ袋(大)の在庫が少ない方を対象に5枚100円でお譲りするという対応を開始し、28日からは3枚60円に対応しました。このことは、6月1日に店頭にごみ袋が並ぶことが分かっていたため、枚数変更したものです。それまでの限定的な対応として始めたもので、5月31日までに、5枚を228組、3枚を32組の合計260組お譲りいたしました。

6月に入ってからこの対応は一部止めておりましたが、昨日から5枚130円での販売を再開したところです。

この間、市民への広報につきましては、5月8日にホームページで次回納品時期のお知らせと、過剰な購入を控えることのお願いを掲載し、5月15日の枕崎市衛生自治団体連合会定期総会で、公民館長に現状の説明と、ごみ袋がないことにつきましては、環境整備係で相談を受けることを伝え、5月21日にホームページで次回納品時期のお知らせと、必要以上の購入を控えることを再度お願いしたところです。今後も市民の皆様への丁寧な情報提供を行い、販売店等協力をいただきながら、店頭在庫の正常化に根気よく努めてまいります。

○10番平田るり子議員 その情報提供なんですよ。そこで、市民への情報提供と周知の在り方について伺いたいします。

近年では、感染症の流行、物価高騰、災害時の対応、生活関連物資の供給状況など、市民生活に直接影響を及ぼす情報を行政が迅速かつ正確に発信することの重要性が高まっております。

今回の指定ごみ袋に関する件についても、市民の不安を解消し、混乱を防ぐためには、正確な情報を適切な時期に分かりやすく発信することが重要であり、その判断や対応体制がこれからますます問われていきます。

また、市民の皆様からは、市のホームページはあまり見ないという声もよく聞かれます。近隣自治体では、LINEやフェイスブック、インスタグラムなど、SNS等を活用し生活に関わる情報を積極的に発信しているみたいです。

一方で、高齢者の方々の中にはインターネットなどは利用しておられないので、防災行政無線や公民館等の放送など、従来から活用されている情報発信手段も引き続き重要であると考えております。

そこでお伺いいたします。まず、市民生活に大きな影響を及ぼす事案が発生した際の情報発信や対応方針の決定について、市長自身はどのように関わっているのかお聞かせください。

○奥山博史市民生活課長 市長自身はということであつたんですけど、私のほうから発言させていただきます。

今回のように、市民生活に大きな影響を及ぼす事案が発生した場合には、担当課と関係各課等で協議の上、市長へ最終的な判断を仰ぐこととしております。

○10番平田るり子議員 分かりました。初日本会議、市長の報告事項にありました新型インフルエンザ等対策行動計画においても、令和8年3月から4月に実施されたパブリックコメントについては、市民の意見提出がなかったことが公表されています。しかしながら、これは行動計画に市民の関心が低かったことを意味するものではなく、そもそも募集を行っていることを知らなかった、市のホームページを日常に閲覧していなかった可能性が考えられます。

そこで、市のホームページについて、閲覧件数や利用状況などを把握しているのか、また、市民が必要な情報を確実に受け取れるような、いろいろな情報発信手段を活用した周知の在り方について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○山口太総務課長 市のホームページについて、閲覧件数や利用状況などを把握しているのかという御質問でございます。

総務課のほうでは、市ホームページの閲覧状況につきまして、毎月、全体的なアクセス数の集計を行っております。その件数について、令和7年度の状況を御紹介いたしますと、一番アクセス数が多かった月が本年1月で12万1,000件程度、そして、一番アクセス数が少なかった月が昨年11月で7万1,000件程度と、月ごとに件数には幅がございますが、アクセス数はおおむね月平均9万件程度という状況であり、本年度の4月から5月についても同程度のアクセス数で推移している状況でございます。

令和7年度では、一月のアクセス数が10万件を超えたのが昨年の1月と2月で、2月は10万1,000件程度でございましたが、その要因については、本市では本年2月にキャッシュレスポイント還元事業、キャッシュレスキャンペーンを実施いたしました。その情報発信を昨年12月末から本年2月にかけて実施いたしましたので、市内外の多くの方にアクセスしていただいたことによるものでした。また、1月には市長選挙及び市議会議員補欠選挙も執行されましたので、これらの選挙関係の記事にも多くアクセスされたようではありますが、総括して申し上げますと、このような行事・イベント関係の記事に対するアクセスが多いほか、台風や大雨時の災害・防災情報などに多くアクセスされている状況にあると分析しております。

次に、先ほど市民生活課から答弁がございました指定ごみ袋の状況について、ホームページの

記事へのアクセスの状況でございますが、当該記事の掲載を開始した5月8日から今月7日までの約1か月間のアクセス数は、2,572件でした。ちなみにこの期間におけるホームページの掲載記事ごとのアクセス数を調べてみましたところ、ホームページのトップページに掲載していることもあって毎月のアクセス数が上位となっている、枕崎市移住・定住応援サイト「住もう！まくらぎ」の3,514件に次いで2番目にアクセス数が多い状況でした。

先ほど市民生活課から答弁がございましたように、衛生自治団体連合会定期総会における各公民館への御説明や、このホームページでの広報を行ったことによりまして、市民の皆さんの生活に関わる必要な情報を届けることができたものと考えております。

また、いろいろな情報発信手段を活用した市民への周知の在り方についてでございますが、御承知のとおり、市では現在、広報紙やお知らせ版、防災行政無線及び登録制メール、ホームページやフェイスブック、インスタグラムなどの広報媒体によって情報発信を行っております。これらに加えまして、本年度からは市公式LINEも導入いたしますので、ホームページを見ないという市民の方がいらっしゃるというお話もいただきましたが、導入の際は、市民等に対してLINEを使えない方には、LINEの利用登録をお願いしたり、また、LINEをお使いの方には、本市を友達追加して活用していただくことについてお願いもしながら、これらの各種広報媒体のそれぞれの特徴を踏まえた効果的な情報発信に努め、ただいま質問者がおっしゃいましたとおり、市民にとって必要な情報を一層、届けることができるように今後とも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○10番平田るり子議員 ホームページはですね、やはり私たちが取りに行かないと得られない情報なので、これからこのインスタグラムとかですね、LINEとか、フェイスブックとかいろんな方法を使って、情報をどんどん届ける形が今から多分進むと思いますので、というのがですね、インフルエンザ行動計画は、今度、説明がありました。これコロナに対しての行動計画なんですね、今対応になっています。

今回のインフルエンザ等対策行動計画においても、国は正確かつ迅速な情報発信を重要な柱の一つとして位置づけており、国、国民、市民が必要な情報を適切に受け取り、安心して行動できる環境づくりを重視しているものであります。

感染症対策に関する物価高騰や災害、生活関連物資の供給状況など、市民生活に大きな影響を及ぼす事案においては、行政からの情報発信の在り方が、市民の安心や混乱の防止に直結するものと考えております。そのため、平時から市民に信頼される、いざというときに市民が混乱することなく必要な情報を受け取り、行政と市民が一体となって対応できる体制づくりが、これからますます重要になってまいります。

実際に、現在のエネルギーの供給をめぐる状況においても、政府は7月には原油の代替調達率が100%に達し、必要な原油を確保できる見通しを示しております。また、約9,500件に及ぶ石油製品の相談についても、経済産業省をはじめ関係機関と連携しながら、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努め、国民の不安解消に万全を期す姿勢を示しています。

このように、国が国民の信頼に応えるべく、正確な情報提供と丁寧な対応に努めているように、自治体においても、市民から信頼される存在であることが何より重要であると考えています。

市におかれましても、平時から分かりやすく丁寧な情報発信に努め、市民との信頼関係を築きながら、非常時においても市民が安心して必要な情報を受け取り、行政と市民が一体となって対応できるような、市民に信頼される市役所、市民に寄り添う市政の実現に向けて、より一層取り組んでいく必要があると考えます。

次の質問は、ごみ袋の改定価格の内容と理由についてはですね、昨日の質問と重複しますので省略いたします。

最後の質問で、市民負担軽減のための支援策についてお伺いいたします。

物価高騰が続く中、本年6月は、医療費の窓口負担増が始まります。そして、子ども・子育て支援制度も始まります。このような状況で、やはり制度の充実が進んでいくんですけども、一つ一つ、負担が少しずつ増えていけば、重なればかなりの負担になってくるんです、制度自体は充実してもですね。

そこで、具体的に市民負担の軽減に向けてですね、市長が重点措置など、これからどうするか具体的にお話をお願いいたします。

○前田祝成市長 ただいまの質問について答弁いたしますが、その前に、この議員からの問題提起の中で、やはり情報の受け取り方であるとか、情報の発信の仕方という部分についてはですね、我々もしっかりと問題意識を持って取り組んでいかなければならないというふうに思います。

最終的な情報の発信、あるいはこういう重要な関係についてのですね、意思決定というのは私のほうでしないといけませんので、そこについてはですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

冒頭、議員のほうからございました情報を発信する側、そして受け止める側のですね、両方ともやっぱり冷静にというようなお話がございましたので、やっぱりそのあたりを前提としてですね、やっていかないといけないというふうに思います。

今の議員からのお話の中で、やはりSNSであるとか、ホームページであるとか、ある程度個人のといいますか、非常に小さなコミュニケーションの中で、情報発信のやり取り、これは当然、自治体運営の中では非常に重要なことなんですけれども、ベースにですね、マスメディアというのがあるんですね。マスメディアがどういう情報発信をするかと。そこに影響されてですね、最近で言えばコロナであったり、あるいは一昨年から続いていた米の問題であったり、今回のナフサであったり、あるいは遠く遡れば70年代のトイレットペーパー不足だったんですね、やはりその情報の発信をする側の課題、あるいは受け取る側の課題、そのあたりのリテラシーという部分がですね、何年たっても変わっていないというような状況も一方にはあるということをベースに、やはり我々は直接市民の皆様へ情報提供できるわけですから、そのあたりは落ちついてやらなければいけないという問題意識を共有させていただきたいと思います。

今の負担軽減のところを答弁いたしますが、現在の我が国の経済状況につきまして、午前中の一般質問でも答弁いたしました、我が国の経済状況はインフレ基調にあるということがまず前提にあるのかなというふうに認識してございます。バブル崩壊後の30年余りのデフレ経済から2020年代に入り、コロナ禍での現金給付、事業者支援などの政策によるマネーサプライの増加や円安による輸入品の物価高騰など、様々な影響によるインフレ経済が起こり結果としてデフレ脱却がなされた、そういう状況が今の我が国の経済状況であるというふうに認識してございます。

今回の指定ごみ袋の価格改定の話も少し出ましたが、原材料価格の高騰、コスト上昇に起因するメーカーによる価格転嫁がその原因となっておりまして、中東情勢は日々変化しておりますが、インフレ経済の状況下では、一般的にこのような価格改定といいますか、値上げ、このような傾向は様々な製品において、今後も起こってくるものが十分に予想、想定されます。

その中で生活者の負担軽減、生活防衛という課題は当然、発生してきますので、物価高、インフレに負けない、給与所得の賃上げ、これが必要になってくるんですが、これらについてはですね、事業者の業績によるところにもなります。

質問者から今回は特になかったんですけども、高齢者や子育て世代、いわゆるそういう生活弱者とは言いませんが、そういう世代に対する市民への支援策等につきましては、当然、政治の責任として果たしていく必要があるかというふうに思います。

午前中の答弁でも申し上げましたが、これらの課題に対する自治体独自の支援策、これはかなり限定的だというふうに考えております。

国は、給付付き税額控除や食料品の消費税減税などに取り組んでおりますが、これらの政策は

現在のインフレ経済下の中での、特に中低所得者の生活支援につながるものと考えられます。そのほか年金生活者等への支援としましては、消費税減税に加えまして、年金そのものの仕組みの改革など、抜本的な社会保障政策や制度の見直し等が必要になってくるんだらうというふうに考えます。今、政府でも取り組んでおられる社会保障と税の一体改革など、このあたりにやはり期待すべきかなというふうに思っています。

自治体としては、午前中の答弁の繰り返しになりますが、本市で実施いたしました令和7年度国の補正予算の重点支援地方創生臨時交付金を活用したポイント還元や子供1人当たり2万5,000円のデジタル商品券給付、さらには全市民1万円の商品券給付事業など、個人消費の強化に資する政策、これらがその対策の一つになるものと考えております。

今回の補正予算におきましても、個人消費を喚起するような施策に取り組む考えでおります。

また、冒頭議員からもございました、やはり現場に近いといいますか、市民に一番近い立場としてしっかりやってくださいということでした。

当然現場の実情、市民の声もお聞きしながらですが、今後も市民生活の現状を正しく把握した上で、市としましては、国や県に対する要望、問題提起を、引き続き期成会、あるいは市長会など、様々な機会を通じて行ってまいりたいというふうに考えております。

○眞茅弘美議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時20分 再開

○眞茅弘美議長 再開いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第65号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、令和7年度住民税非課税者について、令和7年度税制見直しによる住民税の給与所得控除の最低保障額引上げ及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度住民税が非課税となり、かつ、介護保険料の算定において住民税課税世帯の保険料段階に属することとなる場合、介護保険料を減免できるよう、所要の改正をしようとするものです。

本件につきましては、本日、追加提案という形となりましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時22分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和 8 年 6 月 26 日)

令和 8 年枕崎市議会第 4 回定例会

議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	5 1	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	5 2	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	5 3	財産の取得について	〃
4	陳 3	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
5	6 5	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
6	5 0	令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）	予 特
7	6 7	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和 9 年度政府予算に係る意見書	
8	6 6	令和 8 年度枕崎市一般会計補正予算（第 2 号）	
9		継続調査申出について	
1 0		議員派遣について	
1 1		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員

 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 味 園 美和子 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 吉 井 真 子 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 田 代 勝 義 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 福 永 賢 一 税務課長
 今給黎 仁 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 中 村 俊 彦 農政課参事
 石 場 竜 一 市民生活課参事
 大 江 武 史 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 山 宗 功 学校教育課長
 木 浦 勝 美 農委事務局長兼農業振興係長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 味 園 修 企画調整課企画調整係長

本 田 親 行 副市長
 竈 原 正 二 企画調整課長
 奥 山 博 史 市民生活課長
 平 塚 孝 三 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 鮫 島 眞 一 健康・こども課長
 立 石 秀 和 長寿介護課長
 山 崎 弘 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長兼選管事務局長
 森 智 賀 健康・こども課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 平 田 寿 一 総務課参事
 中 村 浩一朗 教育総務課長兼給食センター所長
 山 田 浩 隆 生涯学習課長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長
 篠 原 和 希 企画調整課政策推進係主任

午前 9 時 30 分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 号から第 4 号までの 4 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

〔平田るり子総務文教委員長 登壇〕

○平田るり子総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号から第 4 号までの 4 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、固定資産税について家屋及び償却資産に係る免税点が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容としまして、まず、個人住民税関係では、令和 9 年 1 月 1 日施行となる条文の内容については、個人住民税に係る給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げること、令和 9 年度分及び令和 10 年度分の最低保障額については、これに加え、5 万円引き上げること、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を現行 58 万円以下から 62 万円以下に引き上げることなどです。

この改正に伴う税収への影響は、給与収入がある 9,229 人のうち、市民税が下がる方は 1,464 人で、減収額は約 700 万円となり、このうち新たに非課税となる方は 180 人で、減収額は約 180 万円となるとのことです。

次に、令和 10 年 1 月 1 日施行となる条文の内容については、復興特別所得税の課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正と、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正になるとのことです。

次に、固定資産税関係の改正については、家屋に係る免税点を現行の 20 万円から 30 万円に、償却資産に係る免税点を現行の 150 万円から 180 万円にそれぞれ引き上げる改正を行い、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。

この改正に伴う税収への影響は、家屋の固定資産税が非課税となる納税義務者数は 453 人で、約 158 万 5,000 円の減収となり、償却資産の固定資産税が非課税となる納税義務者数は 33 人で、減収額は約 74 万 9,000 円となり、全体で 233 万 4,000 円程度の減収になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を 31 万 5,000 円から 33 万円に引き上げようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号財産の取得について申し上げます。

本件は、本市消防計画に基づき定めている車両整備計画に基づき、消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車 1 台を更新しようとするものです。

また、この車両は、大規模災害時における緊急消防援助隊登録車両であることから、災害対応型車両として整備するため、資機材の充実を図り、火災だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害等への迅速な対応を行うために整備するとのことです。

契約方法は、指名競争入札を採用し、指名業者は県内で取扱い実績のある 3 業者を選定し、入札を行った結果、株式会社 K S B が 8,680 万円で落札し、令和 8 年 5 月 15 日に仮契約を締結しているとのことです。

委員から、落札した企業におけるこれまでの納入実績について質疑があり、これまでに消防団車両7台の納車があるとのこと。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたものです。

本陳情の審査においては、まず、当局から陳情項目に沿って、次のとおり説明がなされました。

まず、35人学級の実施については、義務標準法が改正され、学級編制標準が引き下げられたことにより、小学校では昨年度完了し、中学校では今年度から段階的に3年かけて引き下げられ実施されていくとのこと。

高等学校については、生徒の多様化や学習内容の高度化、進路指導の充実などの観点から、少人数によるきめ細かな指導が重要となりますが、学級編制標準を一律に35人に引き下げると、多数の教員増に伴う人件費の確保、教室の増設など、財政面や施設面で課題が生じることです。

次に、教職員の定数改善については、学校運営や個別指導の充実を図るための加配教員の増員はもとより、中学校における音楽科、美術科、技術科、家庭科などといった少数職種は、学校規模や地域の実情により、複数校の兼務や、未配置等の課題が生じており、専門性を生かした授業の継続的实施や教材研究、児童生徒への十分な指導時間の確保が難しい状況も見受けられているとのこと。

次に、特別支援学級籍に在籍する児童生徒については、児童生徒個々の障害の種類や程度に違いがあるため、決まった時間や教科等において、一律に全員で交流学級での授業を受けるということはないこと。

また、義務標準法においては、特別支援学級か交流先の普通学級のいずれかで児童生徒数を計上しなければならず、ダブルカウントすることは法律上は不可であることの説明がありました。

審査の過程において委員からは、こうした教育現場の置かれている状況、本陳情の趣旨等をふまえて、「高等学校での35人学級の早急な実施についても、市として関わっていったほうがよいことから採択すべきである」といった賛成意見や「教育現場が改善されないと子供も増えていけないことから、教職員の定数改善等は早急に解決すべき内容であるため、採択すべきである」といった賛成意見がありました。

本件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び第52号は原案のとおり可決、議案第53号は可決されました。

次に、日程第4号は、起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、陳情第3号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[上迫正幸産業厚生委員長 登壇]

○上迫正幸産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、令和7年度住民税非課税者について、令和7年度税制見直しによる住民税の給与所得控除の最低保障額引上げ及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度住民税が非課税となり、かつ、介護保険料の算定において住民税課税世帯の保険料段階に属することとなる場合、介護保険料を減免できるよう、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の改正に伴う対象者数と影響額について質疑があり、特例減免を行った場合、4段階から1段階となる方が1人で影響額が4万1,700円、5段階から3段階が6人で12万8,400円、6段階から1段階が1人で6万2,000円、6段階から2段階が1人で4万8,400円、6段階から3段階が11人で38万3,900円、6段階から4段階が2人で4万0,600円、6段階から5段階が13人で17万5,500円、7段階から3段階が2人で8万3,400円、7段階から5段階が1人で2万0,300円となり、合計で38人、98万4,200円となっているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[下竹芳郎予算特別委員長 登壇]

○下竹芳郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第6号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、去る6月19日に開催し、委員長に下竹芳郎、副委員長に辻本貴志委員を選出し、付託された補正予算1件について、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第6号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 ただいま議題となりました日程第7号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和9年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第3号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、高等学校での35人学級を早急に実施し、学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、また、特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから起立により採決いたします。

日程第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第66号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,239万9,000円を追加し、予算総額を153億6,939万9,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業、南さつま市が繁忙期限定で実施する空港バス実証運行と連携した空港バスリレー運行事業委託及び南浜館で開催されるくっきー！乙女展in枕崎の来場者数の増加

見込みに伴う費用の追加をお願いしてあります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 議案第66号物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業は、今回で6回目の実施となります。今回は、還元率が20%へと引き下げられての実施となります。そこで2点についてお伺いいたします。

1つ目に、過去5回の事業効果をどのように評価し、今回の事業内容を決定したのか、その経緯をお聞かせください。

2つ目に、対象業種の限定についてです。これまでも議会等から、地域経済への波及効果や市民の利便性向上の観点から、対象業種の拡大、見直しを求める声が上がっていました。それにもかかわらず、今回も変更がなかった理由及び庁内でどのような検討が行われたのか、お伺いします。

○大江武史企画調整課参事 まず、この提案していますキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業につきまして、これまで第5弾行ってきたところです。今回、第6弾目の御提案ということになります。その事業効果につきましては、第5弾の事業者アンケートを基に分析いたしますと、約71%の事業者が本キャンペーンによるキャッシュレス利用者が増えているということを実感しております。

そして、約74%の事業者が客数も増え、全ての事業者の売上げが増加したというアンケート結果の回答が来ております。また、約87%の事業者が、同様の施策について、今後も希望するというふうに回答しておりますので、事業者からは喜ばれている事業だというふうに判断しているところです。

続きまして、対象業種について少しお話をさせていただきます。

今回のキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の実施に当たりまして、正直小売店を含む対象店舗の拡大に向けた検討も行ったところではありますが、ここまで小売店まで含めてしまいますと、日用品や長期保存が可能な食料品等にまで対象商品を拡大してしまうと、キャンペーン期間中の需要というのは高まりますが、一方、まとめ買い等を促すというような可能性もあります。キャンペーン期間終了後の消費抑制につながることも考えられるために、飲食店を主とした業種に限らせていただき、その還元ポイントの活用により、市内小売店等の消費拡大につなげていきたいと考えております。

最後に、庁内での事業決定の流れについて少し御説明いたします。

6月8日に国から交付限度額の通知というのがございました。本市の配分額としては、1,354万1,000円が示された後、当該通知の中でも、この重点支援地方交付金を活用した支援については、可能な限り早期の予算化に向けた検討を行うように要請もありましたので、事業検討をスタートいたしました。

検討した中で、今回の交付限度額の配分額がそう大きくないこと、そして県においては、特別高圧電力ですとか、LPガス利用者への支援も行うということもお聞きしておりました。そして、

各課における業界ヒアリング等の状況、そういうのも踏まえまして、この配分された交付限度額においては実施できる事業数にも限りがあると判断しまして、市民の皆様や事業者に対し、物価高騰対策として広く効果が期待できる事業選定の中で、これまでも実績のあるキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の実施を決定したところです。

○5番水野正子議員 今回の事業期間中の9月は、9月19日から23日にかけては、シルバーウィークの5連休という大きな消費の機会を迎えます。還元率が20%に下がったからこそ、こうした大型連休を上手に活用し、これまで以上の工夫を凝らして、事業効果を高めていく姿勢が不可欠であると考えます。

私はさきの一般質問において、特に売上げ回復が急務である飲食店への支援を強く要望いたしましたが、今回の実施に当たってはただ単にポイントを還元するだけでなく、連休期間に合わせた誘客促進等も行政として積極的に後押しすべきです。

今回の6弾が単なる一過性の消費支援にとどまることなく、地域経済の好循環にしっかりと結びつくよう、これまでの事業効果を上回る成果を目指して、戦略的かつ実効性の高い取組を展開することを強く要望いたします。

最後に還元率が20%へ下げられた理由を聞いて終わりにします。

○大江武史企画調整課参事 還元率についてのお尋ねですので御回答いたします。

還元率につきましては、第5弾におきましては30%でしたが、今回予定している第6弾では20%の還元率を予定しております。この還元率の引下げについては、まず、第5弾の実績を見ますと、総決済額、実際に使われた額は9,764万8,000円でした。そして還元ポイントは2,783万3,000円でありました。

これに対しまして、第6弾の需要予測におきましては、総決済額は、第5弾の実績を超える見込みとなっております。1億円を超える見込みとなっております。

その理由といたしましては、第5弾まで、これまでキャッシュレスキャンペーンを続けて実施してきたことによる市内外の認知度の向上、そしてまた議員からもありましたが、9月実施ということでのシルバーウィークの影響ということもありますが、目標である域内経済の循環という観点では、今回の還元率の変更ということも大きな影響はないものと考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 私もですね、この国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、市民を支援する貴重な財源です。

今お答えがあったように、国は電気料金やガス料金の負担軽減を実施しております。そうした中ですね、本市において水道料金への支援を行うことができれば、市民の光熱費全体ですね、負担軽減につながり、その分、各家庭の手元にお金が残ります。

この物価高騰が続く中で、市民生活を直接的に下支えするような効果が期待できるものと考えますが、この水道料金については、もうこういった検討はなされなかったんですか。最初からこのキャッシュレス決済ということでしたのか。

これまで5回されてきたということなのですが、支援自体は今回は小さいとおっしゃいましたが、キャッシュレス決済自体がですね、これ経費がかなりかかります。還元ポイントの原資だけでなく、事務委託費、システム利用費、広報紙などですね、かかります。こういったところを考えればですね、水道料金とかそういうものにすれば効果が出たんじゃないかと思いますが、そういった検討がされたかどうかを教えてください。

○大江武史企画調整課参事 先ほどの御質疑でもお答えした部分もあるんですが、庁内で検討会を設けまして、その中で様々な事業について協議を行っております。具体的にその水道料金というところでの検討をしたということではございませんが、全体を通して各課において、それぞれの業界ヒアリングを行った経過をお聞きしたり、ほかの事業との比較を行ったりっていうと

ころはしているところです。

議員からキャッシュレスは経費がかかるということもございました。水道料金の支援ということでのお話ですが、本市としましては、まずはその経済を回すというところを考えております。域内経済をですね。そうしたときに、例えば、今おっしゃる水道料金というところで考えますと、その分の実際は現金が浮く可能性がございますが、そのお金が経済循環に回るのかどうかというところはちょっと不明な点もございますので、本市の現在の判断としましては、確実にこの地域内でお金を回していけるという施策のほうにかじを切っているということで御理解ください。

○10番平田るり子議員 このキャッシュレス決済はですね、消費喚起を促すということで、この政策については否定するわけではありません。コロナのときもですね、飲食店が大変だった中ですね、こういったときの飲食店の下支えとかっていうのにはとてもいい事業だと私は思います。

ただですね、物価高騰の影響は、現在、特定の方だけでなく、全ての市民が受けております。限られた財源だからこそ、今回はより多くの市民に公平に恩恵が行き渡るようなですね、生活支援の効果を実感できる施策を優先した検討をすべきだったと私は考えております。

キャッシュレスについては、もう本当に使っていないんだっていう方も多うございますので、今の現状ではですね、国がやっぱり水道料金とか光熱費に対してですね、支援をしている、ここにですね、やっぱり合わせるべきではなかったのかと私は思うんですが、こういった皆さんこの市民に公平に恩恵が行くっていうところに関しては、市の見解を最後にお伺いいたします。

○大江武史企画調整課参事 重ねての答弁で申し訳ありません。

まず、このキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の目的としましては、物価高騰を受けているまず市内経済への支援という形でこのキャッシュレス決済の利用者に対しポイントを還元することで、地域内外から消費を呼び込み、市内飲食店等への消費喚起を図ることがまず一つ。それに伴いまして、飲食店等のほか、当該飲食店に食品、商品を卸している業種の活性化、併せて、還元ポイントの利用による小売店等の消費拡大及び域内経済における好循環を目的に取り組んでいるものです。

確かに議員がおっしゃる全ての市民というところではありませんが、今回の事業の実施に当たりまして、積極的に広報を実施し、できる限り市民の皆さんに利用いただくように努めてまいりたいと考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○2番下竹芳郎議員 アートミュージアム拠点（南浜館）推進事業なんですけど、これはくっきー！乙女展の来場者増による補正額の増ということで、これトークショーも2日間ぐらいで完売だったそうなんですけど、乙女展にたくさん来られるのはいいことなんですけど、受入体制とかその辺はどうなってますか、ちゃんとなってますか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 くっきー！乙女展の受入体制ということで、市の動員も含めて、今体制を整えているところです。

特に、初日の7月26日、先ほど議員がおっしゃられたとおりですね、スペシャルトークには、2日間足らずで市民会館が満席になる状況となっておりますので、そういったところの駐車場の確保、こちらも含めて、今、予約制ということで来館予定されている方にアンケートを取りまして、どういった交通手段で来られるかというところもまとめながらですね、それに基づいて、市のほうの体制というのを、現在整えているところであります。

○2番下竹芳郎議員 分かりました。この乙女展なんですけど、1か月ぐらいかな、会期日程はあると思うんですけど、これ入場者数は何人ぐらいを予測されているんでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今回追加補正でお願いしております結果として、再積算したところですね、有料入館者数ということで当初3,200人のところを、7,200人ということで見

込んで、今回追加補正という形で手数料等の増額をお願いしているところであります。

ただ、有料入館者数は、中学生以下は無料でございますので、そのプラスアルファ部分で1万人を超えるのではないかと予想しているところであります。

○2 番下竹芳郎議員 今年の夏に1万人の方が南浜館に訪れるのはすごいことだと思います。これを起爆剤にしてですね、アートのまち枕崎、全国区になればいいかなと思います。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9 番禰占通男議員 先ほどからありましたように、この利用者ですよね。今までの5回目のやつでもいいし、今回の部分の予想キャッシュレス決済の利用者、そして年齢層、そして、スマホを持たない方はどうするのかと。その市内の域内経済と言うけど、その域内経済が、5回もやってどれほど達成されているのか、私は全然見えないんですけどね。だから前から言いますように、現金給付がいいんじゃないのっていうことですよ。

なぜそう言うかという、業務委託料ですよ、817万9,000円、手数料が349万4,000円。小売店は入らないと。そして、先ほど小売店とかいろいろするとまとめ買いが増えたら困るっていうようなことも言っているんだけど、皆さん、お金は欲しいし、商売している人もいろいろ借入れとかそれぞれありますけど、本市は商工振興資金の利子補給の補助もやっていますけど、こういった店舗に対してはそういうことをやって、市民に当たり前の還元を渡して、消費喚起してもらいたいというのは私の意見なんだけど、その辺は庁内の計画ではそういう意見とかは出てないんですかね。

○大江武史企画調整課参事 議員からお尋ねの点が幾つかございましたので、回答させていただきます。

まず、実績におきますその年齢層というところでのお尋ねがございましたが、実際、前回の第5弾キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の実施報告書によりますと、キャンペーン期間中の年代別利用状況というのが示されております。

こちらにつきましては、50歳台以上の利用率は全体の53%を示しているところでもありますので、それだけ高齢層の方の利用というのも多いことと分析しております。

もう一点、スマートフォンをお持ちにならない方、コード決済ができない方についての対応というところなんですけど、この事業は、確かにスマートフォンを持っていないと実際使えないということがございます。そのような方につきましては、これまでも議会でも答弁させていただいているんですが、御家族の方などと一緒に利用することでその恩恵を受けることが可能であると考えております。

また、この事業の活用としまして、プロモーション施策としまして、利用者向け、消費者向けの説明会というのでも開催しようと考えております。2日間開催しようとしておりますので、各種キャリア決済事業者への登録方法ですとか、スマホの基本的な操作方法までサポートいたします。

また、事業実施期間中はコールセンターも開設しておりまして、利用上の疑問点等にもお答えできる体制を構築しております。これにより、利用される方がスムーズにそのコード決済というものを活用していければと考えております。

そして、議員の中で直接給付をというようなお声もあったかと思うんですが、こちらにつきましては、先ほども答弁しましたように、この交付金につきましては事業者支援、それから生活者支援ということで、国から交付、示されているところでもあります。

現金給付におきましては、先ほどの答弁と重なりますが、その給付が域内経済の循環に回るのかどうかというところが、実際不確定な部分もございますので、今回はこのキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することで、経済を回すというところで事業を実施させていただきたいと考えております。

○前田祝成市長 今、少し追加で御説明させていただきたいと思います。

まず、今回のキャッシュレスのキャンペーンにつきましては、域内経済を回すということで、当然、飲食店に売上げ増の恩恵が行きます。それを利用された一般の市民の皆様方には、ポイント還元という形で、新たにメリットがあるということ、そのポイントをどう使われるかっていうところがですね、また、できれば域内で使っていただきたいという部分があるんですけども、そこについては個人消費の喚起につながっていくのかなというふうに認識してございます。

そういった形で、給付という形ではないんですが、このキャンペーンを通じてですね、ポイントが手元に入ってくるということでですね、その恩恵を受けられるのかなというふうには思っています。

また、国の今回の補正の中身につきましても限られた地方に配分された金額でございますので、その中でこういった形がいいのかということを庁内で協議しまして、今回のキャンペーンを中心とした施策ということに意思決定をしたところでございます。

また、これまでも、一般質問でもお答えいたしました、7年度の補正等で、市民1人当たりの1万円の商品券でありますとか、あるいはそのほか子供1人当たりとか、そういった形ですね、給付に近い施策も取ってございますので、その中で総合的に考えて、今回このような施策を御提案させていただいたということを御理解いただければと思います。

○9番禰占通男議員 先ほども言いましたけど、私は大企業、ここにありますP a y P a y、a u P A Y、d払い、楽天ペイ、P a y どん、こういうものは、結局大企業が全部窃取してるっちゃうことですよ、裏を返せば。使えば使うほどもうかっていく。そして、市民はもうかったようで、そんなに恩恵はない。

今、ポイントポイントというけど、これもらったポイントはどこで使うの。それは全部自分の好きなところで使えるの。いろんなポイントがあるけど、ポイントは限られたところじゃないんですか、違うんですか。ポイントをまた金銭的に交換できるなら私は言いません、無料でね。どうなんですかね。このうちが今やろうとしているポイント。そのポイントを対応するところですよ、それが限られてくるとまたおかしくなっちゃいますよ。

○大江武史企画調整課参事 実際、飲食店等で使用して、そしてポイント還元というのが今回20%というところであります。その20%のポイントの使い道につきましては、市長からもありましたように、この地域内で使っていただきたいですが、そこに制限をかけることはできません。

そして、そのポイントにつきましては、どこでも使えるというわけではございませんで、そのポイントに加盟している事業者であれば利用可能というところで、整理しております。

○9番禰占通男議員 最初言った質疑でも、商工振興等のようなことには使えないのかって、結局、重点交付金というのは何にでも使えるわけでしょう、自治体の裁量によって。

一番の目的は国がそれを自治体に任せますっちゃうのは、その自治体がある地域によって生活が違うからそうしているんじゃないですか。右へ倣えで、このポイント還元だ、ポイント還元だって言たって、一番いいのはやっぱり現金じゃないの。だってメディアなんか見ているとですよ、車を持たない都会の人なんか自転車で走り回っているじゃないですか。やはりそこら辺も私は考えてやるべきだと思いますよ。

直接現金給付したって、まとめ買いと言ったらまとめ買いしたらかえっていいじゃないですか、生活が成り立っていけば。やっぱりそこら辺も考える必要があるし、このポイント還元というのは、使えば使うほど余裕がある人だけがもうかるわけでしょう。そういう逆進性みたいなことがあるわけでしょう。

消費税と一緒にですがね、今政府がやっている1%にする、0%にするって言たってできないから1%にします。あれは高所得者が一番もうかるってメディアも解説していますよ。だったら

枕崎の市民のためになることをもうちょっと考えて、私はやってもらいたいと思っていますよ。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○11番橋口洋一議員 空港バスリレー運行事業についてお伺いします。

この事業は、繁忙期限定で20日間実施されるということで、ぱっと見てすごくいいことなんですけれども、まず枕崎まで延伸するというところの検討というところはですね、南さつま市のほう、交通業者のほうとどのような検討がされていて、加世田駅からスタートするというふうなことで変更がなかったものなのか、その内容を教えてください。

○竈原正二企画調整課長 6月17日の全員協議会でも申し上げましたとおり、今回、南さつま市が行う空港バスの実証事業に対し、そこで連携して本市からもそこにつなげるジャンボタクシーによるリレー運行を実施するというで行っております。

この空港バスにつきましては、これまでも南さつま市と情報交換しながらですね、鹿児島交通の動向も確認をしながら、何とか実現できないかという話をしておりましたが、鹿児島交通の御説明では、連続運転時間に関する厳しい法的基準だったり、空港便に合わせた早朝・深夜シフトの確保が極めて困難であるということで、空港バスについては廃止をせざるを得なかったと、これまでですね。

今回ですね、鹿児島交通の提案で、期間限定なら実行できますよということで、それは加世田までとなりますということでの加世田単独での実証事業になっているわけなんですけれども、この理由といたしまして鹿児島交通側がですね、枕崎発着で運行したいという気持ちは強くあるということでございますが、加世田営業所管内ですね、この中での人員配置の人員体制の中で考えますと、やはり先ほど申し上げました連続運転時間、これがやはり一つ大きな壁になるということで、長距離による運転手の労働負担、法令上の制約という壁、これが非常に大きな課題となってくるということでございます。

ですので、今回、枕崎までも検討しましたが、なかなかそういったことで配置ができなかったということで、これにつきましては、鹿児島交通のほうからも直接話をしておりますし、6月19日、南さつま市で行われました地域公共交通活性化協議会、そして6月22日本市で行われました枕崎市地域公共交通活性化協議会でも、同様の説明を受けているところでございます。

ただ、我々といたしましても、今回、加世田までということで、それに市民の利便性を確保するためのリレー運行を実施するという形にはなっておりますが、今後に向けましても、鹿児島交通と話をしながらですね、今回の実績を、何とか利用者を増やしてですね、鹿児島交通の中でも、この便について存続に向けて、検討できるような体制に持っていけるように検討していただいた上で、さらに枕崎までの延伸につきましても、今後じっくり互いに検討していきましようということで、鹿児島交通とは話をさせていただいているところでございます。

○11番橋口洋一議員 今お話がありましたけれども、当初空港バスが廃止になったとき、今回枕崎まで延伸してもらおうと考えたときの問題として、連続運転の基準があったかと思います。

そうすると、今課長がおっしゃいましたけれども、枕崎までできるようにという話はなかなか難しい話をされているのかなというふうに思います。検討しますっていうのは、すばらしいなとは思いますが、実現できればですね。その実現の可能性というのは今のところはあまりないですね、今の話を総合すると。

○竈原正二企画調整課長 議員のおっしゃるとおり、現時点の状況といたしましては、加世田管内によるドライバーの配置になってまいりますので、そこが今後増えていかない限り、なかなかその実現というのは難しいということで、鹿児島交通のほうからも、来年度においても定年退職者が予定されているということがあって、何とか確保していきたいという鹿児島交通の取組の中で、外国人ドライバーについてもですね、今後検討していきたいということで、地域公共交通活性化協議会の中ではお話はいただいているところでございます。

何とかそういったことで、鹿児島交通全体の人員配置の中で、この空港バス、本市からつながる空港バスについて有効であるという実績を何とか見せることで、期間限定であったとしても、今後のまた空港バスの実証運行の継続というものを続けていけるよう要望していきたいというふうに考えております。

○11番橋口洋一議員 そうですね、ぜひそういった形で要望を上げ続けていただきたいと思います。

また、今回、ジャンボタクシーで接続するという話になりますが、このジャンボタクシーの接続、予約制ですよね。予約して鹿児島交通のほうのバス路線も予約されるというふうに考えてよろしいものなんでしょうか。

○籠原正二企画調整課長 まず、本市からのリレー運行については、これは予約制となっております。運行委託予定者である光タクシーのほうに、運行時間の1時間前までに予約してくださいと、今後、通知を行う予定でございます。ただ、これにつきましてはあくまでも加世田－枕崎間のジャンボタクシーの利用についてでございます。

バス運行につきましては、これまで同様、特段予約等は必要ございませんので、バス運行については予約はございません。ですので、この予約は、本市のジャンボタクシーの運行予定者である光タクシーのほうへの予約というふうになっております。

○11番橋口洋一議員 そうすると、加世田まで行きました、一番の繁忙期ですので、加世田から出るバスが満席でした。もしくは、あと4席でしたとか、こちらから送った人数よりも残りの座席が少なかった場合には乗れないっていう事態が発生するということでしょうか。

○籠原正二企画調整課長 その状況につきましても、鹿児島交通、また南さつま市とも意見交換等を行う中で、鹿児島交通の認識といたしましては、繁忙期であったとしても、満車になることはないであろうというふうな認識を持たれているということで聞いてはおります。

ただできるだけ利用者を増やしていく取組を行ってまいります、現時点での見込みといたしましては、乗車は可能であろうというふうに考えております。

○11番橋口洋一議員 そのあたりはですね、今後、実証実験というような形も取るかと思うので、行ったはいいが乗れないとか、そういったところがないような情報を細かに取っていただく。なかなか難しいところではあると思うんですけども、スムーズな接続につながるようお願いしたいと思います。

また、今回は接続ってということで、現在、鹿児島中央駅で空港に行くときには接続をしている状況でもあります。今、枕崎から鹿児島中央駅まで行くと1,680円かかっておりまして、鹿児島中央駅から鹿児島空港まで1,500円、合わせたところで3,180円になるかと思えます。

今まだ鹿児島交通の加世田発の空港料金というのは出ているのかちょっと分からないところですけども、トータルで枕崎から空港まで行くにはどのような金額設定になるか、分かれば教えてください。

○籠原正二企画調整課長 今回の南さつま市による実証運行におきましては、加世田駅から空港までの料金というのが2,500円というふうに設定しております。本市から加世田駅までのジャンボタクシーの利用については、500円というふうに設定しております。合わせて、本市から空港まで行く料金につきましては、3,000円ということになります。

この設定につきましては、南さつま市から空港までのバス料金につきましては、廃止以前が2,000円という価格でした。今回、実証事業の設定が2,500円ということで500円上昇しております。一方、本市から空港までの、従来の廃止前の料金につきましては、2,500円ございました。それで今回、3,000円となります上がり幅を、南さつま市の加世田行きと枕崎行きで同じ上がり幅にしたという設定を取らせていただいております。

それと、おっしゃるとおり、議員のお話にもありましたけれども、中央駅経由も含めてですね、

空港までの便がございいますので、これにつきましても、加世田経由、川辺経由、そして今回のリレー運行も含めて、合わせた形で、空港へのアクセスというものがこういうふう到现在なっておりますので、皆さん、御利用くださいという形で、利用者の皆様には周知をしていきたいというふうに考えております。

○眞茅弘美議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時47分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8 香味園美和子議員 キャッシュレスキャンペーンについてなんですけども、今回第6弾ということで、小売店を含めた事業者への支援策や対象事業所の拡大について検討していただければと思いますが、その考えはないでしょうか。

○大江武史企画調整課参事 ただいまありました対象業種の拡大というところではありますが、先ほども御答弁申し上げましたが、今回のキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の実施に当たりましては、これまでの対象店舗以外の店舗についても拡大に向けた検討も行ったところではありますが、日用品や長期保存が可能な食料品等にまで対象業種を広げて拡大してしまうと、キャンペーン期間中の需要というのは高まりますが、一方、またまとめ買い等を促す可能性もあり、キャンペーン期間終了後の消費抑制につながることも考えられるため、飲食店を主とした業種に限らせていただき、その還元ポイントの活用によって、市内小売店等の消費拡大につなげていきたいと考えております。

なお、対象店舗の拡大というところでありますと、一つ、今回少し拡大はするところであります。飲食店を主としておりますので、飲食店に準ずる店舗として、基本的に考えておりますのが、長期保存できない食品を加工販売する小売店というところも検討はしておりますので、また今回改めて対象業種については確認していきたいと考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6 番立石幸徳議員 補正予算第2号の中で、私はこのバス路線の件で、確認も含めてお尋ねをしますが、2025年3月に空港バスは廃止されたわけですね。そのときの報告も、日置市、南さつま市、枕崎市3市でもって協議の結果、廃止に至ったと、こういう報告でございました。

それから、その後の議会内の委員会においても、この空港バスについては、地方バスの補助金対象になって補助金が出されてきていると。まず、最初にしっかり確認したいのは、廃止になったときに、県のほうとの一緒になった対応策というか、これを検討しているという報告もあったんですけど、そうしますと、今度のこの取組で、もう県との連携でもって空港バス云々っちゃうのはもう打ち切られると、こういうふうと考えていいんですか。

というのがですね、やっぱりこの交通路線というのは、いろんな条件があるんでしょうけれども、安定的にやっぱり持続可能なといいましょうか、安定した路線、そういう取組が要件としては大事になると思うんですよ。県との関係はこの件はどうなっているのか。それからその補助金の点についてはですね、どういうふうに考えればいいのかですね。

もう一点ですね、この報道からいくと、南さつま市が鹿児島交通と協議をして、まず南さつま市は、空港までノンストップでやるというふうに取り組んだ。その後、本市は、南さつま市の発案といいましょうか、それに相乗りするような形になって、今度のこの予算が出ているんですか。その辺の主なところを3点お尋ねします。

○籠原正二企画調整課長 まず1点目、県との連携をした取組につきましてでございますが、今回の南さつま市が行う空港バスの実証事業につきましては、これまでなかなか運転手の配置等によってですね、実現が難しいというような形で当然、それも廃止理由になりますが、再開できない理由としても、運転手の配置というものが課題であるというふうになっておりました。

今回、鹿児島交通のほうで期間限定であれば、何とか人をやりくりして加世田発着であれば、期間限定の実証運行は可能であるというような意向が南さつま市のほうに示されたということでございます。

それを受けて、南さつま市が急遽ですね、今回の6月定例会の補正予算の中に入れ込んだと、それが新聞報道にある委託費300万円を盛り込んだということでございます。

これに当たりまして、県との協議につきましては、やはり運行において、議員がおっしゃる安定性というものは非常に大事なものであると思いますが、その前提となる運転手不足というものは、全国的にも今の困難な課題としてあることは、これは間違いないところでございます。

それをどうにか解決しなければ、その取組についてはですね、なかなか実現していかないということでございますので、県と協議を行っていったとしても、やはり運転手不足というものは、なかなか難しい課題であろうというふうには考えております。

今回につきましては、特段県を挟んでですね、こういった協議がなされているかといえば、県とは協議は行っていないところでございます。

続きまして、補助金の関係でございますけれども、今回の期間限定の実証事業という形になっております。

南さつま市においてもですね、今回の実証事業におきましては、補助金の対象となり得る可能性はありますけれども、まずは鹿児島交通から急遽こういった提案がありましたので、お盆の帰省客に対する利便性の確保という観点から、急ぎ、事業化を行ったということでございますので、補助金申請手続等、間に合わないというところもございますので、今回のこの事業については対象とはならないということで、南さつま市のほうもそういったことでございます。

本市の事業におきましても、補助金申請等には間に合わないという形になりますので、今回の場合、利用者の利便性をまず第一に考えて、今回事業化したということでございます。

最後に事業の経緯といたしましては、先ほど少し触れましたけれども、鹿児島交通のほうから、南さつま市のほうに期間限定であれば、何とかやりくりをして運行が可能であるというような話があって、事業化したということでございますが、その上で、本市はその後、お話をいただいたところでございますけれども、その中で南さつま市、鹿児島交通と併せ、協議を行う中では、先ほど申し上げましたとおり、やはり枕崎まではなかなか難しいであろうという回答をいただいているところでございます。

まず最初、冒頭議員のほうからおっしゃいました、廃止のとき日置市もあったということでございますけれども、日置市にも確認いたしました、議案の発送段階においてですね、現在のところ、検討は行っていないということでの確認は取れております。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑にしますけどね。お尋ねしたいことはたくさんあるんですけど、私は今度のリレー事業を見てですね、まず本市の主体性がどこにあるのかっちゃうのは、ちょっと疑問を感じているんですよ。

つまり、まずその南さつま市が空港への直通バスを検討してこれを実証事業として出した。そこへ、その後、枕崎市が相乗りという表現がいいかどうかですね、する。そうしますと、今後ですね、南さつまのよその市のことをとやかく言う気は全然ございませんけど、南さつま市がもうやめたってなると、本市も当然ながら、その続けたい気持ちはあっても、もうやめざるを得ないわけですよ。

私はこれはなぜ強く申し上げたいかというと、JR指宿枕崎線もですね、同様のところがあって、枕崎市だけが隣の頰娃まで行きたいと言っても、南九州あるいはその指宿市がですよ、鹿児島から来るこの鉄道路線がやめたとなると、枕崎はどうにもならないという状況になりますよ。今回もそのようなことを感じるんですね。

何を申し上げたいかというと、やはりその全体的に行政として責任の取れる県のほうに、何と

しても交通路線ということでは参画していただきたい。そういう形での取組でないと、枕崎は、はっきり言って南さつま市次第でございますと、そういうことになっていきますよ。あと料金のこととかいろいろありますけどね。

だからその協議の仕方、この実証事業、南さつま市、あるいは本市のリレー事業、このことについて、県のほうはどういうふうな見解を出しているのか。また、その辺は聞いてもいないのか、最後に聞いておきます。

○籠原正二企画調整課長 まず、今の議員の御質疑の中で、本市の主体性というところがどこにあるのかというところで、ＪＲの例もいただきながら、御質疑いただいたところでございます。

本市の主体性としたしまして、まず、南さつま市と連携して取り組んでいくということで、常に鹿児島交通と情報交換をしながら、協議をしてまいりましょうという話はしていたところでございます。

今回のこの空港バスにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、やはり運転手の確保というものがバス事業者において非常にここが難しいということで、南さつま市と本市が連携して行方中でも、やはり、それを運行する鹿児島交通の体制づくりが今後、運転手の配置を含めてですね、きちんとなされていかなければ、この実証事業も含め定期運行へのまた道もですね、なかなか難しいものであろうというふうに考えております。

当然ながらＪＲも含め、このバス路線も含めてですね、自治体が連携して取り組んでいくといったスタンスはこれは変わりはないところでございます。

最後に、県との連携ということでございますけれども、今回の件につきましては、県との連携は特段行っているところではございません。期間的な関係もございましたが、県との連携は行っていないところでございます。また、情報共有も行っておりません。

今後につきましては、安定的な運行のためにですね、県と連携していくということでございますが、まず県に対しては、南薩地区総合開発期成会の要望におきましても、やはりこういった地方の地域交通の維持につきましては、バスのドライバーが大事であるということでこれまでも要望してきておるところでございますので、これは全体として、このドライバー確保に向けた動きというものは、連携して行っていかなければならないというふうには考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 一つだけお聞きしたいんですけど、この運転手の確保とかそういうものはもう分かりました。ただ、今回はこのリレーということで、南さつま市の事業に乗っかるような形になっておりますが、そもそもですね、空港バスが廃止された時点で、枕崎が端っこなので、なんとか枕崎から運行をしようという、市としての県との話合いとかそういった動きはなかったのかということとところだけ少し教えてください。

○籠原正二企画調整課長 実証事業も含めてですね、空港バスの再開の実現につきましては、県と話をするといいですか、交通事業者と話をしていかなければならないというふうに考えております。

いかんせん、やはりその担い手というものがなければですね、県と幾ら協議したところで、運行につきましてはなかなか先に進んでいかないというところになってまいりますので、県との連携につきましては、ドライバー確保に向けた支援も含めてですね、そういったことで連携して取り組んでいけないかということは検討してまいりたいというふうには考えております。

○眞茅弘美議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――平田議員。

○10番平田るり子議員 私は議案第66号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）に、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算に計上されておりますキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業については、事業そのものを否定するものではありません。対象店舗の拡充や景気回復時の消費喚起策としては有効な施策の一つであると考えております。

しかしながら、今回活用される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けている市民や、地域経済を支えることを目的としたものです。

現在、市民生活を取り巻く環境は厳しく、指定ごみ袋の料金の改定をはじめ、医療費や保険料、子育てに係る負担など、様々な負担が家計を圧迫しております。

国においても、物価高騰対策として、電気料金やガス料金の負担軽減を行うなど、できるだけ広く国民に行き渡る施策を実施しております。そのような中、地方においても、限られた財源を特定の利用者に恩恵が偏る政策ではなく、今回はですね、市民全体に広くひとしく効果が及ぶ支援に優先的に活用すべきではないでしょうか。

例えば、水道料金の負担軽減など、市民一人一人が日常生活の中で実感でき、それぞれの家庭の実情に応じて必要な支出に充てることのできる支援、こういったことこそが物価高騰対策として、より効果的であり、市民に寄り添った施策であると考えております。

また、キャッシュレス決済を利用しない高齢者など、市民の中には、今回の事業の恩恵を十分に受けることができない方々もおられます。

物価高騰対策としての公平性や優先順位については、より慎重な検討が必要であります。

以上のことから、私は今回の補正予算に賛成することができず、議案第66号令和8年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）に反対するものであります。

○眞茅弘美議長 これをもって討論を終結いたします。

これから起立により採決いたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、御手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第11号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に、また重複した質疑とならないよう願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関係する詳細なものについては、議会の権限を越えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○10番平田るり子議員 南薩地域地場産業振興センターと南薩エアポートについて質疑させていただきます。

まず初めに、南薩地域地場産業振興センター決算認定は、本決算書、財産目録及び監査報告を確認いたしました。会計処理の適正につきましては、監査報告書において適正であると意見が示されており、その点については一定の確認がなされております。

一方で、南薩地域地場産業振興センターにつきましては、今後、市の譲渡が予定されておりますが、施設の老朽化や防災機能の低下など様々な課題を抱えている状況にあります。

決算認定に当たりましては、単に収支や財産の状況を確認するだけでなく、これまで形成されてきた財産がどのような状態で引き継がれようとしているのか。また、そのことが将来的にどのような市民負担につながる可能性があるのかを確認することも重要と考えております。

そこで、今後予定されている施設の譲渡に関連し、譲渡に至った経緯と判断、施設の現状と資産価値、今後の市の負担について順次お伺いいたします。

南薩地域地場産業振興センターにつきましては、今後、市へ譲渡されることとなっておりますが、譲渡に至った経緯及び理由はどのようなものであったのか、また継続運営やほかの活用方法なども含めて検討されているのかお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 当該法人につきましては、令和8年3月31日をもって解散をいたしましたところです。

令和7年12月定例会以降の経過を申し上げますと、令和8年2月18日に同法人の理事会、3月25日に評議員会を開催し、定款の変更を行い、令和8年3月31日の解散が決議されました。施設の譲渡に至った経緯ということにつきましては、今申し上げましたとおり、解散を決定したということでございます。

質問者からもありましたとおり、本市としましては、市内の業界団体の要望等も踏まえ、公益財団法人南薩地域地場産業振興センターの施設を含めた財産につきましては、枕崎市に帰属させたいと考えております。

今後ですね、正式には清算人会で、当該法人の財産等の整理をする中での調整となり、施設のことにも協議をされますが、枕崎市で受け入れて利活用していきたいと考えております。これまでの使い方を継続していきたいと考えているところです。

譲渡に至った経緯、理由ということですが、まだしっかりとですね、決まったものではないところですが、再度申し上げますが、3月31日の解散をされました。それ以降、先日、評議員会のほうで決算承認がされましたので、その後、清算人会を設立して、半年をめどに清算人会のほうで清算終了まで行っていくという流れでございます。

2つ目の御質疑ということで、施設の現状の資産価値ということでお尋ねかと思いますが、議員がおっしゃいました財産目録にもありますとおり、施設につきましては、簿価評価ということですが、そういったことで把握をしております。

実際の資産価値につきまして、私どもが申し上げるところではないところです。今提出してあります財産目録にあるとおりの評価と考えております。

3つ目の質疑で、今後想定されるそういった施設の維持管理とか、そういったものについてのお尋ねですが、私どもといたしましては、当該法人の先ほど言いました最終期の決算が今月24日に承認されまして、清算人会において、半年ほどかけて整理手続を進めてまいります。

市としましては、残余財産の帰属先が本市に決定されるものとして今後、施設維持管理費の費用等も具体的に試算していきたいと考えております。

そういったことで、これまでの法人との関わり方としましては、県も含めた近隣の自治体を含めて出捐団体がありますが、中心的な関わりを持っていた本市としまして、しっかりと財産を引き継いで、その後も利活用していきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 今ですね、財産目録に関してはお答えをいただきました。建物は約1億7,000万円余り計上されておりますが、建物は、海岸沿いに位置しており、老朽化が進んでおります。津波などですね、施設として高台で接続していた避難通路も利用できない状況に今なっております。譲渡に当たり、こういった老朽化や資産評価はどのように行われるのか。また、現在の施設の実質的な価値や安全性をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 少し繰り返した答弁となるかもしれませんが、御承知のとおり現状は、議員がおっしゃったようなところもございます。まずは清算会のほうで、施設含めた財産をしっかりと整理されて、清算終了を約半年かけてされる予定でございます。

その中でですね、残余財産ということで、しっかりと見ていただきますが、本市としましては、今お話にあったようなことも承知をしておりますので、それらも含めて、今後、受入れに当たって費用等についても試算をしてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、清算会のほうの残余財産の整理、そして清算終了に向けた手続等をですね、しっかりと本市としても見ていきたいと思っております。

○10番平田るり子議員 今から譲渡ということになってはおりますが、もうやはりですね、先行していろんな会議を持たないと、譲渡してからいろんな不安とか、市民の方からのそういった声も出てくると思いますので、維持管理とかこの資産をどのようにするのかとかいったことは、これからしっかりと話をさせていただいて、最終的に、枕崎市民のみに負担とならないような運用をしていただきたいと思いますので、そこはしっかりとお願いしておきます。

次に、空港跡地におけるメガソーラー事業について質疑させていただきます。現在の契約期間が令和16年8月31日まで残されている中で、今回、事業者から20年間の継続延長の提案があったと説明がありました。令和8年3月26日に全員協議会、市長報告においても当該跡地に関する具体的な活用計画がないことから前向きに協議を進めると報告がありました。

現在のこの契約満期まで期間がある中で、この時点で契約延長の協議を進める理由についてお伺いいたします。また、市としてはですね、契約延長による土地貸付料や固定資産税収入以外の視点から、この土地の将来的な活用可能性について検討を行ったのでしょうか、お聞きいたします。

○籠原正二企画調整課長 今、議員の御質問につきまして、メガソーラー跡地で今、太陽光発電を行っている事業につきましては民間事業者が行っておりまして、土地につきましては、市が貸付けを行っているものでございます。

それが令和16年度までの貸付け契約ということでですね、基本的にはこれは市の取組ということになってまいります。

ただ南薩エアポートにつきましては、その管理委託を受けておりますので、その観点からお話しさせていただきますと、南薩エアポートにつきましては、今回のこの土地使用の契約の延長に向けた覚書を締結した経緯といたしましては、先ほど議員がおっしゃったように、3月26日

の全員協議会の中で申し上げたとおりでございまして、そのときに報告はございませんが、メガソーラーが延長されますと、南薩エアポートといたしましても、まだ当然、決定したものではありませんけれども、管理委託の可能性はまたあるということですね、そういった面であれば、南薩エアポートの経営の面からいくと、これはプラスの動きであるというふうに考えております。

その他契約延長に至るですね、今回のなぜこのタイミングでの覚書であったかというのはエアポートにつきましては特段影響されないところだと考えておりますので、答弁は控えさせていただきますと考えております。（「10番」と言う者あり）

○眞茅弘美議長 平田議員、3回までです。

○6番立石幸徳議員 地場センターとですね、お魚センターの関係で、地場センターについては、現時点でお尋ねできること、できないことあるかと思うんですが、私も3月議会の一般質問でもちょっと触れたんですが、地場センターはいうまでもなく公益財団法人。この公益財団法人を解散し、清算する場合には、引き続き公益的活動に使用される必要があり、法令で一定の要件を満たす公益的な活動を行うものを帰属先にするよう法律で定めているわけですね。ですから、一般的な法人とか、財団法人に譲渡なり、残余財産を引き継がせるということはもう法律上できなくなっているわけですね。

そういう意味で、枕崎市が無償譲渡をしていくということは、状況を見て、当然のことではないのかと考えるんですが、1点ですね、3月末をもって解散をしました。先ほど水産商工課長からも説明があったんですが、そして、現在、この市議会に、地方自治法に基づいて7年度の決算報告書が出ているわけですが、今後その残余財産を清算をする、あるいは負債面の借入金返済がどうなったのか、きちっと清算されたのかとかいうことなんかもあるかと思うんですが、清算後の議会に対する、いろんな残余財産の処分、そういったものは報告はなされるのかですね、その点だけを確認しておきます。

それから、お魚センターの関係ですね、近年、リニューアル後、経営状況が黒字になってきて、令和5年度も900万円ぐらいの黒字、令和6年度はですね、特別事情があって赤字になりましたけど、この今度の令和7年度決算も560万円ぐらいの黒字決算なんですね。そういう中で、近年のお魚センターに対する決算状況を一覧で見ますと、令和5年度からですね、業務委託費っていうのが発生しているんですよ。これが5年度が1,220万円ぐらい。令和6年度が1,415万円、そして今度の7年度決算税1,320万円ぐらいの業務委託費っていうのが結構経費としては大きな1,000万円以上の経費ですからね。

この業務委託費は、委託先ですね、どこに何の業務を委託しているのか。それぞれ地場センター、お魚センターについてお尋ねをしておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、私のほうから、質問者からありました公益財団法人の解散について少し申し上げます。

議員からありましたとおり、公益法人認定法によりますと、公益財団法人は解散時の残余財産を国、地方公共団体、公益目的取得の法人等に限定して帰属させるとされております。

法的には、枕崎市以外の自治体も適格性を有すると考えられますが、残余財産の引受先を本市と関係の出捐団体の皆様とも確認したのはですね、残余財産の性質が、枕崎市の行政区域、また事業に密接に関連しているため、公益財団法人の財産は、公益目的財産であり、その公益性を維持できる主体が承継することが制度の趣旨に合致すること。

2つ目としまして、公益法人制度は、公益目的の継続を重視するため、事業継続能力が最も高い団体が承継することが望ましいとされていること。

3つ目に、以前議会でも申し上げました設立経緯や事業の中心性から、枕崎市が主たる関与主体であったこと、こういったことから、枕崎市が残余財産を引き受けることが最も合理的であり、

公益法人制度の趣旨にも適用すると考えることから、評議委員会、理事会等でもですね、こういったことで御理解いただいたところです。

あと2つ目の清算に当たっての借入金とバランスシートを提出しておりまして、7年度の貸借対照表でもありますとおり、負債の部で借入金というのはないところです。

負債の部にありますのは買掛金、未払金ということでなっておりますので、流動負債合計600万円ほどありますが、当該法人は借入れをして資金調達をしておりませんので、その辺はないところです。

ここにも貸借対照表にもありますとおり、買掛金、未払金等をしっかりと支払っていくということと、あと流動資産であります未収金、売掛金等がございますので、それらをまだしっかりと清算人会のほうでも整理をしていくということで考えているところです。

清算後のことということで、先ほどの質問者からもありましたとおり、3月31日をもって解散をしまして、登記的には4月20日に解散と清算人会の設置登記の完了を行っております。4月7日に申請を行いました、県内でもですね、お聞きしますと公益財団法人のこういった解散については、初めての例ではないかということで伺っております。そういったことで、4月20日に登記完了となったと伺っております。

清算人会につきましては、代表清算人には法人の理事長でありました方、そして清算人にもう一人は副理事長であった方、そして、もう一人の清算人を監査法人の代表の方をお願いをして、合計3人で清算人会を設置しております。

5月12日には解散公告の官報公告を行いまして、5月13日に鹿児島県のほうに解散届出も提出しましたと聞いております。

今後につきましては重なりますが、約6か月かけて清算事務を行いまして、決算承認と残余財産の帰属、決算結了登記等を行っていきます。それが終わりましたら、残余財産の帰属先も本市と考えておりますので、議会のほうにもですね、報告はしていきたいと考えております。

○桑原英樹水産商工課参事 業務委託費に関しての御質疑でございますが、お魚センターの決算報告書の3ページですね、ここに販売管理費の内訳の科目が載っております、下から2つ目のところに業務委託費1,322万2,600円とあります。お魚センターでは、国の交付金を活用した市の補助事業であります、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業を令和6年度から実施しており、国には、令和8年度の本年度までの3か年の事業計画を提出しているところです。

令和6年度と令和7年度の業務委託料につきましては、当該補助事業のソフト事業として実施しました地元シンクタンクによる伴走型支援に係る業務委託費となっております。

同事業では、3つの柱、1つが観光振興と海業振興の両翼推進、2つ目が枕崎の食文化発信と稼ぐ力の推進、3つ目が枕崎リブランディングということで、この3つの柱を立てて、県内の地元シンクタンクの伴走型支援を受けながら、官民連携で現在取り組んでいるところでございます。

また、令和5年度につきましては、同じく国の交付金を活用した市の補助事業として、お魚センターの大規模改修事業、太陽と鰹のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業を実施したところですが、その中でもですね、一部ソフト事業として、同様にですね、地元シンクタンクによる伴走型支援を実施したところで、その業務委託費となっているところです。

少し令和7年度について具体的に申し上げますと、令和7年度は、SNSの戦略的な活用を図るため、県内インフルエンサーとタイアップした動画投稿やSNSを活用したフォトコンテストの開催、枕崎市観光協会会員を対象としたSNSスキルアップ講習などを実施したほか、前年度に引き続き、本市の観光動向やお魚センターの現状・課題というのを把握するため、スマホの位置情報を活用した観光動態調査及び来館者へのアンケート調査の実施、またですね、リニューアルしたお魚センターの切れ目のないプロモーションの展開などを行いました。

また、今年3月の1か月間につきましては、リニューアルオープン2周年記念イベントとして、多くの関係団体の協力の下、様々な催しが開催されたところです。

○6番立石幸徳議員 地元シンクタンクに委託して、先ほど言ったような委託費が支出されているんですけどね。要は、国の交付金を活用しているのが元ですから、交付金活用ということになると、当然、国なりに、その成果報告、地方創生であっても、こういう事業をして交付金を活用して、こういった成果が出ていますっちゃう報告もされないといけないわけですね。

シンクタンクに今言ったその3つの非常にある意味では抽象的な表現ですね、観光振興とか言われても、具体的にこのシンクタンクに業務委託をして、その成果の額っていいんでしょうか、これは何か地方創生の交付金の関連であれば、K P I等を設定しているはずなんですけど、そのK P Iを幾らに設定して、その実態ちゅうか、結果がどうなっているのか、その点をお尋ねします。

○桑原英樹水産商工課参事 先ほど御説明しました産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業につきましては、国の交付金ということで、提出をする段階ですね、4つのK P Iを設定して提出しております。

1つ目が地域における観光消費額、2つ目が観光地点の観光入込客数、3つ目が観光協会ホームページのP V数、そして4つ目がお魚センターでのイベント実施日での来館者数、この4つのK P Iを設定しております。令和7年度の実績につきましては、まだ集約できていない部分がございますが、分かっている範囲としまして、観光地点の観光入込客数目標値、28万2,000人に対し、実績が32万4,633人。観光協会ホームページP V数、目標値が9万4,608 P Vに対して実績が17万6,609 P V。イベント実施日のお魚センター来館者数目標値が2万0,177人に対して実績が3万3,622人ということで、全て達成しているというところでございまして、また、令和6年度の事業に関しても、達成しているところでございます。全ての項目で達成しております。

なおですね、地元シンクタンクに委託をして、どれぐらいの効果があつたかという額的な部分というのは、やはりちょっとなかなか分かりづらいところではございますが、お魚センターの売上げの推移で申し上げますと、リニューアル前の令和5年度が約1億4,631万円、そしてリニューアル後1年目、令和6年度が約1億6,648万円、令和7年度が約1億8,134万円と、着実に増加しております。

先ほど申し上げましたような、この国の交付金を使った活用した事業に取り組むことの効果が表れているものと考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑ですけどね、確かにシンクタンクに委託して効果額の出し方というのはいろいろ困難なところもあるかと思うんですけどね。ただ、これは市のほうが、国の交付金を導入して、そしてお魚センターのほうに補助金という形でそういう流れになっておればこそですよ、やはり業務委託費の最初申し上げました千数百万円の委託費の根拠も我々は全然、議会も聞かされていないわけですよ。

ただ、委託費1,300万円ですと、何の根拠でそんなものが出ているのかちゅうがありますのでね。その辺はできるだけこのお魚センターの会社の問題というよりも、市の補助金の流れがございまして、委託費の根拠についても、明確にしていきたいと思っています。

○桑原英樹水産商工課参事 産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業につきましては、この事業の内容につきましてはですね、予算のほうでも、これまで当初予算であったり、臨時会での補正予算であったりというところで、先ほど御説明いたしました3つの柱、1つ目が観光振興と海業振興の両翼推進、2つ目が枕崎の食文化発信と稼ぐ力の推進、3つ目が枕崎リブランディングということで、この3つの大きな柱があるということで具体的取組も御説明してきているところですので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思いますが、お魚センターに補助している当該補助事業を進めるに当たりましては、市も含めて、産業界、観光の関

係者も含めまして、定例的に月1回の定例会を開きながら、事業を進めているところでございまして、市としましても、毎回定例会には入っておりますので、この事業の進捗であったり方向性であったりというの、しっかりと見ていきながら、指導・助言していきたいというふうに思っております。

○2番下竹芳郎議員 南薩エアポートで質疑いたします。

資料5ページの常勤役員報酬なんですが、これ予算額が350万円で、決算額が500万円になっています。利益も上がってはいるんですが、会社法でもですね、役員報酬は、定款に定めがない場合、株主総会の決議で決めるというふうになっているみたいなんですが、これはどういう取決め処理があったんですかね。

○籠原正二企画調整課長 第36期の役員報酬につきまして、まず予算額は350万円でございまして、決算額が500万円というふうになっております。

まず予算額の350万円につきまして、同時に今回36期に当たりましては、その役員の変更ということでございまして、総括部長のほうで専務取締役になっております。それが第36期の株主総会で承認されておりますので、それが6月に行われております。その間、4月・5月につきましては、通常の給与、賞与に含まれているわけでございます。

ですので、予算上は350万円という形で役員報酬ということで10か月分組んでいるところでございます。これをそのまま執行につきましてはそのような形で執行しておりますが、決算書を作成するに当たりまして、これも担当税理士のほうと話をする中で、昨年給与手当分ですね、2か月分と役員報酬と賞与の合算が、今回この報酬の中に役員報酬として計上したほうがよいということで、助言もいただいているということで、このような決算書の記載となっているということで、エアポートのほうから聞いているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 10ページなんですが、この収支予算書で新しい科目で人材派遣料80万円、これはどういったものなんですかね。

○籠原正二企画調整課長 第37期の収支予算書におきまして、人材派遣料80万円という形で計上しております。これにつきましては、南薩エアポートにおきましては、繁忙期におきます人員の手当てといたしまして、今、これまで市のほうで説明してまいりました特定地域づくり事業協同組合というものが昨年度、設立されておりますけれども、そこからの繁忙期における派遣を受けるという形で、その費用について計上したということを聞いているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 その繁忙期でこの組合から派遣されるということなんですね。

この1ページの航空燃料販売なんですけども、これも前年より収益が増となっていると書いてあるんですが、昨今の物価高騰とか燃料代の高騰とあるんですが、これの燃料の取扱量とかは分かるんですかね、3か年分、令和5、6、7年分が分かれば教えてください。

○籠原正二企画調整課長 御質疑にありました燃料の供給量につきまして、航空燃料供給量というものが整理されておりますので、答弁いたします。

令和5年度が11万1,283リットル、令和6年度が12万0,269リットル、令和7年度が11万9,512リットルでございます。

○3番辻本貴志議員 お魚センターについて伺います。

お魚センターでは、令和7年度決算で売上げが伸びて、当初純利益も黒字となっております。一定の経営改善が見られるものと受け止めています。

一方では、営業利益はまだ赤字であり、今後も継続的な経営改善が必要な状況だと認識しています。その中で、飲食部門や商品開発、団体客対応などは、長年現場を支えてこられた中核人材の経験や技術に大きく支えられている面があると考えます。今後、中核人材の退職や人材流出があった場合、品質維持や売上げ確保にどのような影響があると考えているのか。

また、技術継承、後任育成、人材確保、職員の処遇や福利厚生の改善についてお魚センターと

してどのように取り組んでいくのか伺います。

○桑原英樹水産商工課参事 まず、営業利益が赤字であるというところについて、少し御説明をいたします。決算報告書の2ページ損益計算書を御覧ください。

この中で科目の3つ目のところの営業損失ということで、615万2,588円の赤字であるということにあります。こちらに関しましては、先ほどの業務委託のところにも関連するところなんです。4つ目の科目のところの営業外収益の補助金収入とあります。補助金収入が1,800万円ほどあります、1,800万9,873円ですね。こちらのソフト事業に当たるのが、先ほど御説明しました販売管理費の中に出ています業務委託費1,300万円ほどとなります。

またですね、損益計算書の2ページに戻しまして、5番目の営業外費用の固定資産圧縮損というのが478万7,272円ございますが、こちらがウォーターフロント事業のハード事業に当たる部分になります。

このハード事業につきましては、圧縮記帳によって、帳簿価格をほとんど1年になるまで減額しておりますので、ここに圧縮損ということで表れてきているところです。ですので、補助金収入が1,800万円ほどあって、この固定資産圧縮損の分が500万円ほどあるということで、この差額がちょうど業務委託費になるわけですが、業務委託費は、科目の3番の販売管理費及び一般管理費に入ってきますので、実際営業外収入の補助金を上のほう、営業の一般販売管理費で支出しているということで、見かけ上、赤字になっているということですが、実際は、700万円ほどの黒字になっているということでございます。

また、人材の確保等がなかなか難しくなっているということはまさにそのとおりかとは思っております。そこも踏まえまして、やはりお魚センターの中でも職員の高齢化も進んでいたりするところでございます。

しかしながら、若い職員もですね、入ってきているところですので、そういった職員向けに、先ほどからございますウォーターフロントの事業ですね、こちらで専門家を招聘した人材育成というのも本年度は計画しているところです。

また、従業員の福利厚生含め、処遇というところで申し上げますと、ここ数年、売上げも上がってきております。そして経営も改善してきております。そして、社会情勢も、今ですね、賃上げの方向に向かっているということもあって、ベースアップも毎年しているようでございます。

しっかりと、市のほうもですね、そういったところも見えていきながら、必要に応じて助言できればというふうに思っているところです。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○4番上迫正幸議員 私のほうも、お魚センターについて2点ほどお聞きいたします。

収支予算書の広告宣伝費が、予算が136万3,000円で組んで、決算が28万8,226円、マイナス107万4,000円ほどなんです。理由をちょっとお伺いいたします。

○桑原英樹水産商工課参事 こちらの広告宣伝費につきましては、主に国内外観光客誘客事業でのイベント経費であったり、チラシの作成、その折り込み経費であったりということで、決算としましては、大分落ちていると、少なくなっているということでございますが、この国内外観光客誘客事業で、どのような事業を実施するかというのにも左右されてきますし、今回、ウォーターフロントの事業で、一定の周知というのがある程度できている部分、フェアをするときの告知であったりとか、何か新しいことをするときの周知であるとか、そのあたりはですね、ウォーターフロントのほうの事業で、ある程度できているということもあって、このように減額になっているというふうに聞いております。

○4番上迫正幸議員 同じページのもう一点、修繕費です。159万円の予算に対して48万8,840円だと。このマイナスの予算は、どういう理由でこうなったのかをお願いいたします。

○桑原英樹水産商工課参事 修繕費に関しまして、100万円近く減額しているということござ

いますが、主に令和6年度に関しましては、台風の被害があったことによる修繕というのがございましたが、令和7年度は台風被害による修繕というのは発生しませんでしたので、そこでの差額が大きかったところです。

○4番上迫正幸議員 もう一点、南薩エアポート株式会社についてです。

5ページの収支予算書のほうでですね、雑費のほうが80万円から決算が145万0,347円と65万0,347円増額しているんですが、雑費の内容と、増えた理由を教えてください。

○籠原正二企画調整課長 南薩エアポートの大きな業務といたしまして、1つメガソーラーの管理がございますが、それに当たりまして、周辺の草であるとか、繁茂している木であるとか様々ですね、また発電に障害にならないようにということで、そういったものを常に管理をしているところでございますが、それにかかる経費で、突発的な経費がかかったということで伺っております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和8年第4回定例会を閉会いたします。

午後0時1分 閉会

一般質問の要旨

令和 8 年 第 4 回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①立石 幸徳	学校の再編・統廃合について	1 枕崎市望ましい学校づくり審議会について (諮問内容・審議会スケジュールなど) 2 総合教育会議での協議・調整について (令和 8 年度からの教育大綱・教育振興基本計画など) 3 小・中学校の児童・生徒数の現状と今後の見通しについて 4 小・中学校の適正規模・適正配置について 5 学校統合に伴う諸課題への対応について (特別支援教育への影響・教職員体制の整備ほか)	市 長 副市長 教育長 課 長
	J R 指宿枕崎線の在り方検討会議について	1 5 月 12 日の第 6 回検討会議において、指宿～枕崎間の区間経済効果の試算が示された。今後の会議の方向性についてどのように考えているのか	市 長 副市長 課 長
	防災対策について	1 兵庫県南あわじ市との災害時応援協定の締結について	市 長 副市長 課 長
②橋口 洋一	本市の実情に応じた自転車通行区分の適用について	1 自転車事故の発生状況、また車道を走る自転車への苦情等の相談状況について 2 自転車が車道を走ることを前提とした車道の整備状況について 3 現在「普通自転車歩道通行可」となっている歩道はどこにあり、その歩道がどのような状況から認可されたものと承知しているか	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		4 市役所前の広い歩道は「普通自転車歩道通行可」となっていないと思われるが、適用を県公安委員会に申請することはできないものか 5 中学生になると自転車に乗る際には原則車道を通行しなければならないという大前提の下、学校ではどのような指導が行われているのか 6 市内で買い物等のため最も自転車に乗っていると 思われる技能実習生に対して、交通安全教育体制は十分に取られているのか 7 道路交通法改正による青切符制度だけが先行し、道路環境の整備や自転車に乗る者への安全教育が追いついていないまま見切り発車されたような状況を、市当局としてはどのように考えるか 8 本市における歩道を伴った車道については、車道走行危険度、あるいは歩道走行安全度を考慮し、可能な限り「普通自転車歩道通行可」とできるよう、国・県とともに県公安委員会へ働きかけを行うことはできないか	
③下竹 芳郎	市民が「健康でいきいきと暮らせるまち」について	1 市長は施政方針において、市民の健康について主な取組を幾つか掲げているが、生活の根幹でもある健康をどう捉えているか 2 健康・こども課を組織改編して1年2か月過ぎたが、運営状況や市民の反応等はどうか 3 市内の民間病院が閉院する中で市立病院は4月から小児科を開設した。病床機能も再編し、これからの地域医療の展望について 4 年々、負担が重くのしかかる国民健康保険税は今年度から子ども・子育て支援金の徴収も行われる。令和9年度一般会計からの法定外繰入の解消を目指	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④吉嶺 周作	「子育て・学びが充実したまち」について	すと言うが達成は可能か 1 本市において子育てが充実したまちになるための「第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」が2年目を迎えたが、主な事業の進捗状況はどうなっているか 2 今年度中に新設するこども家庭センターは、子育て世代のニーズに寄り添うためどういった取組を行っているのか 3 今年度中に清算終了が予定されている南薩地域地場産業振興センターの1階に「子どもが安心して過ごせるスペース」の設置を検討中とあるが、どういったものか	市 長 副市長 課 長
	平和教育について	1 世界では戦火が絶えることはない。また、各地で新たな火種が起ころうとしている。日本も戦後80年が過ぎ二度と過ちを繰り返さないためにも、平和の尊さを知ることが必要だ。本市ではどのような教育を行っているのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	自主防災組織について	1 市内74公民館のうち、69公民館が自主防災組織を結成しているが、各組織の活動状況はどうなっているのか 2 69公民館の中で、ふだんから備蓄品（水、食料、衛生用品）等を備えている公民館はどれほどあるのか 3 本市は備蓄品をどの程度確保しているのか 4 日常生活において、地域住民の名前と顔を覚えることが大事なことだと考えるが、今の時代、近所付き合いも希薄になっているのが現状である。地域住	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		民が安心・安全な生活を送るためにも自主防災組織の団結力と強化が必要だと考えるが、市民運動会と防災運動会を同日に開催し、地域内の絆と共助を深める運動会にしてみてもどうか	
	ごみ袋問題とごみステーションの管理について	1 中東情勢の緊迫化により世界経済が混乱している中、ナフサの供給不足と調達コストの上昇は我が国においても多大な影響を受けている。今回、指定ごみ袋が値上げになった経緯は 2 市民生活に直結するごみ袋の値上げの前に、具体的に市や衛自連ではどのような検討がされたのか 3 市民はごみ袋の大幅値上げに驚愕しているが、現在の中東情勢が改善された場合、元の価格に戻すべきだと考えるが、当局の見解は	市 長 副市長 課 長
	火之神保有地の利活用について	1 第3期枕崎市地方創生総合戦略（令和8年度版）において、火之神エリアの魅力創出事業を掲げているが、基本計画の進捗状況はどうなっているのか 2 養豚場跡地を取得し、4年も経過しているが、この事業を進める上で道路（遊歩道や堤防）等のインフラ整備も不可欠だと考えるが、計画上どうなっているのか	市 長 副市長 課 長
⑤味園美和子	消防組織について	1 消防職員の過去5年間の退職者数の推移について 2 職場環境の改善について (1) 人間関係の固定化を防ぐための配置転換や業務分担の工夫 (2) 相談体制や外部窓口の活用状況	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥水野 正子		(3) メンタルケアなどについて、現在どのような取組を行っているのか	市 長 副市長 課 長
		3 勤務体制、給与、キャリア形成など、他自治体との比較や検証は行われているのか	
		4 人材育成・人材定着について	
	商店等新規出店支援事業補助金制度の対象地域拡充及び新商品開発支援について	1 過去5年間の利用状況と成果について	市 長 副市長 課 長
		2 現在の対象地域を見直し、拡充する考えはないか	
		3 新商品開発やブランド化、販路拡大を支援する補助制度の創設について	
		4 ふるさと納税返礼品の不適正表示について、今後どのように信頼回復につなげていくか	
	九州大会及び全国大会並びに国際大会出場補助金について	1 補助金の制度概要と近年の利用実績について	市 長 副市長 課 長
		2 補助金の増額と対象の拡充について	
	物価高騰に対する支援について	1 直面する現状と対策について	市 長 副市長 課 長
		2 飲食店への支援について	
	今後のこどもの日かつおまつりの在り方について	1 来年度の開催方法について	市 長 副市長 課 長
		2 ファミリー層をターゲットにしたこどもの日の誘客について	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦禰 占 通男	子ども・子育て支援金について	1 なぜ支援対象の子育て世帯も支援金を負担するのか 2 支援金は独身税なのか、なぜ独身者や高齢者も支払うのか 3 支援金の導入に伴う、本市における児童手当等の給付拡充の状況について	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	1 不適正表示の経過と対応について (1) 寄附者への対応 (2) 返礼品の仕入先である事業者への対応 2 今後の返礼品の在り方はどうなるのか	市 長 副市長 課 長
	かつおぶし加工用原料について	1 枕崎漁港の水揚げ状況と魚価について 2 高騰する加工用原料への対応について 3 節類加工業の今後の在り方について	市 長 副市長 課 長
	部活動の地域展開後の支援について	1 地域クラブ活動費と保険料について 2 活動場所までの移動の確保、指導者の確保、施設の確保について 3 活動時の安全確保について	市 長 副市長 教育長 課 長
⑧平田るり子	管理不全空き	1 現状と対策について	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	家について	2 防犯対策について 3 不動産整理に関する相談状況について	副市長 課 長
	共有土地・共有林野（共同山）について	1 土地整理・売却等の相談状況について 2 件数、面積、管理状況について 3 管理が困難な場合の対応と今後の課題について	市 長 副市長 課 長
	ごみ処理における高齢者への支援について	1 ごみ搬入体制の変更による高齢者への影響や相談について 2 高齢者等が抱えている課題の認識について 3 戸別収集や搬出等の支援策について 4 関係部署が連携した支援体制について	市 長 副市長 課 長
	指定ごみ袋について	1 ごみ袋が不足していたときの対応について 2 市民への情報提供と周知の在り方について 4 市民負担軽減のための支援策について	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎

枕崎市議会議員 平 田 るり子